

思ひ切ることは能はなかつた。

十二日朝四つ時(午前十時)出門、一橋殿を訪問し、夫より登營、暮時過歸館せらる。一橋殿の許にて、公(春嶽)板倉閣老の進退如何計らひて然る可きやと尋ねられしに、一橋殿方今缺くべからざる人物なれば、尙熟考を加はへ、近日登營の上、何分の御相談に及ぶべしと答へられたりき。

要するに幕府の病根は、政事總裁職たる松平春嶽と、將軍後見職たる一橋慶喜との間が、理想的に契合しなかつた點に存した。春嶽は何れかと云へば、純良なる人物であつたが、然も彼には若干の執著があり、決して淡泊にして、其の腹心を指先に持ち出す底の快漢では無かつた。一橋は貴公子でありつゝも、智慮あり、聰明にして、且つ執拗の人であつたから、兩人何れも奥齒に物が挟まりたる様にて、十二分に打ち解けて、其の意見を上下することも出来ず、その爲めに十二分の戮協も出来ず、その結果が双方とも不満であり、不平であり、遂ひに文久改革の熱が思ふ様に乘らなかつた。

幕府の病根

### 【七五】 一橋慶喜再度の辭表

板倉退職せず

板倉閣老問題は、彼が一時引入りたるばかりにて、未だ落著しない。

十三日(文久二年十一月)例刻登營、暮時歸館せらる。此日板倉閣老より、人心激昂のため、一時引籠りたるは、據なき事なれど、此儘退職しては、正しく朝旨を遵奉するに意なきため退黜せられたる筋に當り、天下萬世の汚辱なれば、今一度登城して、此冤を雪ぎ、然る上兎も角もする事に致したしとの意を、内閣へ申立られしが。

此れは板倉當人の申出だ、當人としては尤の申分だ。

壯士説得の案

公(春嶽)板倉の登營を見合はす事となりしは、一時の危難を避くる爲めに、朝旨を遵奉するに意ありやなしやの爲ならねば、登營しても、其冤を雪ぐべきにあらず。故にしか危難を冒して登營するよりも、壯士等に説得して、誠意の在る所を知らしむるが、第一の捷徑なるべしと申されしが、閣議は尙決定



に至らざりしとぞ。

春嶽の説も亦た尤だ。要は板倉が民間志士より其の心事を疑はれたるにあるから、その疑團を氷釋せしむるの手段を取る可しとのことだ。然も幕府の議が、此れしきのことさへ容易に決しかぬるを見れば、自餘の大事は、猶更らの事と察せねばならぬ。

慶喜また  
出辭職書提

扱も十一月十一日中納言に任せられたる一橋慶喜は、更らに十五日を以て、復たしも後見職辭退の願書を提出した。

御後見之儀は、追々御年頃に被爲成候に付、先達而田安殿御免被仰出候處、尙又叡慮を以被仰進候に付、御後見相勤候様蒙御内命候砌、數度御辭退奉申上候處、再應御沙汰も被爲在候に付、乍不肖御請相勤罷在候得共、最早御自身御政事被爲聞召候御儀、且は當今不容易御時節柄、御大政參謀罷在候ても、素より不肖之身、往々皇國之御不都合に相成候ては、奉恐入候に付、旁御後見御免被成下候様奉願候。此段宜御披露頼入存候以上。

十一月十五日

一橋中納言

- 松平豊前守殿
- 水野和泉守殿
- 板倉周防守殿
- 井上河内守殿
- 小笠原圖書頭殿

辭表再提出理由

此の如く一橋慶喜が辭表を提出したるは、彼が素論たる開國説を、幕府が抛却して、素直に攘夷の趣旨を遵奉するを快からず考へたからであらう。此際に於て春嶽は、如何なる行動をなしたる乎。彼は十一月十五日には、山内容堂と與に、勅使を訪問してゐる。

春嶽現狀維持眞意

十五日例刻登營、退營より松平容堂殿同道、勅使兩卿の旅館に赴かる。歸館は夜四つ時(午後十時)なり。此日公(春嶽)兩卿に對面せられし時、今日は總裁職を離れ、越前隱居の資格を以て參館せりと申されしに、兩卿さらばとて脱帽の



上、酒肴を出され、種々打解けたる御物語りありしが、公(春嶽)今後方向を攘夷に一決せらるれば、第一横濱始め、居留の外國人を追ひ拂ふべきは勿論なれど、是は随分むつかしく、事に寄りては大騒動にも至るべし、故に其覺悟なかるべからずと申されしかば、兩卿攘夷に一決せらるればとて、直に拒絶にも及ばざるべし、宜しく其方略を盡し、然る上の事なるべしと答へられ、兼て過激の議論を主張せらるゝよしとの風聞には似ざりしとぞ。

春嶽と慶喜の相違

此の如く春嶽は、其名を攘夷にして、其實を恐らくは現狀維持にするにあつたが、一橋はかゝる不徹底のことでは然る可からずとの意見にて、此に兩人の意見の一致を缺いたるものと察せらるゝ。

慶喜出勤勧告を肯んぜず

十七日例刻登營、退出より一橋殿の許に赴かる。歸館は夜五つ時(午後八時)前なりき。此時一橋殿の登營せられざる事を、大樹公(將軍家茂)深く痛心せられ、兎も角も出勤ある様申入るべしと仰ける故、其の台旨を傳達せられけれど、橋公は例の御持論にて、攘夷の勅旨を奉承せられては、浮浪輩の姦計に陥り、

將來如何とも爲すべからざるに至るべければ、到底出勤しがたしと答へられしが、岡部駿州も公に従ひて、一橋殿の許に至り、同じく出勤ある様、陳告しけれど、終に聞納れられざりしとぞ。

一橋慶喜の執拗は、中々有名なものであつた。

### 【七六】 一橋慶喜辭職を思ひ止る

幕議紛々決せず

憐れむ可きは將軍家茂だ、彼は十七歳(數へ年)の青年にして、固より何等の經驗もなき、指導者もなきに、其の後見職たる一橋慶喜は、辭表を出して、引籠り、其の重なる閣老の板倉勝靜も、物論に煩はされて、進退を考慮せねばならぬ次第然も、勅使は今や滯府中にて、其の接見の期も、近きに迫りつゝあるに際し、幕府にては群議紛々、何等決著する所がない。



互に壯士  
説得を讓  
合

十八日(文久二年十一月)晝九つ時(正午)登營、暮時歸館せらる。此日公(春嶽)大樹公の座前へ出られしに、板倉周防過日來引籠り居れども、人少の閣老、永く不勤にては不都合故、速に出勤する様にと仰せける故、内閣に於て評議に及ばれしが、閣老は大小監察をして壯士等に説得せしむべしと申され、大小監察は容堂殿をして説得せしめらるべしと申立、いづれとも決定に至らざりしが、夜に入て水野和泉守殿より、書翰を以て壯士輩の説得は、容堂殿に致したし、又容堂殿へ此事を依頼する事は、貴藩(越前藩)の重臣より申入らるる様に願ひたしと申遣はされき。

皆責任同  
避

此の如く責任の譲り合ひにて、遂ひに松平春嶽は、其の重臣を、山内容堂へ遣はし、其事を依頼した。

容堂に壯  
士説得依  
頼

十九日朝中根鞆負を、松平容堂殿の許に遣はさる。昨夜水野閣老より、重臣をして、板倉閣老のため、壯士に説得の事を、容堂殿へ依頼せしめられたしと申遣はされし故なり。

斯て本日營中に於て、尙又此件の評議に及ばれしが、壯士に説得の事は、容堂殿承諾せられけれど、板倉閣老萬一依然因循を脱せず、尊奉の誠意なからんには、矢張事變なきを保しがたし、故に試みに明日より出勤ある様にとの意を、屹度板倉殿へ申入れ置かるゝ事に決し、則大樹公へ、其旨を言上し、板倉殿へは、小笠原圖書頭殿を遣はされたり。

然るに一橋慶喜の態度は、依然頗る強硬にして、容易に辭職を思ひ止まる可くも無かつた。

春嶽の慶  
喜出勤勤  
告

廿一日晝九つ時(正午)登營、退出より一橋殿を訪問し、夜五つ半時(午後九時)歸館せらる。本日一橋殿久々にて登營せられけれど、大樹公に謁せられしのみにて、御用席に入らず、退營せられし故、再び大樹公の命を以、出勤を勸告せられしなり。

此の如く春嶽は、將軍の命を奉じて、一橋慶喜の出勤執務を勸告に出掛けただ、尙ほ閣老板倉勝静は、二十二日より出勤することとなり、此の問題は片附い



慶喜依然  
不承知

たが、然も一橋慶喜の辭意は、頗る牢乎たるものであつた。

廿四日、此日板倉、水野、小笠原の諸老一橋殿の許に赴かれ、舊の如く日々登營ある様にと勸告せられしが、一橋殿矢張承諾せられず、結局勘考の上、明朝までにいづれにか決す可しと答へられたりとぞ。

廿五日、本日も小笠原圖書頭殿一橋殿の許に赴き、例の登營を勸告せられけれど、聞納れられず、引つゞき大目付竹本隼人正、御目付澤勘七郎、御側衆某等參邸して勸告しけれど、矢張聞納れらるべくもあらざりし故、更に板倉周防守殿にも參邸ありて、共々に登營ある様にと申立られけれど、尙も承諾せられざりしとぞ。

慶喜の失  
策

若し一橋慶喜にして、此程の決心を、其の初一念たる開國論にて貫き透したらんには、事の成敗は別として、當人の爲めにも、幕府の爲めにも、朝廷の爲めにも、恐らくは幾許の效能を、假令直接ならざるまでも、間接には齎らし來りたるやも、未だ知る可からずであつたが、憾らくは彼は枉げて攘夷の勅旨奉戴に賛成

春嶽慶喜  
最後訪問

し、然もそれが不本意なりとて、斯く辭意を申し出でたるに於ては、彼が遂ひに虻蜂取らずの仕合となつたのも、餘儀なき結果であつた。

それは兎も角も、今や將軍の勅使面接の日は、愈よ眼前に迫り來りたれば、二十六日更らに松平春嶽は、將軍と打合の上、一橋慶喜を訪問し、最後の談判を試みることとした。

廿六日朝五つ半時(午前九時)出門、一橋中納言殿を訪問し、夫より登營、暮六つ半時(午後七時)歸館せらる。今朝一橋殿を訪問せられしは、例の登營を勸告せらるゝ爲なりしが、明廿七日、勅使入城あるべき場合なりし故、今度は是非とも登營の承諾を得ざるべからずとの閣議にて、公の勸告中へ、別に大樹公より御直の召命を下さるゝ事に豫じめ打合はせ置かれたるよし。

慶喜漸く  
登營

さて一橋邸にて對話中、御側衆佐野伊豫守、大樹公の内命を奉せるよしにて、其席に來り、指懸り御相談なされたき事あれば、即刻登營あるべき旨仰出されたりと述べ、公も側らより、しか御直命ある上は、いよく速に登營せられ



ざるべからずと言を添へられしかば、一橋殿御相談とある上は、命に従はざるべからずとありて、やがて登營ある事に決せられし故、公引分れて登營せられしが、一橋殿にも續て登營せられたり。此時大樹公に謁せられし上は、直ちに歸館せらるべき内存と察せられし故、閣老衆以下、諸有司相謀り、累りに切迫の事情を述べて、勸告に及び、遂に以後舊のごとく、日々登營せらるゝ事になれりとぞ。(續再夢紀事)

慶喜辭職  
執著の因

此の如く挺でも動かぬ一橋慶喜も、將軍の直使や、春嶽の再三の勸告や、閣老、諸有司の懇願やらにて、勅使入城の前日、漸く辭職を思ひ止まることとなつた。而して此の如く一橋慶喜をして、辭職に執著せしめたる所以は、畢竟無謀の攘夷の朝旨を奉戴するは、彼としては、忍び難き所なりとの意見であつた爲めと察せらるゝ。

【七七】 安政年度の追罰 (一)

安政大獄  
關係者處罰

勅使入城に先ち、幕府の施設として特筆す可きは、安政條約及び大獄に干繋したる人々に對する處罰である。此れは井伊の政治を、根本的に翻がへしたる當時に於ては、必然と云はん乎當然と云はん乎、何れにしても、避け難き結論であつた。

廿日(文久二年十一月)此日營中に於て、故井伊掃部頭殿を始め、内藤紀伊守殿、間部下總守殿、酒井若狹守殿、堀田見山(正陸)殿、久世大和守殿、安藤對馬守殿、小笠原長門守、藥師寺靜山に譴責を命せらる。

さて此譴責は、今朝俄に閣老衆を、大樹公の座前に召され、故井伊掃部頭在職中、品々不屈の處置に及び、夫が爲め今日朝廷へ對して申上ぐべき様もなき不都合を醸し成せり。又其頃の年寄以下にも不束の輩少からざれば、是ら皆譴責を加へざるべからず。さて御譴責は最急施を要すべきなれば、今日中に



將軍自責の意

取調べ施行すべしとの台論ありし由なるが、午後に至り公(春嶽)登營せられしかば、大樹公尙又公を座前に召され、故井伊掃部頭云々、前文の趣を仰聞けられたる上、斯る譴責を加へざるを得ざるに至りしは、當時幼年なりしとは申ながら、此方に於ても職掌に對して、此まゝ在るべきにあらざれば、斷然官位一等を辭すべき決心なりとありし故、公深く感激せられ、涙を押へて、台慮の趣一々感服せり、しかる上は、一橋へ申談じ、尙伺ふべしと申上られしに、大樹公さらばとて一書を自書せられ、此書面を以て一橋に相談すべしと仰せられき。(原注、此書面は御側御用御取次見習佐野伊豫守をして持參せしめらる)井伊殿以下の譴責案は、小笠原圖書頭殿の起草なりとぞ。

譴責問題發案者

抑も此の譴責問題は、將軍家茂の自發であつた乎、將た當時の閣老、若しくは總裁、或は側近有司の進言であつた乎、如何に聰明なればとて、十七歳の青年にして、斯る事を思ひ立つ可しとは、想像し得られず、何れにもせよ、其の周圍の雰圍氣は、遂ひに將軍をして斯る事を行はしめずんば休せざるの勢ひであつた

ことは、萬々疑を容る可き餘地が無い。

將軍慶喜狀に與ふる

大樹公の書翰

御直披

一筆申進候、彌御多祥大慶存候、然ば京都御遵奉筋之儀、篤と相考候處、彦根を始、右條に携り候ものどもの罪を正し候事、第一と存候、右は彼等取計候事とは、乍申、私當職之儀、奉對天朝實以恐入候、依而官位一等を御辭退可申上と心付候間、早々取計候様、今日老中どもへ申達候、一刻も早き方宜敷、兼而御同存之趣、老中共より申聞候、前以御談じに不及、爲取計申候、以上。

十一月廿日

右は將軍家茂が自書して、一橋慶喜に與へたる書翰だ。

井伊氏譴責文

尙ほ老中格小笠原長行が起草したる譴責文は、左の通りだ。

井伊掃部頭

其方父掃部頭(直弼)重き御役相勤、御幼君御輔佐に付ては、萬事御委任被遊候



處奉對京都被惱宸襟候様之取計致し、公武御合體方にも差響き、天下人心不居合之基を開き、且賞罰黜陟共我意に任せ、賄賂私謁之儀も不少、上之御明德を汚し、不慮之死を遂候に至り候ても、奉欺上聽候段、追々達御聽、重々不届に被思召候、依之急度も可被仰付之處、死後之儀にも有之、出格之御宥免を以、其方高之内十萬石被召上之。

井伊の咎

此の譴責文は、井伊直弼當人をして、見せしむれば、恐らくは不服を鳴らしたであらう。そは賄賂私謁とか、不慮の死後に、上聽を欺きたりとかは、事實であつたとしても、左程重大の問題ではない。當時の幕吏にて、大小とも賄賂を取らぬ者は、殆んど皆無に庶かつたであらう。井伊の横死後、手疵を負うたと稱して、幕府から醫師やら、見舞品やら賜はりたる如きは、双方の謀合したる手段にして、必ずしも井伊家のみを咎む可きものではない。但だ若し咎む可きものありとせば、奉對京都被惱宸襟候様之取計致しの一旬にて、澤山だ、而して此の一事は、井伊をして其の横死を遂げしむるの已むなきに至らしめたる所以にして、此れ

以外は問題とするには足らない、井伊の罪案としては、此れにて足れりだ。

春嶽京都阿附を疑はる

春嶽は朝意に由り、幕政を料理する任に當り、銳意改新の政を行はんとしたり。彼れは藩主として頗る令名ありたれども、本來、當時封建制度の下に於て、深宮に生長せし大諸侯の一人なりければ、之をして太平無事の日にあらしめば、亦善良の君侯たらんも、中外多事、國歩艱難の秋に當りては、復た平生の素望の如くなること能はず。籌畫する所、時宜に適せざるもの多し。彼れは第一著に、繁文縟禮を省く主義を以て、御普請奉行、小普請奉行の兩役を止め、又御奏者番を廢したり。次に勤務申失策又は不正の取計ありとて、久世大和守及安藤對馬守を追罰し、「思召有之」とて、酒井若狹守の加増を召上げ隠居せしめたり。然れども、追罰の理由明瞭ならず、世人其の京都に阿るものに非ざるやを疑へり。世或は安政の大獄に橋本左内を失はざりしならば、此の如き拙策を演ぜざるべしといへる説あれども、當時世界の大勢は滔々として我が國を壓迫し、到底積弊衰弱の幕府の存立を許さざれば、如何なる大豪傑ありとも、竟に救ひ得べきに非ず。況んや橋本左内の如きは、年少氣鋭、未だ書生の見を免れ



ざる者なれば、何ぞ能く大に爲すことを得んや。(開國大勢史)

〔七八〕 安政年度の追罰 (二)

井伊直弼を首として、以下左の如き面々に及んだ。

御書院番頭

小笠原長門守

小笠原長  
常處罰

其方儀、京都町奉行勤役中、事實不分明之儀取計、御制度紛亂を生じ候段、不束に付、御役御免、隠居被仰付之。

小笠原長門守(長常)は、京都町奉行として、安政大獄の際には、隨分上方にて働らきたる一人。

中奥御小姓

藥師寺備  
中處罰

藥師寺備中守

其方養父靜山勤役中、故井伊掃部頭に阿諛致し、不正之取計有之、不束に被思召候、依之隠居料五百俵、并其方高之内七百石被召上之。

藥師寺靜山は、即ち藥師寺筑前守元真だ、彼は小姓組番頭格奥勤より、側衆に任じ、井伊直弼の大老職任命以前から、同人と相ひ近接し、井伊に取りては、無二の忠僕であつた、而して彼が側衆を罷めて、隠居を命せられたるは、文久二年六月、即ち文久變革の第一著であつた。

内藤紀伊守

内藤信親  
詰責

其方儀、加判之列久々相勤、古役の義に候得ば、萬事心付可申處、勤役中同列之内、不正之取計致し候にも、不心付罷過候段、不束之至に付、急度も可被仰付處、格別之以思召、先年村替被仰付候一萬石、舊地辰被仰付、溜詰格御免、帝鑑間席被仰付之。

内藤紀伊守(信親)は、嘉永六年九月西丸老中より老中に任じ、文久二年五月迄在



職、足掛け十年、正味八年九個月の久しきに亙りて、老中であつた。如何に彼が官海游泳術に巧みであつたかは、此れにてトするに足る。乃ち彼は阿部伊勢守、堀田備中守、井伊掃部頭、安藤對馬守の時代を、其の同僚として経過した。但だ彼は始終長き物に捲かれて來た。

間部下總守

間部氏處

其方儀勤役中、外夷取扱之儀に付ては、品々奉對朝廷不正之取計有之、重き方方え不相當之仕向致し、右は故井伊掃部頭之意を受候とは乍申、重大之事件輕易に心得、公武之御一和を失ひ、天下人心不居合を開候段、追々達御聽、御役柄をも不辨次第、不束之至に付、急度も可被仰付處、格別之以思召先達て村替被仰付候一萬石被召上、隱居被仰付、急度慎可罷在候。  
間部が如何なる役目を、安政事件に勤めたるかは、今更ら繰り返す必要はあるまい。それにしては一萬石の削封も、其の隱居も、決して過當の罰ではあるまい。見様によりては、寛典に過ぎると云はねばなるまい。

酒井若狹守

酒井氏處

其方養父右京太夫(忠義)所司代勤役中、如何之取計有之、先達て隱居被仰付、御加増地被召上候處、一體公武之御問柄に付、實直に可取扱處、權謀智術之行有之趣、猶達御聽、御疎隔之場合にも相當、如何之事に被思召候、急度も可被仰付處、格別之御宥免を以、右京大夫義、蟄居被仰付之。

酒井は文久二年六月晦日、京都所司代を免せられ、同年閏八月十五日に隱居、加封高一萬石を削られてゐる。而して今復た蟄居を命せらる。此れは寧ろ過當かも知れない。彼は何れかと云へば、功罪相償ふに足る程の忠勤を、朝廷にも竭したるもの。主上にも或る意味に於ては、寧ろ彼を便りと思召した程であつた。

堀田鴻之丞

堀田氏處

其方父見山(備中守正陸)勤役中、外夷取扱之義に付ては、品々叡慮之趣も被爲、在候處、重大之事件輕易に心得、萬端不行届之取計に及候段、追々達御聽、重き御役柄不似合之義共、不束之至に付、急度も可被仰付處、格別之思召を以、見山



義塾居被仰付之。

此れも歴史の目から見れば、濫罰と云はねばなるまい。堀田は政治家として、少からざる缺點があつたにせよ、彼は始終開國説を一貫し、其の見識は時流に抽んでてゐたばかりでなく、亦た能く對外措置に付て、宜しきを失はなかつた。

【七九】 安政年度の追罰 (三)

久世氏處罰

久世、安藤時代の兩人も亦た追罰を免かれなかつた。

久世 謙吉

其方養父大和守(廣馬)勤役中不束之筋有之、先達て御咎被仰付候處、猶追々達御聽候は、故井伊掃部頭横死之義に付、奉欺上聽候段、御後闇取計、御政道も不相立次第、且京都より被仰進候儀も有之候處、因循遅緩之取計致し、朝廷を不

安藤削封永塾居

重、其上重き御役義乍相勤、賄賂に汚れ、家事不取締之段、不埒に被思召、依之共方高之内、一萬石被召上、大和守義永塾居被仰付之。

此の如く久世廣周は、一萬石削封、且つ永塾居を命せられた。久世は前文にも、先達て御咎被仰付とある通り、文久二年八月十六日附にて、久世大和守勤役中、不束之取計有之段、追々達御聽候、急度も可被仰付處、出格之以思召先達て之御加増一萬石被召上、隱居被仰付、急度慎可罷在旨被仰出之との宣告を受けてゐる。又た同人の相棒である安藤信正も同様の咎を受けてゐる。

安藤 鑄之助

其方父對馬守勤役中、不正之筋有之、先達て御咎被仰付候處、猶追々達御聽候は、故井伊掃部頭横死之際、奉欺上聽候儀、御後闇取計、御政道も不相立次第、且京都より被仰進候儀も有之候處、因循遅緩之取計致し、朝廷を不重、掃部頭死後も、其意を受、非義を行ひ、外國人應接之節、不分明之事共有之由相聞、其上重き御役義乍相勤賄賂に汚れ、家事不取締之段、不埒に被思召候、依之其方高之



内、二萬石被召上、對馬守永蟄居被仰付之。

此の如く安藤は久世に比して、更らに重きを加へ、二萬石の減封、永蟄居となつた。兩人共井伊横死の節、上聽を欺いたと云ふは、首なき井伊直弼を、手負ひの病人と申立てたる事が、重なるものであらう。即ち當時の川柳に、「人參で首を繼げとの御使」とは此事だ。

安藤處罰  
相當

そは兎も角も、安藤は井伊の手先となりて、井伊の暴政を幫助するには、間部に次ぎ、或る場合には間部に超えたる程なれば、二萬石の削封は決して過重ではあるまい。但だ彼が「外國人應接之節、不分明之事共有之由」との一事は、果して何事を斥すかは知る可からざるも、外相としての安藤は、他の閣老に比して、拔群の腕前を發揮した。此點に於ては、彼は井伊に比して、寧ろ優るところのありと云はねばなるまい。

安藤既に  
隱居

尙ほ安藤も久世同様八月十六日附にて、既に左の通りの罰を受けてゐる。安藤對馬守、勤役中、不正之取計有之段、追々達御聽、急度も可被仰付處、出格之以思召

先達て村替被仰付候場所、其儘被召上、替地之儀は、追て可被下候。且亦隱居被仰付、急度慎可罷在旨、被仰出之と、されば久世、安藤の兩人は、八月と十一月の兩回に互りて、其の懲罰を受けたるものだ。而して更らに十一月二十三日附にて、以下の懲罰が宣告せられた。

松平 讚岐守

高松松平  
氏處罰

其方養父玄蕃頭義、思召之旨も有之候間、蟄居被仰付之。

玄蕃頭は高松藩主隱居松平頼胤にして、彼は文久元年七月隱居した。彼は井伊直弼と親しく、其の養嗣(其の實弟)頼聰の爲めに、井伊直弼の二女を迎へしめたる程なれば、斯る懲罰を受けたのも、不思議はあるまい。却説以下數人は、直接安政大獄の干繫者である。

松平 伯耆守

本莊宗秀  
處罰

其方儀寺社奉行動役中、飯泉喜内初筆一件吟味取計方不宣、不束に被思召候。依之急度も可被仰付處、格別之御宥恕を以、溜詰格御免、鷹之間詰被仰付、差控



可罷在候。

松平伯耆守は、本莊宗秀にして、丹後宮津城主、安政大獄の重なる裁判官の一人であつた。彼は別段此事によりて、罪せらる可き特別の理由は無かつた。若し其の責任を問はば、井伊直弼にありて、彼は只だ上司の命を奉じ、審理した迄のことであつた。隨て其の罰も亦た上記の如く極めて輕微であつた。

〔八〇〕 安政年度の追罰 (四)

松平乘全  
懲罰

尙ほ安政大獄の裁判總長とも云ふ可き役目を勤めたる松平乘全は、左の如く懲罰せられた。

松平和泉守

其方儀勤役中、飯泉喜内初筆一件吟味取計方之儀に付、故井伊掃部頭之意を

請、御制典を紛亂致し、其後同人横死之節、奉欺上聽候段、御後關取計、御政道も不<sub>レ</sub>相立次第、御役柄不束之至に候、急度も可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付處、格別之以<sub>レ</sub>思召、先年村替被<sub>レ</sub>仰付候、一萬石、舊地戻被<sub>レ</sub>仰付、且又隱居被<sub>レ</sub>仰付之。  
此の如く彼は一萬石の舊地戻と隱居とを申付られた。

脇坂淡路守

脇坂氏處

其方養父揖水(安宅)儀、先年勤役中、故井伊掃部頭横死之節、奉欺上聽候段、御後關取計、御政道も不<sub>レ</sub>相立次第、御役柄不束之至に候、急度も可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付處、格別之御宥怒を以、揖水儀急度愼可罷在旨、被<sub>レ</sub>仰出之。

水野出羽守

水野氏處

其方養父左京大夫儀、故井伊掃部頭へ阿諛致し、勤柄不似合之事に候、依之左京大夫儀差控被<sub>レ</sub>仰付之。  
左京大夫は、沼津藩主水野忠誠にして、彼は安政六年三月から文久二年五月まで側用人の職にゐた。



神奈川奉行

淺野伊賀守

淺野以下の處分

其方儀御目付勤役中、不束之義有之候趣、達御聽候、依之差控被仰付之。

御留守居

松平出雲守

其方儀御目付勤役中、飯泉喜内初筆一件吟味之節、立合被仰付候處、不束之次第も有之候間、急度も可被仰付處、格別之御宥恕を以、御役御免、差控被仰付之。

講武所奉行

大久保越中守

其方儀京都町奉行勤役中、事實不分明之儀取計、御制度紛亂を生じ候段、不束に付、御役御免、差控被仰付之。

御小姓組番頭

松平式部少輔

其方儀御勘定奉行勤役中、不正之取計有之趣、達御聽候、依之御役御免、差控被仰付之。

同

駒井山城守

其方儀大目付勤役中、不束之義有之趣、達御聽候、依之御役御免、差控被仰付之。

同

黒川備中守

其方儀御目付勤役中、飯泉喜内初筆一件吟味之節、立合被仰付候處、不束之次第有之候間、御役御免、差控被仰付之。

西丸御留守居

石谷長門守

其方儀町奉行勤役中、飯泉喜内初筆一件吟味取計不宜、不束に被思召候、依之御役御免、隱居被仰付、差控可罷在候。



御鍵奉行

岡部 土佐 守

其方儀京都町奉行勤役中、事實不分明之儀取計、御制度紛亂を生じ候段、不束に付、御役御免、差控被仰付之。

中奥御小姓

久貝 相模 守

其方養父遠江守大目付勤役中、飯泉喜内初筆一件吟味之節、立合被仰付候處、不束之次第有之段達、御聽勤柄別而不似合之事に候、依之其方高之内、貳千石被召上、遠江守儀差控被仰付之。

寄合肝煎

池田 播磨 守

其方儀町奉行勤役中、飯泉喜内初筆一件取計方不宣、不束に被思召候、急度も可被仰付處、格別之御宥恕を以、肝煎御免、差控被仰付之。

奥醫師

伊東 長春 院

思召有之、御匙御免、隱居被仰付之。

處分理由

此の如く文久二年十一月二十日、及び二十三日附にて、それ〴〵處分を了つた。此れは云はゞ勅使入城以前に待ち設けたる措置であつたらう。その處分の理由に就ては、續再夢紀事には、斯く説明してゐる。

同日(文久二年十一月廿三日)安政中の讞獄に關係し、及び萬延中井伊大老が横死の際、其實を誣ひたる諸有司等を譴責せらる。安政中の讞獄は、最初評定所に於て、安嶋帶刀の類を叱りに、橋本左内の類を、國許へ指戻し、愼に擬して、其案を成し、すべて輕罪の見込なりしが、井伊大老此成案に附箋して(原注、大老の附箋せし案記は、當時其儘現存せりとぞ)安嶋を割腹に、橋本を斬に、其他もすべて重罪に改められけるを、諸有司大老の權威に怖れて、敢て争はず、遂に不當の苛刑に處せらるゝ事となりたるもの故、各其職掌に對し、不束なりとの詮



議にて、本日夫々譴責せられしなりとぞ。  
と云ひ、更らに具體的に、左の事實を擧げてゐる。

松平式部  
少輔罪狀

さて此諸有司中、久貝遠江守の殊に重く譴責せられしは、始終大老の暴政に  
與みせしに因り、又松平式部少輔を譴責せられしは、讞獄の事、其局を結びし  
後、大老此事に關し、多少の費用を要せりとて、窃に金三萬兩賜あらん事を企  
圖せられ、閣中に於て其事を議せられし時、御勘定奉行立田主水正、土岐下野  
守、其拜賜を不當なりとして、固く拒み、夫が爲立田は屠腹して死し、土岐は駿  
府勤番に貶せられしが、當時松平も御勘定奉行を勤め居り、専ら大老に倣し、  
如何にもして其企圖を成さんとの旨趣にて、御手許御用の名儀を以、金三萬  
兩指出し、廉たゞず大老の賜與せらるゝ事に計らひたる故にて、讞獄に關せ  
る譴責にはあらざりしとぞ。

惟ふに内部に立入りて見れば、皆なそれ〴〵事情もあり、理由もあることであ  
らう、但だ兎にも角にも以上の處分にて、井伊大老暴政の跡始末は、漸く出で來

つたと云はねばなるまい。



## 第十五章 勅使江戸入府

### 【八一】 薩の割込運動

薩摩  
津勢  
力

京都でも江戸でも、文久二年の下半期は、殆んど長州の獨舞臺の趣きがあつた。それに次では土佐であつた。而して文久二年の上半期に於て、尤も振うたる薩州は、其の下半期は、却て長州の勢力に押し捲られたる姿となつた。けれども薩の勢力は、相ひ變らず各方面に潜在してゐた。近衛家とは勿論、青蓮院宮にも、其他所謂の穩派と稱す可き筋合は、何れも薩の勢力を頼りとしてゐた。江戸に於ても前代の島津齊彬との交情敦かつた松平春嶽などは、薩とは舊交を持続し、従つて薩人は春嶽によりて、其の意見を實行せんとした。

以上の梗概は、既記の通りだ。〔參照 六四、六五〕

高崎  
猪太

在府の薩士は、云はゞ割込運動を試み、少くとも薩の勢力の進出と云はずんば、



御意見書  
差出

其の維持を謀つた乃ち高崎猪太郎が、松平春嶽に向つて、十一月十一日（文久二年）差出したる意見書中にも、

方今皇國之御爲、一策を計畫するに、頗る英傑之名望ある者は、壹人之無遺漏、廟堂に御大集、御熟論無之候ては、不相濟場合に候得ば、右名侯之御末席に、乍不肖寡君實父三郎儀を御召加有之候ては如何可有御座哉。と云ひ、更らに、

久光所存  
申入

三郎全體之趣意は、既に一越兩賢公御奉職相成候上は、無位之賤臣（三郎を斥す）押出し、盡力に不及共可然、此前之上京は、不得止之一舉、最早於朝廷ても、全兩公（橋慶喜と、松平春嶽）へ御委任、御靜觀至當之段言上仕置候段傳承、左候得ば、假令御召相成候共、頻に遜讓可仕儀、必然之勢に候得共、是非共御召有之、二三名侯之末席に被遊御召加之、攘夷拒絶之期限、策略之緩急、御論建に付ても、朝廷向之御都合振も宜敷、頗る御有益も有之候半歟。と云うてゐる、此れは固より島津三郎其人の意を承けて斯く申し向けたので

久光京都  
守護職の  
命

はあるまいが、割込運動には、決して薩士等は、油断しなかつたことが判知る、尙ほ朝廷でも、薩に對しては頗る優待あらせられ、十一月十二日には、島津齊彬には、中納言從三位を追贈あらせられ、而して同時に島津三郎の京都守護職をも、仰せ出された。

十一月十二日自武傳被達。

松平肥後守儀、京都守護職被申付御警衛筋も行届、御満足被思召候、然處一藩奉職にては、人心居合も如何可有之哉、御懸念被思召候、依之島津三郎儀、今般公武御一和之基本を致周旋、爲皇國大忠誠候者にて、此末公武之御爲別而可然被思召、且同人家督にも無之候得ば、京師守護も專一に可相調候儀と被思召候に付、右旁別段之叡慮を以、斷然守護職被仰出度、於大樹家も、猶又叡慮貫徹候様、肥後守申談、相勤候様被申渡度、御沙汰候事、而して尙ほ、

別紙之通被仰出候に付ては、島津三郎儀、早々上京可被仰下候間、父子一時發



途に相成候ては、難澁にも可有之故、修理大夫出府之儀、暫猶豫有之候様被遊  
度思召候事。

別紙兩通之趣被仰出、島津三郎へも申達候旨、宜申進關白殿被命候、仍申入候  
事。

十一月十二日

武傳 兩名

徳川刑部卿(慶喜)已下連名

幕府の當  
惑

此れは幕府に取りては、青天の霹靂と云ふ程でもなかつたにせよ、聊か意外で  
あつたかも知れない。元來松平肥後守(容保)を、京都守護職に任じたのは(閏八月  
朔日)、幕府が深く慮かる所あつてのことだ。然るに朝廷から更らに他の一人を  
撰定あらせらるゝと云ふに就ては、幕府も意外でもあり、當惑でもあり、特に其  
の當職たる松平容保に於ては、尤も然りであつたことは、想像に餘りある。果然  
此の問題は、十一月二十二日、幕閣の議に上つた。

幕閣評議

廿二日營中に於て、島津三郎殿に、京都守護職を命せらるべしや否やの詮議  
ありしが、會津殿(松平容保)殊の外不同意にて、決議に至らざりしとぞ。島津殿  
に守護職を命せらるべしとの事は、此程朝廷より御内沙汰云々、(續再夢紀事)  
とあるを見ても判知る。此れは固より島津家より積極的に運動した譯ではな  
かつた。三郎(久光)は斷然辭退したが、然も之を見ても、朝廷に於ける薩の勢力は、  
決して尋常一様でなかつたことが判知る。

種々の勢  
力

此の如く今や幕府、朝廷、長薩、土などと、之を分析すれば、種々の勢力が互ひに對  
立、若しくは併立してゐた。而して是等の勢力の合離聚散が、政治の局面に、追々  
と反映して來る様になつた。

### 〔八二〕 幕府の對薩感情



春嶽の氣

島津三郎を、松平容保が既に京都守護職であるにも拘らず、更らに撰任したるは、薩士の運動であつた乎、將た近衛關白(忠愍)青蓮院宮、其他長州の過激攘夷を、聊か危険視したる朝廷側の牽制運動の結果であつた乎、そは何れにしても幕府側は固より、特に松平容保其人に取りては、不本意千萬の事であつたに相違あるまい、然も松平春嶽は、豫て島津齊彬とも、親しき間柄であり、且つ其の幕賓たる横井小楠の如きは、真正の公武合體を希望し、所謂の舉國一致の政治を企圖したる際なれば、敢て此際薩の勢力を抑制せんとするの心持は無かつた。

春嶽久光の  
出京希望

十四日(文久二年十一月)今朝薩藩岩下佐次右衛門、吉井中介來る。公對面せられしに、兩人一昨日(十一月十二日)前藩主薩摩守(齊彬)え官位御追贈仰出されたれば、國元へ急報する爲め、且は此程横井小楠の議を承はりしに、一々敬服の至り故、修理大夫父子に上京を促す爲め、近日吉井中介國許に出發する筈なるが、三郎は當夏出府後、専ら謙遜を主とし、最早國外には出ざるべしと申居るよしなれば、尊公より是非速に上京する様にとの御一言を請ひたしと

春嶽本意

申立しが、公(春嶽)素より兩侯(島津三郎、及び當主茂久後(忠義))の上京を希望せられし故、是非御會同ある様、拙者希望する旨を申上べしと答へられたりき。松平春嶽にしては、薩摩に對しても、長州に對しても、別段差別の意味は無かつたが、但だ西國の強藩たる薩摩の代表者として、島津三郎を京都の守護職とする事は、恐らくは彼の本意では無かつたであらう。春嶽尙然り、況んや其他の幕府側の人々をやだ。

會津藩臣  
外島の談

廿六日(文久二年十一月)營中に於て、岡部駿河守申立けるは、昨夜會津藩外島機兵衛來りしが、此者過般來京都に在て、彼地の形勢を觀察し、大に憂痛する所ありし故、永井主水正(京都町奉行)に謀りしに、永井も同感にて、此上は一橋公を始め、重職の方々速に出京ありて周旋せられざるべからずとの意見を申含めし故、態々出府せりと申し、故。

關東勢力  
日々退縮

以上は會藩の外島が、岡部に告げたる要旨、當時岡部は大目付の要職に在つた。形勢の大略を承はりしに、近來關東の勢力日を逐うて退縮し、朝廷と所司代



以下諸有司との間、全く隔絶して、事情一切貫徹せず、是等の職々は、殆んどあれどもなきにひとし、これに反して外藩の勢力は、日を逐て隆盛に赴き、微細の事情までも、意の如く朝廷に貫徹し、已に此程無位無祿の島津三郎に守護職の御沙汰ありたるが如き、實に言語に絶したる次第にて、長藩も不服、堂上にも不服の方々あるにも拘はらず、三郎の守護職は、勅命故重く、會津の守護職は、幕命故輕きの觀なきにあらず、尤斯る形勢に至りしは、從來關東にては朝旨を尊奉せらるゝの事薄かりし故、多年御憤りありしに、外藩にては専ら懇懃を盡せし故、自から御親しみの深くなりたるものと推量せらるゝなり。されば此際橋公を御始、重職の御方々御一同速かに御上京あらせられ、誠意を以て朝廷を尊崇せられずば、最早天下四分五裂に至るも、遠きにあらざる可し云々なりしと申し、かば。

以上は外島が岡部に語りたる京狀と、之に對する方策とである。而して之れが如何なる影響を幕府に與へたるかは、

幕重臣上  
京の議

諸有司或は驚愕し、或は憤激して、しか外藩人の爲めに意のごとくせられては、一日も猶豫すべきにあらず、速に重職一同上京すべし。殊に一橋殿、春嶽殿、會津殿、容堂殿は、汽船に搭して、十日以内にも出發ありて然るべきかなど、俄に面目を改めたる評議に及ばれたりとぞ。〔續再夢紀事〕

如何に會津藩臣外島機兵衛の京狀報告が、大監察岡部長常によりて傳達せられ、それが多大の衝動を、幕府に與へたるかは、上記にて分明だ。

京都重臣  
會議の議

同日夜に入りて、松平容堂殿來邸せらる。遠からず上京せらるゝ筈なりし故、著京の上、時勢に處せらるべき方針を協議せらるゝ爲めなりしが、當時横井小楠、島津殿御父子に上京を促し、關東よりも公（春嶽）及び容堂殿會同せられ、京師に於て大に天下の大計を議し、然る上公武一致の國是を定めらるゝが、今日の要務なりとの意見にて、已に薩藩岩下佐次右衛門、吉井中介、高崎猪太郎等と共に、専ら相談に及び居る場合なりし故、其意見を容堂殿に開陳せしむべしとて、其席へ召出されてありしが、いまだ開陳せざる内、松平肥後守殿



會藩士の  
意見阿達

來邸せられ、近日京師より歸り來りたる家臣兩名を隨がへたりと申されし故、此兩人(原注 外島權兵衛外に一人の名は詳ならず)をも其席へ呼び入れられしに、夜五つ時(午後八時)頃より、四つ半(午後十一時)過ぐる頃まで繰り返し、京師の事情を陳述せしが、大意は今朝營中に於て、岡部駿河守が申立し所に異ならず、其他は島津三郎殿に、守護職を命せらるべしとありし事を非とするのみなりし故、公(春嶽)及び容堂殿聞き倦まれ、横井も堪らへかね、立て別席に出たりき。斯て九つ時(午夜)過、肥後守退散せられし後、横井再び其席へ出で、意見のある所を開陳したりき。(同上)

會津人士の妮々として、其の主張を語る様、觀るが如くだ。何れにもせよ横井の理想は、京都に於て、此の機會に、天下の巨公名卿を會同し、真正に公武合體、舉國一致の政治を施かんとするにあり、松平春嶽等も亦た此の意見であつた。

### 【八三】 勅使の入城

勅書傳授

十月二十八日江戸に著したる三條實美、姉小路公知の正副兩勅使は、十一月廿七日千代田城に入りて、親しく將軍家茂に勅書を授くることゝなつた。

公(三條)城に入るに先ち、天皇賜ふ所の物及び目錄を高家に傳奏邸に授け、之を將軍及び和宮、天璋院に分致せしむ。入るに及び、輿に乗じて直ちに玄關に至る。高家諸有司下座敷に迎へ、總裁職老中等、玄關式臺に迎ふ。將軍家茂衣冠を著けて出で、玄關上拭椽に立て之を迎へ、親ら導て大廣間に入り坐を中段の第一席に占む。勅使勅書を奉じて、座を上段に占め氣色す。家茂乃ち上段に登り、勅書を拜受し、坐に復し恩を謝す。老中出て勅書を三寶に盛り、坐を下段に占む。勅使出づ。將軍以下之を送ること迎ふる禮の如し。(三條實美公年譜)

禮式鄭重

以上の禮式は、豫て幕府と打合せ置きたるところにして、云はゞ面目一新だ。均しく文久二年の事なるも、六月十日大原重徳の勅使としての入城に比すれば、



其の間僅に約半年にして、禮式の恭敬とても、同日の論にあらずだ。

勅書本文

家茂受くる所の勅書に曰

攘夷之念、先年來至今日、不絶日夜患之、於柳營各々變革施新政、欲慰朕意、怡悅不斜、然舉天下於無攘夷一定、人心難至一致乎、且恐人心不一致、異亂起於邦内、早決攘夷、布告于大小名、如其策略、武臣之職掌、速盡衆議、定良策、可拒絶醜夷、是朕意也。

以上は速かに攘夷の布告を天下に公示し、天下の人心を一致し、衆議を盡して、其の實行の良策を定む可しとのことだ。

御兵設置の件

今般攘夷之儀、決定有之、天下に布告にも相成候上は、外夷何時海岸を劫掠し、畿内に闖入の程も難測候間、禁闕の御守衛嚴重に被仰付度、被思食候、然る處海國は夫々防禦向も有之、海岸に引離れ候諸藩は、救援の手當等有之候事に付、邊鄙より畿内に警衛差出居候ては、自然不行届の筋も可出來、且自國の兵備手薄に相成、國力の疲弊にも可至候間、京師守護の儀は、御親兵とも可稱警

衛の人数を不被置候ては、實に以て宸襟をも不被安候間、諸藩より身材強幹、忠勇氣節の徒を令撰舉、時勢に従ひ、舊典を御斟酌に相成、御親兵と被遊度、被思召候、右親兵被爲置候に付ては、武器食糧等准之候間、是亦諸藩へ被仰付、石高相應貢獻致し候様被遊度候、但是等之儀は、制度に相涉候事に付、於關東取調、諸藩へ傳達有之候様被仰出候、最も即今の急務に候間、早速評定可有之、御沙汰被爲在候事。

此れは御親兵の一件だ、此の一件に就て、京都にて評議を凝らしたるは既記の通りだ、〔參照 六〇〕

勅使勅意申告

公(三條)又勅意を申告して曰く、

攘夷決定布告之事

此儀早々評決に相成候様、尤評決之上、急速諸大名へ下知に相成候様思召に候。

策略並拒絶之期限之事



此儀も早々列藩之衆議を被盡候て、奏聞可有之候、併暫日數も可相掛候間、勅使へ即答に不及候間、衆議一決次第、早速言上、叡慮可被伺定事、而して尙ほ、

別段列藩衆議之上、至當之良策一決之處は、追て言上之事に候得共、差當於征夷府、廟算見込之處、拒絶期限之遲速、緩急大概見居之處、内々承度事、と幕府に向つて、念を推してゐる。

九事命令

又和宮上京及び島津齊彬に官位を追贈する等の九事を命ず。關白忠熙又池田慶徳(因州鳥取藩主)をして、八事を周旋せしむ。其條目左の如し。

一橋殿、春嶽殿御登用之御沙汰被仰出候儀は云々之事。  
攘夷御目途之事。

右諸藩へ布告之事。

公武名分相立、尊王之義専らに有之事。

家康公以來之鴻業被思召候叡慮に出候事。

征夷二字に被爲對候ても、斷然と攘夷は有之度事。

水戸藩之事。

尾張殿之事。

一橋殿閣老以下心得方之事。

右關白家之御咄也。

兩使は如上の使命を傳へて、當日の首尾を了へた。而して將軍家茂は、何れも謹承の旨を答へた。

### 【八四】 勅使禮遇の變革

従前の禮式次第

今回三條、姉小路正副勅使の千代田城にて、將軍家茂との會見は、全く從來の慣例を破りたるものにて、徳川幕府創始以來未曾有の事であつた。たゞ此の一事



を見ても、革新の氣運は、既に迫り來りつゝあるを知ることが出来る。

從前將軍の勅使を延見するや、其禮恰も尋常使臣を待つに等し、勅使は中仕切門外(原注 玄關の外、第二の門にして、三家の下乗する所と云ふ)に至り、輿を下り、歩して玄關に至る。奏者一人出で迎へ、先づ控席に就て、老中等に面し、將軍出坐の報を得て、奏者の導に隨ひ進む。

將軍勅使  
引見様式

將軍は茵を敷て、大廣間の上段に坐し、大刀持扈從等左右に侍し、老中等下段に列坐す。是に於て、勅使先づ下段に伏し、奏者大聲其官氏を申す。勅使は乃ち將軍の旨を受け、膝行して上段に進み、低頭勅旨を述べ畢れば、復膝行して下り、奏者一人送て玄關に至る。

此の如く勅使の將軍に對する、宛も主從の關係の如く、僕々爾たるものがあつた。

勅使館に還れば、直に三家老中若年寄、奥高家等の家を歴問して謝を述べ、而して幕臣の館に來る者は、唯高家あるのみ。

勅使の待遇が如何に冷かであり、同時に勅使が如何に恭敬であつたかは、此れにて判知る。

所謂兩敬

將軍の使は之を上使と稱し、上使至るときは、勅使自ら送迎し、之を上段に延て、來旨を問ふ。又往復文書の如き、將軍より物を上つるも、朝廷より物を賜ふも、等しく被爲進と云ひ、之を御兩敬と稱す。

豈に嘗だ勅使のみならんや、朝廷に對しても、亦た此の通りだ。

名分紊亂

年始暑寒の候、老中より傳奏に贈るの書にも、公方様御機嫌能云々御見舞被爲仰進といひ、朝廷より答る所、亦此文に依る。此の如く名分紊亂、冠履倒置の甚きも、二百餘年間、上下毫も之を怪まず、偶其不可を知る者ありと雖も、禍を畏て、敢て抗議せず。

此の如く其の原則を、朝廷と幕府では、兩敬の間柄に措いてゐた。兩敬の間柄とは對等の立場だ。

舊例盡く  
改む

公(三條實美)の使を奉ずるに當て、盡く此例を廢し、曾て老中等を歴問するこ



となく、三家以下皆公の館に伺候し、接待諸侯の館内に在る者は、隨從諸大夫同等の待遇を受け、公(三條)の出入ある毎に、自ら燭を秉て、玄關式臺に送迎し、奥高家横瀬山城守の如きは、日々伺候して指令を聽きたりと云ふ。

贈答文辭  
改正

又贈答の文辭を改正して、朝廷より書を賜ふときは、之を下賜或は被遣と稱し、將軍より上るときは、之を進獻と稱せしむ。其他一切之に準ず。公(三條)の能く一朝にして、幕府の積威を折抑し、此改革を決行したるは、實に大英斷にして、異日大政復古の舉は、此時に於て、已に其端緒を開けりと謂ふを得べし。

〔三條實美公年譜〕

姉小路俊  
敏強硬

如何にも兩勅使は、此の陋習を打破するには努力した。特に副使姉小路公知は、年少にして俊敏頗る霸氣ありて、折衝の才あり、爲に、幕吏を折伏して、其の所志を貫通するに、與りて尤も力あつた。

勅使の館に使用する者、動もすれば、上使と稱して、舊式を改めざる者あり、公知之を嚴制して、必らず之を改めしむ。使者或は曰く、三條正使已に之を聽すと、

公知曰く、正使聽すも、當を得ざれば、之を改むるは副使の任なりと、必らず之を改めしめ、而して後止む。

而して使者が、是れ上司の命ずる所、止むなくんば屠腹の外なしと云ふや、公知は彼に告げて曰く、

改めて城使と稱すべし。上城國音相通ず、亦可ならずやと。

今日から見れば、如何にも兒戯に類するが、然も當時に於ては、此れが一大事であつたのだ。

入城前の  
決意

入城の前夜に當り、公知は從衛の士に訓戒して曰く、明旦江戸城に入る、乘輿直に玄關に進むべし。幕吏若し之を制し、不敬を加ふることあれば、速に輿を返すべし。幕吏又之を拒まば、死力を盡して之を防ぐべし。予も亦機に應じて、自から之を防がんと、衛士大に振ふ。〔姉小路公知傳〕

此の衛士中には土佐や、長州の志士が群つてゐた。彼等の意氣昂揚は勿論であつた。而して上記に就て之を見るも、副使姉小路は、決して員に備はる伴食勅使



ではなかつた。三條實美の成功の一半は、實に此の副使姉小路公知の力に負ふ所ありと云はねばならぬ。

## 第十六章 島津久光上京催促問題

### 【八五】松平春嶽と島津父子

春嶽の島津依頼

勅使の入城は既に済んだ。政事總裁職松平春嶽は、所謂公武合體の爲めに、舉國一致、衆議を盡くすの必要を感じ、それには外藩の一大勢力である薩州を除外す可からざるを看取し（固より薩士の方から、斯く春嶽にも持ち掛けたが）、島津三郎の上京を促がす爲めに、それ〴〵焦慮してゐたが、將軍後見一橋慶喜は、薩摩に對して、それ程の執心も持たなかつた様だ。彼は寧ろ自家の力にて、京都の大勢を制せんと目論見てゐた様だ。

慶喜大坂駐兵論

廿八日（勅使入城の翌日）本日暮六時一橋中納言殿來邸せらる。（原注、三卿の來邸せらるる事は、當時其例なかりし故、供帳、供膳の設けに、邸中は一時殊の外混雜せり）此時一橋殿申されしは、近來京師の形勢いよ〴〵容易ならざるよし。其上佛



郎西新聞を閲するに、大坂へ軍艦を寄せ、京師の應援をなす云々掲載せり。されば幕府に於て、其まゝに指置かれなば、今後畿内は如何なり行くべきや、痛心に堪へず、故に拙者此節二萬許の兵を率て、大坂に登り、一時彼地に駐在して、内は京師を守護し、外は海岸を防禦せんと欲す。

然る上大樹公にもなるべく速かに御上洛ありて、京師を守護せらるゝは勿論なり。此議今日内閣に於て、閣老以下の意見を尋ねしに、大概同意なるが、貴兄の御意見は如何とありしが、

その目的

以上は一橋慶喜が、自から春嶽邸を訪問して、同人の意見を訊ねたる要領だ。二萬の大兵を率ゐて、上方に赴き、自ら防備の責に任ずとは、殊勝の心掛けであるが、元來一橋慶喜の目的は、何れにある乎。其の名目は、外夷防禦と云ふも、其の内容が幕府の勢力を、上方に恢復し、若しくは護持せんが爲めではなかつた乎。此れに對して春嶽は極めて煮え切らない返事をした。

春嶽の意見

公(春嶽)此時島津三郎殿とともに京都に於て、國家の大計を立らるべき決心

なりし故然るべしとは思はれざりけれど、此決心は近日容堂殿へ内談せられしのみにて、いまだ他人には開口せられざる場合にもあり、且は廟堂從前の因循に似ず、ざる事に同意を表せるは、人心振起の端にもあるべきかとて、態と御尋の件は、輕からぬ事なれば、尙熟考の上にと答へられたりき、(續再夢紀事)

慶喜勅使に登坂の意を告ぐ

此の如く春嶽は、一橋慶喜に對して、其の心中を打ち割りて語らず、保留的の言葉もて受け納めた。然も彼は心中には、一橋慶喜の單獨運動を是としなかつた。廿九日、本日は一橋殿の催しにて、勅使兩卿(三條、姉小路)を同邸に請待せられしなり。さて此席に於て一橋殿、攝海守衛の爲め、近々登坂する心得なり、貴卿は如何思召さるゝやと尋ねられしが、兩卿は篤と考案の上、何分の御挨拶に及ぶべき旨を答へられ、其他勅書布告の順序等を相談せられたりとぞ。此れにて見れば、三條、姉小路の兩卿も亦た一橋の意見には、何等の明答を與へなかつた。



島津上京  
催促の議

同日(廿九日)營中に於て、公(春嶽)板倉閣老と、もに、島津殿御父子に上京を促し云々、公武一致の國是を定めらるゝが、今日の急務なりとの説を、一橋殿及水野、小笠原兩閣老に相談せられしが、いづれも至極の良策なるべしとありて、大に同意せられたりとぞ、板倉閣老へは昨夜相談せらるゝ筈にて、來邸ある様にと申入れ置かれけれど、俄に一橋殿來邸せらるゝ事となりし爲め、來られざりし故、今朝中根鞆負をして、其説を陳述せしめられ、板倉殿には已に同意ありしなり。

此の如く一橋及び板倉閣老も、島津父子の上京を促がし、薩を加へての公武合體を謀る計企には、春嶽の意見に賛同するに至つた。但だそれが幾許の程度まで、あつたかは、姑らく別問題とする。

島津上京  
催促決定

晦日、本日退營後、松平容堂殿、水野和泉守殿、板倉周防守殿、小笠原圖書頭殿來邸せらる。昨日營中に於て、相談に及ばれし島津殿御父子に上京を促し云々の件を、尙又協議せられしが、一座の方々のいよゝゝ異議なく、遂に決議に及ば

れたり、當時此事決議の上は、高崎猪太郎急に鹿兒島に赴き、三郎殿御父子に上京を促し、御父子承諾の上は、來亥年正月廿日頃迄に著京あるべく、公(春嶽)及び容堂殿は、正月十日頃に上京せらるべき胸算なりし。此の如く春嶽邸に閣老を集め、愈よ島津父子の上京を促がすことに評定が一決した。

### 〔八六〕松平春嶽と近衛關白及び青蓮院宮

春嶽の高  
崎委嘱

京都に島津父子を召喚し、薩摩の勢力を公武大評定の中に誘致することに就ては、松平春嶽、山内容堂は勿論、一橋慶喜も、幕府閣老も、彌よ異存なきこと、なつたから、松平春嶽は、其の計企を實行す可く、薩士高崎猪太郎(後の男爵高崎五六)を招ぎ、それゝゝ委嘱する所あつた。



文久二年壬戌十二月朔日、薩藩高崎猪太郎來る。過日來鳥津三郎殿に上京を促し云々の件、幕府に於て、内決の上は、高崎直ちに江戸を發し、夫より京師に立寄、鹿兒島に赴くべき筈なりしが、近日一橋殿以下閣老衆、此議に同意せられし故、特に呼寄せられしなり。

此れは豫定の行動であつた。

春嶽の傳

公(春嶽)對面して鹿兒島に著せし上は、速に御上京ありて、國家のため盡力せらるゝ事を、拙者深く希望する旨、三郎殿に申上、又此節三郎殿に守護職を命ぜらるべき旨、京都より仰出されたる事は、承知の如くなるが、幕府は聊も異議なければ、尾藩、會藩、長藩など殊の外不平のよし故、此際強て命せられなば、三郎殿却て迷惑せらるべしとて、來春大樹公上洛の際まで、發表を見合はせらるゝ事となりたれば、此旨も申上る様にと申聞けられ。

如何にも其通りだ、鳥津三郎守護職任命の件は、會津の藩主松平容保が、既に守護職である上に、今更ら新たに別の守護職が出来ては、彼等本來の立場が、頗る

鳥津守護職見合せの理由

困難となるを感ずるは當然だ、長藩では會津は幕府の親類筋なれば、姑らく別問題とするも、薩摩では異論を挿む可きは、是亦た決して不思議の事ではない。されば此の任命の事を、將軍上京まで見合せ置くと云ふは、人心を擾亂せざる爲め、必要であつたかも知れない。

又近衛關白殿下、青蓮院宮に捧呈せらるべき書翰、及三郎殿に遣はさるべき書翰を托せられき。斯て此時公(春嶽)著用せられし羽織を脱ぎて高崎に贈與せらる。

春嶽近衛氏宛狀

尙ほ春嶽より高崎に托して、近衛關白に與へたる書翰は左の如し。

先達而高崎猪太郎參上仕候節、段々御懇厚御内諭被成候趣、猪太郎より逐一申達、謹而奉拜承候。難有仕合奉存候。天下安危之秋に當り、不學無術之小臣、重職を汚し罷在、奉辱勅任候儀も、可有御座歟と、夙夜不堪、恐惶候得共、切迫之機會、陳謝仕居候時にも、無御座候故、唯々皇國之爲めに、一身を抛ち、赤誠を以奉報、報旨と存詰候より外、何等之術計も、無御座候。



以下本文の要旨に入る。

就而は島津三郎儀は、國忠拔群之者にも御座候故、此度勅使を以被仰付候御儀も計議仕度と、猪太郎え申含指越候事に御座候、委細は從同人可達高聽と奉存候。

是れが島津三郎を、上京せしめんとする主意だ。

勅使東下  
好首尾

此度勅使に付ては、何角御斟酌被爲思召候哉にも、竊に奉窺候得共、聊被爲懸御念慮、御儀無御座、幕府一層之奮發を添、重疊難有仕合奉存候事に御座候。以上は勅使東下の好首尾を云ふ。

尙此上にも不堪之儀は、幾重にも御警策被成下置候様、奉伏願候、右は前日御垂諭之御請迄、猪太郎へ托し奉捧一書候、他は同人之口上に譲り、併而奉期不遠上京拜候之時候、誠恐誠惶頓首々々。

近衛殿下

慶

永

侍執

春嶽青蓮  
院宮宛狀

尙又青蓮院宮にも、左の一書を托送した。

先達而高崎猪太郎參上仕候節、段々御懇厚御内諭之趣、猪太郎より逐一申達謹而奉拜承難有仕合奉存候、素より不肖不才之小臣、過當之重任を辱罷在候義、憂慚恐懼、絶言語候次第には御座候得共、時勢如斯切迫に及び、徳力を量り居候秋とも不奉存候に付、容堂申談じ、一向叡旨を奉じ、一片之赤心報國之爲に粉碎仕候より外無之と覺悟仕候迄に御座候。以上は彼が決心を云ふ。

此度以勅使降命も被成下、天威に頼て、幕府一層之奮發を添、重疊難有仕合奉存候。就而は島津三郎儀は、國忠拔群之者にも御座候得ば、猶又皇國之大事、前途之次第も商量仕度と、猪太郎へ申含指越候事に御座候、委細は從同人可達尊聽候儀と奉存候。

乃ち島津三郎召喚の次第を云ふ。



右は前日之御懇諭之御請迄猪太郎へ托し奉捧一書候、猶此上とも驚駭御鞭策被成下置候様、乍恐幾重にも奉伏願候、餘は奉期不遠上京拜候之時候、誠惶誠恐頓首々々。

蓮宮法王

侍執

慶

永

此の如く松平春嶽は、近衛關白、青蓮院法親王に、其の所懐を開陳し、島津三郎上京の儀を申達してゐる、固より此の二人は、本來薩藩に依頼する深厚なる人々なれば、異論の出づ可き筈は無かつた。

【八七】松平春嶽、島津久光に上京を促がす

春嶽久光宛狀

松平春嶽は高崎猪太郎に托して、近衛關白、青蓮院宮に書狀を呈したばかりでなく、當時在國の島津三郎にも、左の一書を托送した。

爾後殊之外、御疎遠罷過、不本意千萬御座候、扱御歸國之後も、天下形勢、廟堂之光景も、種々轉換有之、何分危急切迫之秋と相成、天使も御下向、降勅之御次第も、不容易事共有之候。

島津歸國後の事情を云ふ。

衰運挽回の好時機

乍併天下之人心、如當今義方に向ひ致奮發候儀は、二百年來希有之盛事にて、乍恐聖明之感動被爲成候處に候得ば、此時に當り、皇國の衰運挽回無之而は、萬歳を経候ても、其期有之間敷と不堪激勵候得共、兎角不才菲力、不行届而已にて、恐懼不少候處、近來容堂も登城被仰付、廟議參豫に相成候故、大に力を得、精々粉骨罷在候。

此れにて春嶽當人の氣持が判知る、彼は實に當時を以て、千載の一時と心得、此の時機に負かざらんと憤發してゐた。



偏に久光  
頼周旋に依

御上洛も愈來二月御決定之事にて、其節は御宿望之通り、朝廷幕府之御親睦御熟調に不相成候半而は、是亦相濟不申譯に候得共、京師之御都合は、甚不案内之儀にて、目途も相立兼、痛心此事に御座候得ば、此際之御周旋におゐては、偏に賢見之御鼎力に無之候ては、決て行届申間敷と申談候事に候處、曾て御上京被成候様、御内旨も有之哉にも致承知候得ば、旁賢勞には候得共、御支度次第一日も早く御上京相成候様、致企望候。

將軍の上洛も文久三年二月と定まり、正に是れ公武合體の理想實現の好機に際す、此時に於て島津三郎の上京は、尤も急須だ、況んや内勅旨を以て、此れを促がし玉ふに於てをやだ。

薩越土會  
合の計

左候得ば容堂申合せ、從是も上京いたし、於輦下及御熟談、官武御合體之基本も、皇國萬安之大計も、粗商議も極め候て、御上洛を御待受申上候様仕度儀と奉存候。

山内容堂、島津三郎、松平春嶽、三人京都にて相ひ會同し、以て大いに成す所あら

んとす

尤容堂申談之次第、此地之形勢等は、總て猪太郎之口上に譲り、不及委細候間、御聽取に相成候様、所仰希御座候、何分にも此機會は千歳之一遇と被存候へば、唯々早々御上京、再度之御盡力御座候様、皇國之御爲に翹望依頼罷在候。此れは固より掛引きでなく、松平春嶽の本音であつたと察せらる。當時春嶽の幕賓たる横井小楠なども、愈よ此の千載の一時を、善用して、天下の公議に原き、天下の大政を行ひ、以て更革一新の實を擧げんと期してゐた。

薩士周旋  
を喜ぶ

且又高崎、岩下、吉井之三士、先般以來精忠盡力、不容易周旋共にて、暗に幕政之裨益とも相成候儀も不少、重疊感荷之至候得ば、可然御褒詞も被下候様、於劣生所希に御座候、楮餘之心緒は、來春之面晤を期し候、出仕前勿々布字如此に候。

此れにて見れば、江戸に於ける薩士の運動は、寧ろ春嶽などは、好意的のものと  
して、感謝してゐたことが判知る、而して此處に薩と長との態度が、自から一致



し難きものがある。乃ち長に於ては其の運動の中心は、専ら急進の志士、高杉、久坂等において、動もすれば、眼中幕府無からんとし、一步を進めば討幕ともなりかねまじき形勢をなしつゝ、あつたが、薩に於ては飽迄公武合體を主として、必らずしも幕府を尊崇し、若しくは畏怖するではないが、先づ現状維持を以て、必須の條件とした。

長州態度  
自ら別

即ち其の大體に於て島津三郎も、松平春嶽も、山内容堂も、其の意見は一致した。獨り此際に於て長州の態度は、其の藩主敬親父子も、動もすれば其の藩士の過激分子に引きずらるゝ有様で、一方には朝廷の急進分子と、長藩及び土佐武市一派の急進分子、其他の浪士、他方には近衛忠熙、青蓮院宮、春嶽、容堂、薩、會津等あり、未だ篇を削る程ではないが、自から相ひ對立する姿をなした。

### 【八八】島津久光の返書

久光返書  
本文

十二月朔日發、松平春嶽の書狀(參照 八七)に對し、島津久光は、折り返し、同月二十八日附にて、左の返書を送つた。

當月朔日の芳墨相達致拜讀候。先以餘寒之砌御座候得共、愈御安泰被成御座奉恐賀候。然者方今天下之形勢轉換之次第、細詳御示諭之趣、一々徹肺腑致拜承候。實以閣下並土州老君(山内容堂)御盡力之故に、皇國衰運挽回之機會と相成り、感服不少奉存候。

此れは當然の挨拶だ。

歸國の申  
譯

猶明春は御兩君上京、官武御親睦、夷狄掃攘之策略等、御評決之譯に付、小生えも早々致上京候様來命之趣致承知、愚魯鄙拙之小生、井蛙之見を以、廟堂之大計に致關係候儀、恐懼不少、殊に先般於京都滯留仕候様、御内命も奉敬承候得共、當時之世體兎角富國強兵之計略を盡し、醜夷掃攘之大本相立不申候ては



不相濟儀と奉存、再三愚意言上仕、乍漸勅許相成、致歸國候次第にて、乃ち滯京の勅命にも拘らず、歸國の已む可からざる所以を奏請して、漸く勅許を得たる次第を云ふ。

富強策の實行難

即より修理大夫(薩藩主島津茂久、後に忠義と改む)申談、右之術計嚴密行届候様、致盡力候得共、何分於弊邑も、偷安因循之風習、急速變革に至り難く、實以心配罷在候。

目下歸國中、それ〴〵富強の策を實行しつゝあるも、意の如くなる能はざるを云ふ。

進退兩難

然處再致上京候様、頻に御内勅致承知候得者、迅速致發途候儀、當然之事御座候へ共、前文富強掃攘之實事、未十分之一にも不進、致發足候ては、是迄之儀都て畫餅に相成候譯故、進退難決、大に當惑いたし罷居候。

内勅頻に再度の上京を促がし玉ふも、命に應ずれば、國許の施設未だ漸く手を著け始めたるまでにて、全く其の苦心も水泡に歸するの虞あり、故に進退兩難

だと云ふ。

兩人一時に上京難

且修理大夫參府、是迄毎度御猶豫奉願候末にて、此上難奉願事御座候得共、右次第、逆も兩人一同發足いたし候ては、乍恐攘夷之叡慮にも不相叶哉と、千思萬慮不安、寢食致苦心候。

兩人國を出づることは、とても不可能である。

參觀再延期の希望

就て修理大夫參府御猶豫之御内勅も有之哉に傳承仕候へば、何卒右之幕命相下り候様、御周旋奉希候。

屢ば延期したる參觀を、更らに延期せしめんと希望。

左様御座候得ば、小生上京之途速に相運び、御兩君(春嶽、容堂)御上京之節、御評議之末席に相連り候儀相叶可申、旁別て難有仕合奉存候間、小生苦心之情實、篤く御汲取、土州君被仰談、宜御執成之程、偏に奉歎願候、幾重にも自由千萬之至、御心底之程も難計候得共、不得止存慮無伏藏申上候、先者御請旁奉呈愚札候。



十二月廿八日

條件付人  
京承諾

此の如く島津久光は、頗る持重の態度を持ち、春嶽の招狀に應じ、萬障を排して京都に飛び出さんとする意氣込でなく、先づ幕命もて、其の實子にして當主たる島津茂久の參府を猶豫せしめたらんには、自己も入京して、評議の席に列するであらうとの意を漏らした。

二白、御端書委細致拜承候、且又家臣岩下(左次右衛門)外二人(高崎猪太郎、吉井中助)之者共、周旋之儀に付、御懇篤被仰聞、致承知候。決て過激之議論申上候儀は、恐縮之至に奉存候。尙上京拜顔之上、萬事可申上候、繁雜亂毫偏に御容赦奉願候。

久光持重

此れにて見れば島津久光は、必らずしも何時迄も國許に引き籠りて、決して上京せずとの意でなかつた。彼は國には當主茂久を留め、自己は入京して、春嶽、容堂等と與に、公武合體の政局を打開せんとの志はあつたものと察せらるる。彼は他迄持重論者にて、幕府に對しては、はなはだ幕府と與に、此の難局を開濟する

積りであつた。

### 【八九】 朝幕の間に於ける島津久光 京都守護職問題

島津守護  
職に對す  
る春嶽  
眞意

松平春嶽などは、中心から島津久光と戮協して、公武合體の實を擧げんことを期したれども、彼を京都守護職の一人として、松平容保と與に、其職を分たしむ可きや否やに就ては、自から別問題と云はねばならぬ。元來松平容保を京都守護職としたるは、其名は朝廷を護るにあるも、其實は幕府を護る所以であつた。云はゞ幕府の一門なる會津藩主をして、其の兵力を京都に屯し、所謂浪士の横行を鎮壓し、幕府の威信を維持するにあつた爲めなれば、春嶽等の意中では、別に此れが爲めに、島津の力を假るの必要を認めなかつたかも知れない。され



ど朝廷から、天降りに其の思召を諭さるゝに至りては、今更ら之を尊奉しない譯には參るまい。

島津守護  
職任命江  
戸通達

而して朝廷からは、過般既に其旨を傳へられ、十二月二日に至りて、松平容保より、幕閣へ島津久光にも京都守護職仰せ付けらるゝに付き、萬事申合す可しとの達書を差出した。容保が此事に就て、不平且つ不満であつたことは、既記の通りであつたが、今は致方なきものとして諦めたものであらう。

松平肥後守

公武御間柄之儀に付、段々盡力、御満足に思召候、殊に當地御守衛も相勤候事、旁御安心被爲、在候處、方今人心兎角異議相生し易く、親藩計一家奉職にては、於外藩向、人心難居合に付、此度島津三郎儀、公武御一和之基本を致周旋爲、皇國忠誠候者にて、此末公武御爲可然被思召、拔擢守護被仰付候に付ては、萬事申合警衛可有之候事。

公卿急進  
派驚愕

惟ふに朝廷側でも、此れは近衛關白、青蓮院宮等の意見にて、公卿の急進派は、寧ろ長と士とに頼らんとしたることは、勅使三條實美等が、如何に此事に就て、驚愕したるかを以て知らる。

三日夕八ツ時(午後二時)過登營せらる。本日も感冒のため引籠り養生せられしに、營中より急使を以て、即刻登營ある様にと申來りし故、推して出邸せられたり。さてしか火急に登營を促されしは、勅使兩卿(三條、姉小路)より、一橋公及び公(春嶽)に對面したしと申遣はされたるに、一橋殿如何思はれけん、頻りに辭避せられし故なりとぞ。

一橋慶喜回避の爲め、松平春嶽は、疾を力めて登營した。此れは勅使等の面會を要め來りたる爲めだ。

三條等の  
不平

暮時退出より、勅使の旅館に赴かれ、五つ半(午後九時)時歸館せられき。此時旅館にて、三條殿攘夷の勅旨は、諸侯に布告せらるべしやと尋ねられし故、公(春嶽)無論布告する筈なりと答へられ、又島津三郎に、守護職を命せらるる事は、如何と尋ねられし故、叡慮を以て仰出されし上は、幕府に於て綺ひ立てはい



たすまじと答へられしに、三條殿痛く驚かれし體にて、諸藩の折合に關する事はあるまじきやと申されしが、公(春嶽)折合は如何あるべきか、豫じめ測りがたし。若御懸念にて、勅使の御指揮とあらば、幕府は再考せざるにあらずと申されしかば、三條殿さる事の御指揮には及びがたしと申されたりとぞ。

幕府獨り  
觀念

此の如く勅使が、諸藩の折合に關する事はあるまじきやとの一撻は、取りも直さず、薩藩の代表者を、京都の守護職となすに於ては、長藩などの氣持は、如何ある可きかとの掛念であつたものと察せらる。更らに打ち割つて云へば、島津久光の守護職は、三條實美などの胸中には、頗る平かならざるものがあつたことが判知る。然も春嶽が、強ひて此れが爲めに解説しなかつたのは、春嶽さへも、餘りに此事を憚ばなかつたではあるまいかと察せらる。但だ幕府は一意公武合體を主として、朝廷の思召を尊奉するにあつたから、兎も角も叡慮を以て仰せ出されたることは、御受け致すの外なしと觀念したるものであらう。

幕府受書

斯くて十二月十七日附にて、幕府は此件に就て、左の受書を差出した。此れは十

一月十二日附で、仰せ越され玉ひたれども、幕議遷延して、更らに朝廷から御催促あつた爲めだ。

松平肥後守京都守護職被仰付、御満足被思召候得共、島津三郎儀、今般公武御一和之基本を致周旋、爲皇國盡忠誠候者にて、此末公武之御爲、別而可然被思食候。且家督にも無之故、京師守護も專一可行届儀と被思食、旁別段之叡慮を以、斷然守護職被仰付度旨、去月(十一月)十二日被仰越候。方今之時勢、每事因循時日推移候ては、不被安、叡慮候間、早々取計候様可仕旨、御沙汰之旨、猶又被仰越候。趣奉畏候。三郎儀京都守護職被仰付候儀は、於當地御不都合之儀無御座候。右に付先達て三條卿、姉小路朝臣へ委細申述候通、奉畏候儀に御座候。此段申進候以上。

十二月十七日

井上河内守  
板倉周防守



水野和泉守

松平豊前守

松平春嶽

坊城大納言殿

野宮宰相中將殿

此れにて朝廷と幕府との間に於ける島津久光京都守護職任命の一件は落著した。但だ島津當人が辭退したる爲め、此事は實行に及ばずして了つた。

【九〇】 島津久光守護職問題に付、永井、瀧川の建白書 (一)

前記の如く(參照八九)幕府が會津藩主松平容保を、京都守護職に任じたる主旨

容保守護  
職の主旨

は、上方に於ける、幕府の勢力の根據を、會津藩の兵力もて、支持せんとするにあつた。その證據は、松平春嶽が、後日自から筆録したるものに、

その證據

松平肥後守を以て、京都守護職被仰付候は、餘程意味深長の事にして、誰も此譯を知る者なし。此守護職を置れしは、慶喜と板倉周防守、水野和泉守と相談より起原せり。余(松平春嶽)も聊關係せり。いかんとなれば、方今諸藩京都へ群集し、就中薩長土人多く出で、公卿諸藩の力を借り、暴論盛にして、逆も所司代京都諸町奉行等の指揮を不受。所司代も極々困却を極め、幕府の威嚴は、消滅の勢と相成候故、於幕府も無致方、京都守護職を置き、所司代の頭に据え、會津は大身にも有之、兵力もあり、公家及諸藩を壓倒するは、會津にあらざれば、逆も持堪へ難しと廟議也。依て改て京都守護職を被仰付、京都へ出立相成候。幕府にては、京都を嫌疑するの甚く、勘定奉行、目付、大目附等は、實に京都を讎敵の思也。流石に老中邊にては、旗本ほどに嫌忌する事なし。〔逸事史補〕

幕吏の島

此の如き主旨によりて、松平容保は守護職に命せられたりとせば、當時幕府の



津守護對策

要人等が、島津三郎の突然たる京都守護職仰せ出されに不服である可きは、固より當然の事だ。惟ふに彼等の眼中には、朝廷が幕府の政策の裏を搔かれたるものと猜定し、彌よそれに對抗する必要を感じたものであらう。乃ち十一月二十日附にて、京都町奉行永井主水正、禁裏附瀧川播磨守は、連名にて、左の如き建白書を提出した。

在京幕臣  
建白書

今度御所向より、島津三郎儀、京都守護職被仰付度被仰進候哉之趣、右御案肥後守殿上京家來へも、傳奏衆より内達有之由にて、外島機兵衛と申者、殊之外心配申聞候間、右寫内見候處、實以不容易儀、已に先頃中薩長兩家互に張合候節も、應仁之亂兆と存候處、今般三郎愈右之通被仰付候得ば、猶更以不堪痛心。此の如く彼等は島津久光の京都守護職任命を以て、應仁の大亂を、現在に再演する端緒であるかの如く掛念してゐる。

應仁亂兆

亂の端

尤肥後守殿(松平容保)に於て、偏に公明正大、鐵心石腸を以、關東御輔翼、天朝御尊奉之御所置有之候得ば、三郎如何に剛腸也共、人心有之者は、感伏落膽仕、禍

亂も起申間敷候得共、當時之御場合、天下之人情必肥後守殿には關東にて被命候守護、三郎は叡慮を以被命候守護と申唱、自然差引を立候氣合に可相成、天下之人情、差引を立候氣合に相成候は、即ち國黨之兆、御國內之爭亂、此一勅書に起可申、歎息痛心之至。

此の如く幕府任命の守護職と、朝廷任命の守護職と、兩守護京都に對立するに於ては、如何なる結果を來たす可き乎、永井、瀧川兩人の心配するも、看て此に至れば、寧ろ偶然の事ではあるまい。

島津任命  
の理由論

猶機兵衛儀、彼是手を盡其筋探糺候模様承候處、一藩奉職にては、人心居合も如何可有之哉、御懸念思召候と之御文言は、肥後守殿耳にては御不足にて、關東へ被爲對候處、未だ御疑念御隔意被爲、在候様被存候得共、御所にては決而右様之思召には無之、畢竟御親藩耳にては、公平之御所置に無之と之議論盛候故、其折合方を深御心配にて、外藩を被加度思召と之由。

以上は島津を加ふるに至りたる理由に就ての言。



右は必定初發五大老之論意に基付、三藩より遮て申立種々議論を以、叡慮を恐動致候付、實以可然と之御實心より出候儀にて、敢て御疑念御難題被仰出候思召には有之間敷哉共被察候得共。

此處に五大老とあるは、大原重徳の勅使として東下の際に、岩倉具視の發案にて、島津、毛利、山内、伊達、前田の五大藩主を、五大老として、政事に參與せしむ可しとの議を云ふ、三藩とは、薩、長、土のことであらう。何れも永井、瀧川等の推定、臆測よりの言だ。

一時の折  
合後日の折  
禍端

藩士彼是之議論に寄、右様之御所置有之候は、只一時之折合を御心配被成候迄にて、後來大亂之端と相成候處へは、御心不被爲付、つまり目前姑息之御所置に有之。

此の如く朝廷が藩士の議論に動かされ、諸藩一時の折合を謀りて、此れが爲めに後日大亂の禍因を作することを顧み玉はざるは、甚だ以て遺憾千萬のことだと言ふのだ。

### 〔九一〕 島津久光守護職問題に付、永井

#### 瀧川の建白書(二)

島津守護  
職不可の  
理由其一

永井、瀧川等は、島津久光其人の身分に就ても、尙ほ守護職として不可なる理由を左の如く開陳した。

殊に外藩國守之内、可被命者可有之處、三郎は公武御一和之基を致周旋、且當主に無之候得ば、守護職も專一に可相調儀と被思召候段は、外に御意味合可有之様被存。

是れ其一。

其二 其上家督にも無之者へ、守護之大任被命候は、國家大體を御辨明無之、御不相當之至。

是れ其二。

其三 萬一右様被命候節は、相當之高祿重官をも不被下候は、では相成間敷、家督に



無之者、俄に大任被仰付、高祿重官等被下、自然外御警衛諸大名之差配をも致候様相成候得ば、當秋御内勅之中將に御推任よりは、萬々不容易儀、諸藩一統必不服心を生じ、如何様之儀出來可申も難計、

是れ其三、此の如く島津久光其人が藩主でなく、單に藩主の實父であるとの身分に付て、不是なる所以を歴擧した。

公武一和の障  
旁其表(江戸)へ被仰進候共、決而御請には被爲成間敷御儀と奉存候得共、別段叡慮を以、斷然守護職被仰付度、叡慮貫徹致候様と之御文意は、此儀に於ては無他事、十分御据りにて被仰出候儀と被存候間、家督之者には無之、不相當、又は諸藩之氣配に拘候等、道理上之御論を以、御否み相成候得ば、御所向に於て、道理上は御届に相成候共、當節之御場合、外藩守護職被命、肥後守殿(會津藩主松平容保)と並候ては、關東にて御不都合故、御否み被成候杯、萬一御所向にて御聞取にも相成候得ば、御内心之御疑惑は、一層相増、公武御一和御情實之障と相成可申。

永井等の一案

道理から云へば、凡有る方面から觀察しても、島津久光を守護職の大任に充つ可き譯合は無いが、然も其の道理によりて、之を拒否せん乎、朝廷からは、幕府の痛くもなき腹を探られ、公武合體の目的は、此れが爲めに更らに相外れ、時局をして愈よ紛難ならしむるであらう、仍て永井、瀧川等は、更らに左の如き意見を吐露し來つた。

將軍上京守護の議

此段之御所置、乍恐實に一大御難事、治亂之大機關と奉存候間、右勅書之御趣意にも不戻、且は亂兆をも御塞相成候御良策有之間敷哉、私共限種々勘辨仕候處、一體皇都之御守護、四海之御鎮撫は、乍恐御祖先以來、將軍家之御職掌被爲、在候間、是迄も京都御警衛向、追々諸家へ被仰付置候處、當節柄別而御配慮被爲、在、新たに肥後守殿へ御守護職被仰付候處、猶一藩にては人心折合方も不宣、彼是御配慮被爲、在候間、此上は速に御上洛被爲、在、御祖先以來之御職掌を以、御自身禁裏御守護被爲、遊、天下之親外諸藩之公論御採用、叡慮御伺之上、皇都之御守護、四方海陸を防禦等、御差配可被爲、在、間、叡慮を可被安と之御趣



意を以、御返答被仰出、早々右之御手順に被遊可然哉に奉存候。

此の如く將軍自から上洛し、將軍自から京都の守護を引受け、將軍自から天下の公論を採用して、内外の政策を指揮す可し。

容保上洛の議

尤御上洛之儀、此節専ら御取調中とは奉存候得共、曠世之御大典、殊に御麻疹後にも被爲、在候間、年内(文久二年)御上洛之御運びにも被爲成間敷哉に奉存候間、先肥後守殿早々御上京被成候方哉共奉存候得共、此度之儀に付、不取敢御上京と相成候得ば、三郎より先後之權を被争候様にも相當り、御所向之御酌取も如何可有之哉、其上當時定て別勅使(三條、姉小路)御引合等にて、肥後守殿御在府不被爲、在候はでは、御不都合之儀も可有御座候は、先肥後守殿先鋒隊御人數丈にても、早々御差登せ相成、御用濟次第、直様肥後守殿御上京續て御上洛と申御手續には被爲成間敷哉。

將軍の上洛、一日も急速を宜しとす。然も其事思ふ様に參らねば、守護職松平容保にても、至急上京せよ、此れも思ふ様に參らねば、取り敢ず先づ守護職の先鋒

隊にても上京せしめ、而して後やがて松平守護職、引き續きて將軍の上洛ありたし。

鳥津守護取消の可

何れにも乍恐御祖先より之御職掌と申名義を以、御上洛御自身御守護被爲、在此度三郎守護之勅旨を御取消、御國內争亂之萌芽を御裁切可被遊御廟算より外、乍恐被爲、在間敷哉に奉存候。

如上の方法もて、須らく、鳥津久光守護職の取消を爲す可し。此れが永井、瀧川兩人の意見の核心だ。それにしても如何に彼等兩人が鳥津久光の守護職任命を重要視したるか、判知る。而して此れを見ても、如何に幕人が薩人に對して、恒に猜疑の目をもて眺めつゝ、あつたか、判知る。

右等私共職外之儀、忌諱を不憚奉申上候は、誠以奉恐入候得共、國家大亂之兆、目前に有之ながら、心附候事共、不申上候も却て恐入候儀と存、恐存之趣、奉入御内聽候、以上。

十一月廿日



永井主水正  
瀧川播磨守

此の建白は、殆んど事實に於て採用せられた。幕府は島津久光の守護職の内命を、表面には、尊奉したが、然も其事は實行に及ばなかつた。此れは島津久光其人の自發的辭退によりて消解せられ、年内に松平容保も上京して、其の職に就いた。而して翌年の春は將軍家茂の上洛となつた。

正親町三條大納言書翰

(上略)島津三郎京師守護職之事、去十二日夕方頼に被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候旨、武傳より達書被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>見候事に候。右御趣意は御達の字面に相見候通之御趣意之旨跡より殿下御談ニ承候。寫掛<sub>二</sub>御日<sub>一</sub>候。會津へも爲<sub>二</sub>心得<sub>一</sub>其段被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>候。其寫手元に無<sub>レ</sub>之候。跡より可<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>候。會津には段々周旋も候處、右島津へも被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>候。段少々不服哉ニも承候。御合可<sub>レ</sub>給候。小子も心配、殿下相伺候處、御達書面通り之事にて、何も會を御危み、或は役に立ぬ故と申事にては毛頭無<sub>レ</sub>之、只親藩一家にては衆心不服故、外親兩藩へ被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>候譯、島津御拔

搦は全書面通り之事と承候。三郎家督にも無<sub>レ</sub>之處、守護と申事如何と申論有<sub>レ</sub>之、是も尤に承候得共、前文之通既に相成候て、十二日武傳より被<sub>レ</sub>達候。(中略)

十一月十六日

三條殿

實愛

〔三條家文書〕



### 第十七章 將軍勅諭奉承

#### 【九二】 鎖攘に關する横井小楠の意見 (一)

將軍待罪書 幕府は既に戊午以來井伊直弼を首として、大獄關係者其他の者共に、それぞれ追罰を課したが、將軍家茂も亦た自から左の如き待罪書を、十二月二日京都に捧呈した。

臣 家 茂

奉職以來政刑錯亂、奉惱宸襟候事不少、惶懼之餘り、此度一二罪科を糺し候得共、畢竟委任其人を失候より、如此に至候段、當職之過誤、其責難遁奉恐入候、仍而辭官位一等奉謝多罪萬分之一度、聖明照察の上、願之如く、勅許被成下置候之様伏而奉希候、恐惶謹言。

十二月 日

第十七章 九二 鎖攘に關する横井小楠の意見 (一)



如何にも其の言辭が、臣禮を罄してゐる。之を往時の兩敬の間柄の文句に比すれば、天地雲泥の差がある。亦た以て如何に時勢の變動が、此の寥々たる短文の間に標白せられつつあるか、判知る。

横井建白

當時幕府の中心人物たる松平春嶽等の意見が、果して那邊に在つたかは、春嶽の幕賓である横井小楠が、十二月二日附にて差出したる、攘夷鎖港に關する建白書が、恐らくは尤も能く之を語りてゐる。

今般勅使御東下之御儀は、攘夷之大令被爲仰出、天下侯伯之異(意)見策略被聞食度候哉にも奉拜承、誠に神州之御大事、御安危之大機會と奉存候、固より草莽微賤の管見、奉冒尊聽候も恐入候得共、兼々言路御開達被遊候に付、蕪穢不肖之身を不憚、一二之迂論、奉拜陳候。

攘夷實行方策

一 攘夷之事實御執行被遊候には、第一於幕府刑賞之典明に不被爲在候而は、不相成儀と奉存候に付、先以墨夷浦賀入港以來、彼之威焰に恐怖し、容易に

條約を取結び、勅許にも無之諸港を開き、神州未曾有之汚辱を引出し、上は奉惱天子之宸襟、下は萬民之憤怨を醸し候。癸丑甲寅(嘉永六年—安政元年)以來之幕府要路之諸有司、内外之處置に於て、己が利榮を謀り、姑息因循し、國家を此極に至らしめ候。大小諸有司之事跡を按じ、黜罰之典を明に被遊候上、將軍家速に御上洛被遊候て、實著御誠意に、天朝御尊崇被遊、億兆之庶民に至る迄、天朝之尊崇し奉るべき、醜夷之賤むべき事を知らしめ、而後斷然攘夷之御處置御取懸被遊候事、是攘夷之第一策かと奉存候。

右要領

横井の論は、嘉永の末、安政の始、幕府の外交に關する諸有司の罪を正し、將軍自ら上洛して、歴世不恭順の罪を謝し、特に近來外交上の失態より、宸襟を惱まし奉りたる罪を謝し、尊皇の實を、天下に示す可しとのことだ。而して此れが攘夷の第一著とのことだ。

横井の本

元來開國論の巨頭として天下に知られたる横井小楠が、斯る議論を提出することは、洵とに意外千萬であるが、それに就て考察す可きは、彼は本來の勤王家



であつた事だ。彼は當世は勿論、後世まで反勤王論者として知られ、甚だしきは、天道革命論などの怪文書をば、彼の手に出でたりと誣讒せられ、その一身は全く世間誤解の犠牲となりたる程であつたが、然も當人の意見は、實に上記の通りであつた。而して此れが單に當人一個の意見であるばかりでなく、松平春嶽などにも、此の意見を吹き込み、直ちに此の如く幕政を實行せしめんと期してゐた。

一般攘夷  
の點と相違

彼が世の所謂攘夷論者と趣を殊にしたるは明白の事實だ。彼は開國を以て天地の公道と信じてゐた。但だ當時日本の開國は、自主的開國でなく、強迫的開國であり、威嚇的開國であり、隨て對等の開國でなく、事毎に外人に致され、外人に乗せられ、我が國權を失墜すること多大なるを認め、根本的に之を改正せざる可からざるを認め、攘夷の氣運朝野に熾なるを利用し、此の氣勢に乗じて、癸丑甲寅以來の失態を一轉せんと期待した。此れが則ち本論を發するに到りたる所以であらう。

過激論に  
反對

但だ彼は飽迄公武合體論者にして、此の機會に於て幕府を倒し、朝廷の親政を見んとの過激論には與せなかつた。彼は事實上、幕府も日本に於ける政治の大要素と認めれば、それを除外しては、舉國一致は到底行はれ得可きものは信じなかつた。

### 【九三】 鎖攘に關する横井小楠の意見 (二)

外使に對  
する措置

横井小楠は更らに外使に對する措置として、左の如く陳述した。

一 前條之如く、尊王之儀、黜罰之典、御執行被遊候上、當時在留之夷官共へ、嚴重御申諭し被成度奉存候。然し、在留之官吏も、其國主之命を領し、且幕府之指揮に應じ、是迄逗留仕る者共、候得ば、手荒き御處置有之候。而は、却て皇國之信義を損じ候にも至り候へば、各夷之夷吏共、大城へ御呼立被成、天使並に大



樹公以下列侯御連坐之上、幕府之有司を以て、被仰諭候には、是迄條約開港致候儀は、全く朝廷之勅許にも無之、將軍家御幼少之時に乘じ、幕府奸吏共奉欺朝廷、正義之公卿侯伯を退候後取結候條約にて、元より日本萬民之憤怨する處に候故、終に幕府執政を狙撃し、無辜之夷人を斬殺するに至り候儀にて、全く人心不和之致す處に候得ば、天子震怒し給ひ、正義之公卿侯伯論判し、將軍を輔佐し、先年條約の大小幕吏を黜罰し、皇國政令一新之規模相立候により、勅許無之諸港は引拂可申、猶此儀は別段夫々之本國へ使節を以、御達し可有之旨被仰渡、急速に有合之蒸氣軍艦を以て、其器に堪へ候人御任選被遊、彼之國々へ被指立、前文在留官吏へ被仰諭候譯を以て相斷り、追て開港之儀は、後日使節を以、相達し候儀も可有之候間、一端引拂可申段、御諭し被成候得ば、彼も道理を唱へ、諸州横行仕るものに候得ば、聽入可申と奉存候。

要するに横井の意見は、勅許を経ざる條約は、正當の條約でないから、一方に於て斯る條約を締結したる幕吏等を懲罰し、他方には外國の使臣に向つて、退去

一應引拂  
命令

せしむ可く其旨を諭し、更らに本國には此方より特使を各國に派遣し、他日正式に此方から開國を申達する迄は、一應引拂ふ可く、各國に諭さしむ可しとの議だ。

使節指立  
の要

若し此儀承引不仕、兵端相開候時は、即ち直在于我、曲は彼に在り、名義も相立候得ば、皇國之全力を震ひ、神武の勇を耀し、決戦可仕、然る上は縱令日本人種を盡し候ても、御國體を不辱、遺憾有之間敷奉存候、只在留官吏等迄御應接被成耳にては、義理貫徹不仕處も御座候半と奉存候間、何分彼之國々へ使節御指立之事は、攘夷之第二策と奉存候。

横井意見  
の採用

横井の此の意見の一半は、幕府に採用せられた。即ち文久三年十一月には、外國奉行池田筑後守、河津伊豆守、目付河田相模守を、鎖港の事を議せしむ可く、英佛兩國に赴く可き旨を達し、十二月の末には品海を出發せしめた。それが果して横井の此の建白に原いたる乎否乎は、姑らく別問題として、其の旨趣の一半は、正しく同一だ。但だ人其人にあらず、時其時にあらず、爲めに池田等は却て外人



に説法せられて、空手にして還つた。

大阪灣防  
備案

一 江戸内海を初、豆相之海岸は、可なり之御備も御座候事に候へ共、浪華港に於ては、皇國之咽喉、天下の重地にて、京師と唇齒を相爲し候所に御座候得共、未だ戰守之御備も不被爲在候様奉存候、彼若し一二軍艦を以て、來犯候得ば、所謂唇破齒寒之勢にて、京城之危類、旦夕に可有之候間、先以彼國々へ使節被指立、回説之日間を以て、浪華港より泉紀播淡之間之海岸、應援之地勢に因り、礮臺御築造被成就ては、淀川筋伏水に至る之間、沿道に連珠砦築造仕候得ば、一時戰守の備相立可申候間、是等一日も速に御處置有之度儀に御座候、使節諸州へ御指立之儀は、外國へ信義を示し、内戰守之備を相整候便りにも可相成候、是亦攘夷之第三策かと奉存候。

以上要領

即ち彼は攘夷鎖港の前提として、第一條約締結に關する諸幕吏を黜罰し、而して其の實行として、第二外使等を千代田城中に召喚し、勅使、將軍自餘群侯列席の上にて、勅許を経ざる條約は破毀せざる可からざる旨を論し、その爲めに特

使を列國に派遣する事(第三)而して使臣歸著までの間に、近畿の海防を整頓し、一旦緩急の用に備ふ可き事であつた。

以上觀來れば、少くとも當時幕府の主腦者の一部に於ては、朝旨の所謂攘夷鎖港は、單だに口上にて奉體するばかりでなく、それを實行せんとの決意あつたものと察せらる可き理由が無いでも無かつた。

### 【九四】 將軍家茂兩勅使を城中に饗す

勅使陳述

十二月四日は、將軍家茂が、勅使三條實美、副使姉小路公知を城中に招請して、勅旨に奉答するに先ち、先づ饗應の儀を具へた。それは頗る鄭重のものであつた。その際勅使が口頭にて陳述したところは、左の通りであつた。

勅諭之趣早々御評決に相成候様御沙汰候、御決定之上は、速に諸大名へ御下



知に相成候様、御沙汰候。

策略並拒絶之期限、早々列藩之衆議を被盡、御決定に而御奏聞、叡慮御伺之様、但日數も可相掛、追而言上可被成候。併精々急に衆議を被集、年内明早春にも言上に相成候様、御沙汰候。

右の如き勅使の申條は、云はゞ居催促の如きものだ。何事も遷延は幕府の慣用にして、此れが時としては、難題を自然に解消する方便ともなつてゐた。

書 饗應次第

却説同日饗應の次第は、左の通りであつた。

饗應の次第書

- 一 三條中納言、姉小路少將登城
- 一 御白書院出御(御直垂)
- 御先立 板倉周防守
- 御太刀 御刀
- 御上段御著座

出御などの字は僭冒であるが、幕府從來の慣例であれば致方なし。

- 一 一橋中納言殿御下段御左之方著座

三條中納言

姉小路少將

右於御上段御對顔、御右之方被著座、御太刀目錄高家披露、則引之。此時勅使副使自分之御禮申述之御説有之、退坐之節、御下段迄御送り(但休息所へ被相越こ)此れにて勅使も將軍同様上段に坐し、退坐の節は將軍が下段まで見送ることとなつたことが判知る。

献上物

- 一 御間之御襖障子老中開之、御敷居際立御、此節御次御疊縁

三條中納言諸太夫

扇子

森寺大和守

同

丹羽筑前介

姉小路少將雜掌



同 同

西本近江  
柳川左門

右獻上物前に置、御禮、大御番頭披露、此節殿中詰合之布衣以上面々並居、御目見相濟而入御。

此處に柳川左門とあるは、武市半平太のことだ。此れにて將軍と兩勅使との表面の禮式は相ひ濟んだ。此れからが饗應だ。

饗應

一 三條中納言、姉小路少將、休息有之、而御饗應之席へ被相越。

御白書院御下段

三條中納言

姉小路少將

右御饗應七五三年寄共及挨拶、配酒二獻過而盃臺出之。此節御使周防守(板倉勝靜)年寄共出席、畢而膳部撤之、茶并餅菓子出之。重而吸物出之。二獻に而撤之。給仕中與勤之。

以上は饗應の次第だ。

一 三條中納言、姉小路少將、御饗應之御禮、謁年寄共被述之。

但休息所へ被相越、於西湖之間、御用談有之候に付案内。

此の用談の際に、前記の口頭陳述はあつたものと察せらる。

勅使饗應  
御禮

一 三條中納言、姉小路少將、退出之節、一橋中納言殿、大廣間三之間迄送、春嶽年寄共、殿上間迄送之、高家御玄關迄送之。

此の如くして饗宴一切は了つた。

一 諸大夫雜掌へ、於檜之間、御料理被下之。

而して和宮、天璋院等にも、兩勅使よりそれ〴〵獻上物あり、又た和宮、天璋院よりも、兩勅使へ答贈があつた。

勅使威容

尙ほ當時兩勅使が幕府に對する、恒に朝權の主持者として、頗る自重したるものがあつた。一橋慶喜が、兩勅使を招宴したるに際し、姉小路副使が、威容儼然、坐席の間、甚だ圓滑を缺くものあつたから、列坐の者、何れも之を懼ばず、歸館の後、



從者柳川左門即ち武市半平太が、今少しく氣を降し、色を和げんことを諫めたところ、姉小路は勅使は至尊を代表する者なれば、個人の資格ならば兎も角も、勅使の資格としては、他迄其の尊嚴を護持せざる可からざる旨を告げて、之を拒んだと云ふことだ、(姉小路公知傳)之を見ても彼等當時の氣分が、略ぼ推察せらるゝ。

【九五】 將軍家茂の勅諭奉答

幕府の奉答書提出

十二月四日、三條、姉小路の正副勅使を、千代田城に招請し、將軍家茂より響應した翌日、更らに城中に兩使を延見して愈よ勅諭に對して奉答書を上ることとなつた。

五日朝五つ半(午前九時)登營せらる(松平春嶽)。此日勅使兩卿入城、大樹公より

奉答書指出次第

奉答書を指出され、畢りて公(春嶽)退營の際、閣老衆同道兩卿の旅館に赴かる。歸邸は夜五つ時(午後八時)なりき。大樹公の奉答書二通、一橋殿以下より差出されし書付一通、奉答書を差出されし時の次第書一通。

今更奉答書を指出されし時の次第書を掲げんに、

一 勅使三條中納言、姉小路少將へ、御返答被仰進候に付、御表出御、御衣冠、

御先立

板倉周防守

御太刀

中條中務太輔

御刀

一 勅使、副使登城之節、御玄關上拭椽迄被爲成、勅使、副使の前に被爲立御誘引、公方様には大廣間御中段上より一疊目に御留座、三條、姉小路御上段著座、勅使氣色の後、公方様御上段へ御著座、于時勅書之御請被仰上、且禁裡より御傳言物之御禮、並和宮様天璋院様へ御言傳物之御禮をも被仰上、過而御請書



御硯蓋に載之、年寄共持出、一橋中納言殿へ差上、中納言殿御請取、勅使へ御渡之、畢而御中段元之席へ御退座、勅使副使退去、最前之通り御送り。

勅使待遇  
禮の鄭重

此の如く今日の式と、昨日の式とは、其の勅使待遇上に於て、大なる相違がある。昨は將軍先づ上段に著席し、而して後兩使を上段に延見したに引き換へ、今日は將軍は先づ中段上より一疊目に留座、兩使上段に著坐、而して後將軍上段に著座した。此れは勅使に對して奉答書を呈する爲めに、故らに天朝を尊崇す可く、此の如き禮を執りたるものだ。

一 勅使、副使登城之節、春嶽年寄共、御玄關式臺迄出迎、高家其外役々は下座敷へ出迎、退出之節も、同所迄送之。

此れは昨日も同様であつた。

却説將軍の奉答書は左の通りだ。

奉答書本  
文共一

共 一

勅書謹拜見仕候。勅諭之趣奉畏候。策略等之儀は、御委任被成下候條、盡衆議上

京之上委細可奉申上候。誠惶謹言。

文久二壬戌年十二月五日

臣 家

茂

同 其二

其 二

今度被仰出候攘夷之叡慮、天下え布告仕候に付ては、御親兵之儀御沙汰之趣奉拜承候。就而者家茂征夷之重任に膺り、且右近衛大將於毛兼任仕候上者、御守衛之儀者職掌に候間、乍不肖堅固に御守衛等之手配可仕、尙不足に茂被思召候者、諸藩與利召登茂可仕候得共、一體外夷軍攘候に者皇國全地之警衛肝要に付、列藩之儀者國力於爲養、九州者誰々、奥羽者誰々登申如久藩鎮之任手專仁爲仕候者、婆可然哉登奉存候。仰願久者此旨被聞召分候様仕度奉存候。猶明春早々上京の上、警衛之方略具に奏聞乎可奉經候。恐惶謹言。

此れは御親兵の御沙汰に對しての奉答だ。此れを見れば、幕府は中心御親兵の出來を驩迎するものでなかつたことが判知る。



慶喜等の  
指出書

尙ほ一橋慶喜以下より勅使に差出したる書付は左の如し。

- 一 和宮様御上京之儀、何れ中納言(一橋慶喜)春嶽上京之上委細可申上候事。
- 一 故薩薩守(島津齊彬)贈官位之事は、去月十二日申達候事。

此れは島津齊彬に中納言從三位を追贈せられたる達書のことだ。

- 一 修理大夫御推任は、早春參府之上、相達候心得に候事。

修理大夫とは、薩藩當主島津茂久のことだ。

- 一 尾張前大納言へは、早々相達可申候事。

此れは尾張隱居慶勝を從二位に敍し、大納言に任ずることだ。

傳奏衆誓  
詞改め

- 一 傳奏衆誓詞之儀、是迄神祖(家康)以來之法には候得共、今度以叡慮被仰出候事故、相改可申候事。

此れは歴代因襲したる武家傳奏が、幕府へ忠勤の宣誓のことを改むることだ。

- 一 島津三郎え守護職被仰出候段畏候事。
- 一 九口固御廢止之儀は、取調追而可申上候事。

以上にて一切の奉答は完了した。

- 一 町奉行御附其餘之者、禮節之儀は、傳奏衆より被申越候通り可取計候事。
- 一 外夷取扱振、主客相反候趣被仰下、此儀も畏候事。

以上にて一切の奉答は完了した。

### 野宮定功三條實美に與へ、朝幕往復文書を改むべき旨を

#### 幕閣に諭さしむる書

(上略)乍御面倒御内談申試候。從來之流弊被相改以來、君臣名分禮節等可被正之儀、會藩周旋之處、程克承伏相成候旨、傳承仕候。然處、今以老中奉書杯、文體聊も改正無之候間、何卒貴卿より表向一越又は聞老へ被仰渡給間敷哉。彌改正之儀承伏に候はゞ、當役より老中并所司代等へ相達候書狀類も總て流弊相省、名分相正度、右に付ては、改正之儀關東より所司代へ心得に申來候様致度存候。尤當役より所司代へ申聞候ても宜儀には候得共、風と心配候より彼是不伏之次第に相成候ては、會藩之周旋無益に成行候ても殘懐之至候間、前文之振合に成候方至極穩便哉に存候間、先々御談申試候。去月頃以來之書簡寫別紙入御覽候。尤古來之例文には候得共、法外之文體甚以不得其意候。乍去改革治定無之内、改候ては落手無之と存候に付、無據今度之處は返



書も任先例置候事に候。(中略)

十二月五日

〔三條實美公年譜〕

【九六】 勅使將さに江戸を去らんとす

武市の春  
嶽訪問

將軍家茂は、十二月五日もて、勅諭奉戴の答書を上つた。此れにて正副勅使兩人の使命は果した。而して彼等の歸期も相ひ迫るに際し、姉小路公知の執事柳川左門は、其の本名武市半平太の名刺もて、松平春嶽を、六日の朝訪問して、左の意見を開陳した。

武市意見  
開陳

公(春嶽)對面せられけれど、已に出館の時刻迫りし故、承はるべき事あらば、家臣島田近江に申聞くる様にと申され、出館後、島田面接しけるに、武市此節當

將軍沙汰  
書

地にて見聞する處は、全く公武御合體の委なれど、京師に於て關東を疑はるるは、一朝一夕に起れるにあらず。已に從來勅使を關東に降され、該勅使歸京の後關東をよきかたに執り成さるゝを指して、隅田川と稱して疎外せらるるが常の事なれば、今度の勅使も必ず從來のごとくなるべし。斯る情態にては幾回來往せられても、勅使のみにては、眞の御合體に至るべき望なし。此上は一日も早く大樹公御上洛ありて、眞實の御合體を希望す云々申聞たりき。此れは定めて姉小路公知と打合せの上に、武市が訪問したものであらう。而して將軍の上洛にだめを推したるものであらう。

尙ほ十二月五日には、將軍は愈よ左の沙汰書を諸有司に下して、自から責任を明らかにした。

先年以來御政事向品々不<sub>レ</sub>宜候事共有之、被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>對<sub>レ</sub>天朝<sub>レ</sub>恐入被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>思召御官位御一等御辭退被<sub>レ</sub>遊度との上意に付、中納言殿(一橋慶喜)始、一同奉<sub>レ</sub>恐入再應申上候得共、此程御咎筋等、夫々被<sub>レ</sub>仰出候も、畢竟不行届より之御儀と、深被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>省御



許容不被爲在候。誠に以恐入難有思召に候條、銘々厚可相心得候事。

斯く松平春嶽より演達した。此れは恐らくは徳川幕府ありて以來の文書であらう。當時の幕府に於て、是れ以上恭順の言葉は、到底發見し難く、又た是れ以上期待し難きものであらう。兎にも角にも幕府の威權は、此の一文によりても、急轉直下しつゝあることが判知る。

水戸鎮派  
嚴謹

尙ほ勅使は最後の措置として、水戸に於ける鎮派に對し、左の文書を政事總裁職松平春嶽に授けた。

同日(十二月六日)夜に入りて、三條中納言殿より丹羽筑前介を以て、水戸藩士太田誠左衛門外五名に嚴謹を命ぜらるゝ様にとの書付を遣はさる。此時丹羽表向の御達にはあらざるよしを述べて、差出せり。左の如し。

太田 誠左衛門

久木 直次郎

横山 甚左衛門

桑原 治兵衛

笠井 權六

國友 興五郎

右等の者、午(安政五年戊午)年中勅諭被下候節、諸向へ傳達之儀、専ら相支へ、其後安藤對馬守等之意指を受、勅諭返納之儀を致、周旋對朝廷不相濟所行一方ならず、一藩之名義を取失、國家を誤候罪魁に相聞候。屹度嚴重に不被申付候ては不相濟儀、且其餘黨類之者に至迄、夫々退斥之處置可有之事。

住谷等勅  
使に建白

此れは京都より帶び來りし文書乎、或は江戸にて作爲したる文書乎、何れにもせよ水戸の有志住谷信順(寅之介)下野遠明(辛次郎)の二人は、十一月十五日附にて、三條勅使に向つて、種々の建白をなしたる中には、

一 今般風詔遵奉之上には、一橋殿御上洛之義と奉存候間、其節は後見之龍命をも蒙り居候へば、爲副將軍京都へ御留置被遊候様にも仕度、萬一戰端相開け候時にも、相成候はゞ、公武之御間、御隔絶之憂も生じ候半、歟と過慮仕候



間、右様申上候事に御座候。

春嶽殿は關東第一之英明に候へば、實に幕府之良弼に御座候故、天下之事は、御任せ被遊候て宜敷御座候半、然る處閣老初有司共、兼て知名之人物をもつて、御選舉に相成候處、失望之ものも多く、兎角姑息之舊習に泥み、春嶽殿の英志を妨げ、叡慮を奉遵奉候事も、自然遲々に仕候姿、恐入候次第に奉存候。

春嶽殿にては實に尊王之志厚く、感激忘身候て、誠忠を被盡候様承知仕候。一橋殿儀も左右附屬之人さへ撰み候へば、流石聰明に御座候故、烈公之遺志をも繼述被致、忠勤を抽て候半、依ては御上洛、在留之節は、其人を撰み候て被置、水戸有志之内よりも人物を被撰候て被付候様非常之舉無之候ては、非常之功を難建歟と奉存候。

將又寡君(徳川慶篤)御留守被仰出候儀は、残念至極に奉存候間、烈公之忠誠を被思召、是非供奉被仰付候様奉懇願候。右に付ても烈公之信用被致候大場、武田等、片時も早く復職被仰出、復古之業を輔佐致し、上洛之供をも仕候様奉願

一橋左右  
人選の要

候。

水戸人の  
慣用手段

以上一讀殊に其の末尾の一節を一讀すれば、彼等水戸有志者が、三條勅使に向つて、如何なることを吹き込みたる乎は、之を推定するに難くあるまい。要するに水戸の内訌は、毎度内訌に止らず、双方から外力の干渉を誘致して來た。一方は幕府の力を假らんとすれば、他方は幕府中の或る力を假らんとし、更らに進んで朝廷の力を假らんとした。此れは水戸に於て少くとも天保以來傳統統的の慣用手段であつた。



## 第十八章 天皇親政の機近づく

### 【九七】 勅使歸京當時の形勢

勅使歸京  
發途

扱も將軍の勅答も濟んだから、正使三條實美、副使姉小路公知、何れも十二月七日歸京の途に就いた。勅使在江戸中は、土佐の隱居山内容堂と、長藩の世子毛利定廣（長門守）との周旋、即ち廣き意味で云へば、土州と長藩との周旋が、與つて大であつた。但だ容堂の方は、専ら幕府側をして、勅使を禮待し、勅詔を奉戴せしめ、恭順の誠を竭さしむるに在り、長藩の側は、勅使の後援として、飽迄も其の主旨を徹底せしむるに存したることは、云ふ迄もない。

山内豊範  
また江戸  
發

然も此の三者は何れも親姻の間柄にして、容堂は三條家に娶り、其の相續者豊範は、毛利に娶り、土藩は勅使にも、長藩にも、兩ながら干係あつたから、其の立場は、尤も便宜であつた。而して勅使の護送は、下向の時の如く、土佐藩主山内豊範



之に當り、長藩士も亦た之に隨從したが、豊範自身は、勅使に先つ一日、十二月六日江戸を發した。

毛利定廣  
江戸發

斯くて毛利定廣も亦た九日には江戸を發することゝなつた。

八日朝松平長門守殿(毛利定廣)來訪せらる、明九日江戸を發し上京せらる、筈なりしが、在府中彼是公(春嶽)の周旋に預れりとの謝辭を述べられ、別に一通の書面を出されたり。

定廣春嶽  
宛狀

而して其の一通なるものは、

此度勅諭御答振、御遵奉之御旨趣、奉感服候、尙又傳承仕候得ば、大樹公御位階御一等御斷被仰上候御様子、是又深奉感服候。

此れは感服の一面だ。

然る處策略期限等、専ら御委任被遊候様被仰上、御親兵被仰斷候趣、勿論御職掌左も可被爲在候得共、右御一等御斷之御主意とは相違仕候様奉存候。此れは不感服の一面だ。

皇居御守衛は不及申、皇國御維持之御計策も、列藩一和、同心合力に而被遊度と有之候はば、一統眞に感服可仕候。

毛利定廣の意見にては、斯くありたしとのこと。

乍然此度之御答に而は、近年人心不服之御固態御遁れ不被遊候事歟と、御疑申上げ候様相成、誠に以て遺憾不少奉存候。此御行成に而、來春御上洛被遊候而は、人心瓦解眼前と、煩念此事に御座候。

隨分思ひ切りたる強意見だ。

是迄之御厚志難忘、極密愚意申上置候、不敬之罪、偏に御仁恕奉仰冀候。以上を通讀すれば、幕府今回の勅答には、毛利氏は頗る不滿であつたことが判知る。

當時の左  
右兩翼

惟ふに此の一文は、當時在府の毛利家要人等の評議によりて成りたるものと見る可く、如何に當時の長藩が公武合體仲間の中にて、左翼を代表しつゝあつたか、此れを見ても分明だ。當時の形勢から見れば、薩は右翼であり、長は左翼



であり、朝廷側でも近衛關白や、青蓮院親王は、薩に與みし、三條、姉小路の徒は長に與みし、而して春嶽や、容堂の如きは、兩者の中間に在つたが、何れかと云へば、寧ろ右翼に庶く、一橋慶喜の如き、若しくは會津藩主松平容保の如き亦た固より右翼に伍す可きもの、但だ薩に對しては、感情上、恐らくは未だ釋然たらざるものあつたと察せらるゝ。

土藩の兩勢力

尙ほ毛利定廣は、主として長藩要人等の意見を代表するに止つたが、山内容堂は、獨自一己の意見の持主にして、其の臣下は寧ろ彼の意見に獎順、勵行する以外の役目より、他に入用は無き有様であつたが、然も下士勤王黨の首領、武市半平太の如きは、亦た單に容堂の意見に盲從するものでなく、彼等の意見は、何れかと云へば、長藩の意見と相ひ默契あるものあるが如く、均しく改正運動の渦中に周旋する土藩の中にて、容堂派と其の臣下の勤王黨とは、急漸、疾徐の間に、自から距離あるを免れざる委となり、兩勢力相ひ摩擦して、いざと云ふ場合となりては、土藩の勢力は、著しく減殺せられねばならぬ始末となつた。

薩摩の力

而して斯る場合に、薩摩の主力は、當時専ら鹿兒島に在りて、上國には才かに其の代表者のみあつたが、然も虎視眈々、朝廷を震撼し、幕府を威嚇するに、決して不足はなかつた様だ。

### 【九八】 朝命鍋島閑叟に下る

閑叟の英名

鍋島齊正は、佐賀藩主として、西國大名の中にも、其の英名を天下に歌はれてゐた。彼は水戸齊昭、島津齊彬、松平慶永、山内豊信、伊達宗紀、宗城など、賢諸侯の重なる一人に數へられてゐた。彼は文久元年十一月に隱居して、自から閑叟と稱してゐたが、然も彼は決して其の名の如く、單なる閑叟ではなかつた。

藩中の富強を圖る

彼は天下の方さに多事ならんとするを見て、斯る場合に中央の政事に干係するは、畢竟家を危くし、身に禍ある所以で、百損ありて一得なきを看取し、極めて



中央との交渉を稀薄にし、隱然虎の嶋を負ふが如く、只管ら一藩の富強を圖ることを、是れ勗めた。

兵勢實力の養成

彼の家は代々長崎防禦の役目があつたから、蚤に海防には力を用ひ、鎔鑪を作り、大砲を鑄造し、亦た西洋流の兵制、醫術、科學、工業等にも注意し、世の中が左に傾くも、右に動くも、如何なる變局を來たすも、進んでは以て、雄を天下に争ふに足り、退いては以て、一藩の自主的位地を保持するに足る丈けの力を、汲々として是れ蓄へつゝあつた。乃ち彼れ閑叟は此の意味に於て、尤も智者と云ふ可きに幾かつた。

閑叟御沙汰書拜受

然も時勢の急激なる變化は、彼をして兎も角も其顔を上國に出すを禁ずること能はしめなかつた。彼は文久二年八月二十四日附にて、左の御沙汰書を頂戴した。

蠻夷渡來以後、皇國之人心不和を生じ、當時不容易形勢に到り、深被惱宸襟候に付、皇國之御爲は勿論、公武猶々御永久之様、去五月關東へ勅使被差下、被仰

出候御旨趣有之候處、於大樹家も、今七月朔日、叡旨御請被申上、御満足之御事に候、然る上は早速事實不被行候ては無詮議、折角之被仰出、於關東も、御受之筋難立候間、右叡念彌以速に被行候様被遊度思召候、就ては薩州、長州、專周旋、叡感之御事に候得共、於鍋島家も同様、爲國家抽丹誠、周旋之儀、御内内御依頼被遊度御沙汰に候、此段早々御内達可有之事。

久世氏添書

而して同時に議奏久世通熙より、閑叟父子にその添書を交付した。

一翰申入候、然ば御別紙之趣被仰出候間、即申達候、專爲國家厚御周旋可有之、長崎表防禦筋、是迄通被蒙台命候上は、尋常御退隱之譯とも相違候儀、右肥前守殿御申合、御丹誠肝要に候、恐々謹言。

八月廿四日

通

熙

松平閑叟殿

閑叟京都滞在命令

此の如く朝廷からも御依頼あらせられ、斯くて閑叟が江戸參觀の途次、京都に立ち寄るや、十一月二十四日、武家傳奏もて、左の如く達せられた。

第十八章 九八 朝命鍋島閑叟に下る



松平 閑 叟

今般以勅使攘夷之事被仰出候に付ては、諸蠻へ漏聞難計、帝都非常之御備無之ては御不安心之儀に付、御備之儀、同關東へ被仰出候、右等之御時節、幸通行に付、暫滞在有之候様、被遊度思召候事。

用參内 斯くて彼は十二月十九日參内し、小御所に於て、天顔を拜し、天盃を賜はつた。而して同日左の御沙汰書は下された。

今般攘夷之勅、於關東彌遵奉、且又策略等諸藩へ布告建議之上、可有言上旨、勅答之趣、粗相聞、不日勅使上京言上之事と、叡念御徹底御満足に候、兼々御沙汰之通、只々神州之御瑕瑾、深以被惱、宸襟候御儀に候、尤此上於幕府は、無怠慢奉行と被思召候得共、尙諸藩之面々にも、右之思召格別に拜承有之、不泥累年之弊風、早武備等心得有之、因循遲滯無之、速攘夷拒絶之談判に可相成様、出府厚周旋之儀、頼被思召候由、御沙汰之事。而して更らに、

閑叟容易に動かす

被仰出候演説、別紙之通に候、於鍋島前中將は、兼て英名達叡聞、御威之御事に候。且老練之儀にも候間、別紙御沙汰之趣、奉爲神國御都合善盡力周旋之様、宜申述、別段仰被爲在候事。

尙ほ久留米、阿波、安藝等の諸藩主若しくは世子等にも、それ〴〵御沙汰書が下つたが、然も鍋島閑叟に對しては、特に篤く御依頼あらせられたることは、前文を一讀すれば明白だ。

惟ふに彼の英名は、蚤に天聽に達してゐたに相違あるまい。されど彼れ閑叟は、遂ひに維新の際まで、容易に動かなかつた。彼は形勢を指導せず、寧ろ之を觀望して、其の時機の熟するを俟ち、其の力を舉げて之に乗せんとしたものであらう。但だ時勢は必らずしも閑叟の注文通りには參らなかつた。然も彼は後れ馳せながらも、尙ほ薩長、土肥として、維新に於ける或る役目を果たすことを得た。此れは彼が富強政策の賜と云ふも差支あるまい。



【九九】 國事掛の新設

天皇親政の實近づ

當時朝廷では、幕府に向つて、それ〴〵命令を下し玉ふばかりでなく、諸大名にも直接命令を下され、殆んど天皇親政の實を、半ば現呈せんとするの形勢であつた。而して民間有志の建白なども、苟も之を朝廷に進達する便宜さへあれば、それがやがて採用せらるゝ機會があつた。例せば前掲水戸藩士住谷信順、下野遠明等が、勅使三條實美に建白したる通りのことが〔參照 九六〕、その儘採用せられたることは、左記を見ても分明だ。

水戸正義派に優行

水戸中納言、父卿遺志繼述可有之、先達被仰出候通之儀に付、來春大樹上洛之節、隨從上京有之候様、且同家臣、武田修理始、正義之輩之儀は、戊午〔安政五年〕五年以來、忠誠兼て達叡開候間、中納言上京之節、右正義之輩、各召具有之、猶又遺志繼述之趣意、輔翼可有之様、内々御沙汰候事。

水戸正義

此の如く武家傳奏野宮定功、坊城俊克兩人より、十二月八日附にて、幕府へ申聞

派出京決定

け、而して幕府より同月十七日附にて、松平春嶽及び閣老連署もて、御沙汰の旨水戸慶篤へ傳ふ可き儀を奉答し、且又、

猶以武田修理其外之者は、今度一橋中納言上京之節、跡より罷越候様申渡候間、其御心得を以、關白殿へ被仰上可被下候。

と追伸してゐる。されば民間志士の意見が、朝廷を経由し、幕府をして之を踐行せしめたるもの少くなかつたことは、之を見ても分明だ。

國事掛員任命

朝廷と外間との交渉は、此の如く日に親密を加へつゝあるに際し、十二月九日には、彌よ朝廷に國事掛を設け、當面の問題を處理せしめらるゝこととなつた。即ち關白近衛忠熙、左大臣一條忠香、右大臣二條齊敬、青蓮院宮尊融親王、前右大臣鷹司輔熙、内大臣徳大寺公純、及び議奏、傳奏、其他十六人を御用掛に命じ、言路洞開の聖旨を諸臣に布告し、其の所見ある者は、御用掛に就て、謀議を上らしむることとなし、兼ねて輕躁の舉動を誠しめた。

今度以勅使御沙汰之條、於關東追々可爲尊奉哉、左候は、攘夷一決可有之、就

下情上達の門戸開かる



ては諸大名策略をも可被聞食其上朝廷御處置可被爲在儀、皇國御安危實以不容易御時節、專勸懲之思召、且精々可被盡衆議に付、今度有志人々御用掛被仰付候間、諸臣爲報國所存有之候は、右御用掛之内へ可申立候。一己之了簡を以、猥成取計進退等不可有之候、違制之輩、屹度可被及御沙汰心得違無之様被仰出候事。

前條不容易御時節、正邪曲直名分御改正之御趣意深相心得、不法之行狀、過酒亂行等、屹度可慎候。毎々嚴制も有之儀候得共、尙又被仰出候事。

此の如く一方には下情上達の門戸を開らさ、他方には狂激奔放の言動を戒飭した。

國事掛執  
并規定

- 一 毎月十日、自正巳刻(午前十時)出仕、申刻(午後四時)限退出之事。
- 一 定日於小御所取合、廊下一同連席評議之事。
- 一 評議之箇條銘々書付持參、示談一決之儀は、伺定御用帳に可記之事。
- 一 評議之條々各無隔意、可申合專要候。未決著儀は、後會可盡評議事。於外席。

他人へ異心別存不可及談話事。

- 一 廉立候儀有之節は、小御所へ出御、可被聞食候事。
- 一 御用之儀、他へ不可漏洩之事。
- 一 諸臣國事に付、所存有之候は、先件御用掛之内へ可申立候。一己之了簡を以、猥成取計進退等不可有之候事。
- 一 諸藩輩へ以私情相狎れ、致應復問敷候事。

右國事御用被仰付候上は、正邪曲直名分御改正之御趣意深相心得、忘却前條法令、且過酒放蕩違背朝憲、無賴之行狀有之候節は、可被及嚴科御沙汰之間、誠實一致心得違無之様被仰出候事。

此の新たなる機關が、果して朝廷の實際の政務に、幾許の貢獻をなしたるかは不明であるが、然も斯る機關の新設、それ自身が、既に天皇親政の曙光を齎らすものと云はねばならぬ。



## 第十九章 攘夷志士の實行手段

### 【100】 御殿山公使館燒打事件 (一)

攘夷勅旨  
傳達

幕府は十二月十三日もて、攘夷の勅旨を諸大名以下に達した。

此度勅書之通被仰出候に付ては、銘々之策略被爲聞食度被思召候間、見込巨細相認來二月御上洛前迄に、早々可被指出候。依而は御國內之人心一致に無之而は難相成儀に付、兼ても申達置候へ共、尙此上別而入念武備嚴重相整候様可被心懸候。尤委細之儀は、衆議之上、叡慮御伺に相成候間、方今無謀の所行無之様、銘々家來下々へも、屹度可被申付置候事。

此の如く過般勅使より受取りたる勅書と與に、之を公布した。

事件突發

然るに幕府は此の如く無謀の所行無之様、銘々家來下々へも、屹度可被申付置候事と、布達したると殆んど同時に、長藩有志の御殿山燒打事件が出来した。其



御楯組血盟

の顛末は左の通りだ。  
抑も高杉、久坂等の長藩有志の、外人襲撃の一擧は、長藩世子長門守の説諭によりて中止したる次第は、既記の通りであるが(参照六七一六九)さりとて彼等の初一念は、誓つて之を貫徹す可く決心し、互ひに團結して、御楯組と稱し、其の血盟書を作つた。

血盟書

血盟書本文

此度我々共夷狄を誅戮し、其首級を提げ罷歸、急度攘夷之御決心被爲遊、今般被仰出候勅意速に致貫徹度存詰、發足候處、恐多も世子君出馬被爲遊候て、壯志感服之至候得共、我等孤立にては心細に付、一先歸參、尊攘之實功補佐吳候様、御懇切之御教諭被仰付、一同不堪感泣之至、必竟此度之一擧も、君主を後に仕候儀毛頭無之、御決心之段奉祈候て之事に付、此後は益忠誠を勵み、御奉公可仕段申上、引取候事に付、此同志中之義は斃るゝ迄は、十三日夜之次第忘却候ては、不相叶、百折不屈、夷狄を掃除し、上は叡慮を貫き下は君意を徹する外

他念無之、國家之御楯となるべき覺悟肝要たり。

此處に十三日夜の次第とあるは、十一月十三日、蒲田梅屋敷に於ける毛利定廣の彼等を説諭したる一件だ。

血盟申合

同志中一旦連結之上は、進退出處盡く相謀り、自己之了簡に任すまじき也、同志中落途有之歟、又は所存相違有之時は、何國までも論辯すべし、面従腹誹は、於武士道愧べき處なり。

秘密の事件は、父母兄弟たりとも洩すべからず、萬一被召捕、八裂に逢とも致露顯等之儀有之間敷也。

御楯組中一人たりとも、恥辱を蒙る時は、其餘之恥辱たり、相互に死力を以救援し、組中の汚名を取まじき也。

我々共死生を同じ、正氣を維持するに付ては、いか計流離顛沛に逢とも、尊攘之志届し撓べからず、聚散離合を以、志を變ずるは、禽獸と謂べし、幾千萬里を隔とも、正義凛然、見苦敷振舞有之間敷也。



右同志之契約致違背候時は、幾應も令論辯萬一承引無之におゐては、組中申合詰腹に及ぶべし。依て天神地祇に誓ひ、血盟する事如件。

文久二年戊十一月

血盟連名

- 高杉 晋 作春(花押)
- 久坂 玄 瑞誠(同)
- 大和 彌 八 郎直(同)
- 長嶺 内 藏 太實(同)
- 志 道 聞 多惟(同)
- 松 島 剛 藏久(同)
- 寺 島 忠 三 郎昌(同)
- 有 吉 熊 次 郎良(同)
- 赤 禰 幹 之 丞貞(同)
- 山 尾 庸 造(同)

品川 彌 二 郎日(同)

其後瀧彌太郎、堀真五郎、佐々木二郎四郎、山縣初三郎、長野熊之允、山田市之允、周田半藏、冷泉雅次郎、瀧鴻二郎、三戸詮藏、佐々木男也、檜崎八十槌、吉田榮太郎、野村和作等の加盟者が追々出で來つた。而して所謂る御殿山燒打事件は、此の血盟團によりて、舉行せられた。

### 【101】 御殿山公使館燒打事件 (二)

高杉發議

扱も御楯組の領袖株である高杉晋作は申す様、幕府は一方には攘夷の勅諭を奉承しつゝ、他方には御殿山に外國公使館を新築しつゝある。此れは如何にも不都合千萬だ。我等同志は須らく之を燒き拂ひ、前回に於ける失敗を償ふ可きだと同志何れも踴躍して之を賛成した。時に正副勅使三條實美、姉小路公知は、



十二月七日江戸を發し、長藩世子毛利定廣亦た九日もて出立した。而して彼等は尙ほ江戸に滯留して、その實行の方法を協議したが、その面々は、高杉晋作、久坂玄瑞、有吉熊次郎、大和彌八郎、長嶺内藏太、志道聞多、伊藤春輔、白井小助、赤瀬幹之丞、堀真五郎、福原乙之進、山尾庸三等であつた。志道は後の井上馨、伊藤は云ふ迄もなく伊藤博文だ。

## 焼打準備

斯くて同志先づ焼彈數個を製造するに決し、桐炭を細末にして、之に火薬を混合し、紙にて一塊に包み、之に導火線を附することとし、其の製造は、福原之に當つた。而して十二月十二日を期とし、同夜一時品川遊郭土藏相模に會し、志道、福原、堀の三人を以て火附役とし、他の人々は建築掛の役人若しくは番人出で來らば、直ちに之を斬り殺す役目を定め、銘々其の場所に赴いた。

公使館に  
圍入

當時公使館は略ぼ成就したるも外國人は未だ一人も移住せず、其の周圍には空濠を掘り、其内に柵を繞らし、用心堅固であつた。一同は空濠を過ぎ、柵を乗り越えて内に入つたが、然も葵の紋章ある提燈を携へて巡視する者あり、高杉は

## 放火

直に抜刀して斬らんとしたが、彼者驚きて逃走した。此時高杉豫じめ用意したる鋸をもて柵を伐り破り、遁路を作つて置いた。志道等三人は、直ちに本館に入り、焼彈の上に燃料を積み重ね、導火線に點火したが、乍ち焼彈に移りて燃え上つた。一同は之を見て遁走したが、志道一人は踏み止りて、火勢如何を窺うたが、未だ十分でないを見て、再び本館に入り、戸板等を踏み毀ち、之を階段の下に積み重ね、更らに又た一個の焼彈を其下に措き、火を放つたから、火焰頗る熾んに騰つて來た。然るに志道は、高杉が作つた遁路あるを知らず、再び柵を越して外に躍り出でたが、誤つて空濠の中に顛倒した。

## 志士逃去

當時公使館は既に燃え揚りて、警鐘は所々に響き、消防夫は馳せ附けて、御殿山に群り來つた。志道は右往左往に烟の中を迷ひつゝ、逃走し、高輪に出で、武藏屋なる引手茶屋に入つたが、主婦は彼が滿身の泥土を見て、大に驚き、其故を訊うたから、彼は平然として只今御殿山の火事にて消防夫の馳せ來るに會し、之を避けんとして、誤つて溝中に顛倒して此の如しと欺き、送られて土藏相模に至



り、一酌して熟睡した而して高杉、久坂等は芝浦の海月樓に上り、御殿山の火事を眺め、快飲した。堀と白井は高輪の引手茶屋樓上にて一酌し、消防夫等の奔走を見て、大に興を催した。

一同藩邸に還る

斯くて同志一同藩邸に還つたが、志道一人在らざれば、或は幕吏に捕縛せられたるにはあらずやと掛念したが、高杉がその安否を探る可く土藏相模に至り、始めて互ひに前夜の次第を語り合ひ、何れも其の恙無きを賀した。然るに偵吏は頻りに土藏相模に注目するの状あるをもて、彼は高杉と相ひ伴うて藩邸に還つた。

同志江戸を去る

御殿山焼打は、恐らくは少からざる威信の損失を幕府に與へたであらう、従つて其の放火者の誰たるや、稍や幕府の探知する所とならんとするを見て、同志の面々何れも江戸を去ることとなり、志道と大和、長嶺とは十四、五日江戸を發し、二十五日京都に著した。久坂は山縣半藏と水戸を経て信州に至り、松代の佐久間象山を訪うて京都に出づることとなり、其他の人々も、相ひ前後して、それ

關係者處分

ぞれ江戸を發したが、高杉は別に考ふる所ありて、獨り江戸に留つた。而して文久三年正月五日には、其師吉田松陰の遺骨を、世田ヶ谷若林村に改葬した。此の事件干係の面々は、文久三年正月七日に至りて、七日の遠慮を申附られたるまでにて、殆んど不問同様であつた。恐らくは長藩當時の情態から見れば、口に尤めて心に賞した程度のものであつたかも知れない。それ程長藩の攘夷熱は、昂揚し、且つ眞劍であつた。

### 【1101】 志士の私刑實行 (一)

志士の制

既に櫻田事件あり(萬延元年三月三日)、更らに坂下門事件あり(文久二年正月十五日)、今更ら幕府の統制力の如何に弛んだかは、説明を要しない。けれども文久二年は、特に私刑の流行し始めた時として、特記す可き必要が無いでもない。



彼等の所謂る有志者は正當なる政府の手を俟たず、自から其の罪科ありと認むる者に向つて、それ〴〵制裁を加へ始めた。その中に於て、先づ手始と云ふ可きは、九條家の家宰島田龍章であつた。而して島田が志士より怨を受けたのも、彼が九條關白を笠に被て、彼是と惡謀を逞うしたからとのことであつた。

此れは固より信憑す可き事實でなかつたが、當時所謂る毒殺陰謀なる評判が、世上の一部に行はれた。

井伊大閣老在職中、外夷と親睦、種々奸謀を廻らし候故、京師より度々御沙汰有之、其罪難遁相成候に付、九條家等を賄賂を以、自分之黨と成し、主上を鳩殺し奉り、邪慾を恣にせんとすれ共、其策不相行、却て上巳之禍に逢ひ、首足處を異にするに至る。其後安藤閣老等其志を繼ぎ、又別策を設け、和宮様を無理に奉降嫁、主上を籠絡し、關東之政事え少々も御沙汰被遊候儀不相成様相巧候得共、堂上方之内、有志之御方も有之、且諸藩之有志者中々承服不仕、種々建言も有之、其策又々被相行不申、於是又々奸謀相廻らし、竊に廢帝之目論見等有

毒殺陰謀の評判

之候得共、是又不被相行のみならず、安藤閣老も亦禍に逢ひ、遂に退職に相成申候。(官武通紀)

右は固より風説にして、然も此の風説たるや、何等根も葉もなき風説に過ぎないが、然も斯る評判を生じたる程であれば、其の家臣たる島田が、世間から狙はれたるも、決して不思議はあるまい。

島田龍章  
惡評

島津三郎上京後、此頃に至り、所司代並九條家之評判、殊之外惡敷、今にも滅亡に及び可申様唱申候。尤九條殿は入道被致、若公は割腹(虚説)とも申風唱有之。家來島田左兵衛尉も、永くは在命有之間敷、血祭り道具なりと有志之人は申居候。自分にも少しは承知居候か、武器杯用意いたし、角力取杯數多抱置警衛いたし候。(同上)

とある。此れは恐らくは文久二年初夏の頃の記事であらう。島津久光の上京が四月の中旬であつたから、其の以降のことであらねばならぬ。而して上記の豫想通り、島田は實に左の通りの私刑に遭うた。



島田血祭

文久壬戌七月廿一日朝、高瀬川筋樋の口に、無首骸有之、人主不知候所、同月廿三日賀茂川筋、四條一町半程上る、先斗町川際に、東向に青竹に貫き首有之、年齢三十八歳計、答書左之通。

島田左兵衛大尉

此島田左兵衛權大尉事、大逆賊長野主膳え同腹いたし、奸曲を相巧み、不可容天地、大奸賊なり、依之加天誅、令梟首者也。彼は如何にして殺されたる乎。

御當地(京都)にては、今太閤と唱居候者之由、七月廿日夜、外宅爲仕置候妾之宅え、參居候處へ、帶刀もの三人押込、右左兵衛裸之儘にて連立、三條河原にて、是迄之惡事等糺問之上、左兵衛首を取、士は行衛不相知。

落首

とある。而して當時の落首に、河原にて涼む島田のさるものは長州ちゞみか薩摩がすりかとあつた。

右左兵衛今般爲志士、被討取候以後、取調に相成候處、黄金有金并證文を合せ、五六萬兩餘に相及候趣、木屋町通に差置候妾若香購出し候節、八百兩と申事なれども、實は千金餘に相及候由、(同上)何れにしても島田が賄賂を貪り、蓄財を事とし淫樂を逞くしたる事實は、當時に於て隠れなき沙汰であつた。

錦天神捨文

七月廿日、天公國忠勇士之手を借て、大奸國賊島田を討せ、梟木に掛させたまふ、諸人は是を見て、手を拍て悦び快とす、猶恨らくは諸人をして竹鋸を以挽かせざる事を、此上は大惡強暴長野義言を得て、土中に埋め、國忠之人人をして、山葵卸を以て、摺おろさん事を、天公に祈りまふす。

戊七月廿五日

此れは京都錦天神社内への捨文の一であつた。如何にも慘酷の書方ではあるが、如何に島田、長野の徒が、當時の志士に惡しみを受けつゝあつたかが、此れによりて察知せらるゝ。



九條氏強迫

尙ほ九條家の門柱には、首は當分預り置くもの也」と紙札に大文字にて認め置きたるものあり。又た外廻り白堀には、最早首は我ものと被相心得間敷ものなり」と所々に書記しあつたと云ふ。之を以て見るも九條尙忠が、井伊と東西相ひ呼應して、幕府追隨の政策を行ふたることが、如何に當時の人心に反感を挑發せしめたるか、判知る。

### 【1011】 志士の私刑實行 (二)

字郷玄蕃斬らる

島田左兵衛權大尉に對する私刑は、更らに其の同僚たる字郷玄蕃頭にも及んだ。

玄蕃頭父は杵權頭と申、始石見守又大舍人頭とも稱し、九條家の諸大夫として、當時九條家河原御殿内に住居有之候て、富裕に暮し候て、彼是と多分の金

銀を貸付、尤も前言島田とは無二の中に有之候、然るに昨夜（文久二年閏八月廿二日）何方の家來にや、武士四五人入來り、忽玄蕃頭を取押へ、首を打取、長押に有之候持鎗を下し、之に首を結付、引上げ候處、今朝松原河原に於て梟首有之候。

而して更らに、

同梟首標札

一 此者は島田同腹にて、主家を不義に陥しめ候、其罪實に彼より重し、依て加天誅者也。

の標札をば、文久二年閏八月廿三日朝、京都松原河原東北側の梟首の下に掲示せられてあつたと云ふ。尙ほ偵吏の手先たる目明文吉も亦た私刑に處せられた。

目明文吉斬らる

一

高倉通押小路上る

目 明 文 吉

右之者先年より島田左近に隨行し、奸謀の手傳し、戊午年以來姦吏に従ひ、心



を合、諸忠士の面々を爲致苦痛、非分の黄金を貪り、其上島田所持せし不正の金を預り、過分の利足を漁し、近來に至りては、猶又様々の奸計を相考へ、時勢一新の妨に相成候に付、如此加誅戮、死體引捨に致し、同人死後に至り、右金子借用の者は、決して不及返濟、猶亦此以後とても、文吉同様の所業を相働き候者有之ば、身分の高下に不拘、即時に可令誅戮者也。

文久二年閏八月

同島首  
彼は文久二年八月晦日三條河原に於て絞め殺し、晒屋の木に縛り付けてあつた。

右賀茂川三條橋より一丁程北、河中少々東之方にて、メ殺候體之死骸礫様之體に縛り付有之候、拾札長さ一尺八寸計、幅八寸計、板札青竹之棒なりとある。

本間精一郎殺さる  
尙ほ意外なるは本間精一郎の私刑だ、彼は北越の志士にして、諸浪士の間に奔走し、所謂朝廷の三奸（岩倉、千種、宮小路）兩嬪（少將、右衛門）の排斥運動などは、彼

が尤も卒先して、盡力したものだ、然るに彼は意外にも、文久二年閏八月二十一日に至りて、私刑に遭うた、乃ち彼は閏八月二十一日曉天より終日、京都四條河原に於て梟首せられた、其の制札の文は左の通りだ。

本間精一郎

同島首制札

此者之罪狀、今更申迄も無之、第一虚喝を以衆人を惑し、其上高貴の御方え致し、出入、佞辯を以、薩長土の三藩を様々致譏訴、有志の間を離間し、姦謀相工み、或は非理の貨財を貪り取、其外不謂姦曲、難盡筆上、此儘差置候ては、無限禍害可生に付、如此令梟首者也。

文久二年戊午閏八月廿一日

渡邊金三郎等殺さる

尙又渡邊金三郎、森孫六、大河原十藏の三人も亦た三條の東、粟田口にて梟首せられた、其の顛末は左の如し。

一 京都東御番所組與力森孫六、大河原十藏、西御番所組與力渡邊金三郎、上田助之丞、右四人御用召にて、九月廿三日未明より發足、同日夕刻道中石部宿



旅泊の所、何れの住人に候哉、及、狼藉家來之者、手向候者は、打取、右之内上田助之丞は如何に相成候哉、右渡邊等三人の生首を、當時三條之東栗田口の邊へ、竹え突指晒置候。右之文言左に、

札同島首標

渡邊 金三郎

森 孫六

大河原 十藏

右戊午以來、長野主膳、島田左近と大逆謀に與し、加納繁三郎、上田助之丞等の諸奸吏共に心を合せ、古來未曾有の御國難を醸し、聊にても國事を憂候者を、悉く無名の罪を羅織し、甚きに至ては死流嚴刑を用ひ、己が毒計を逞ふせんといたし、必天地不可容之罪狀、一々不遑枚舉、依之加天誅者也。

戊九月廿三日

右裏書

石部宿において、不圖禍を生じ候に付、地頭且町内より屹度可相恤候、其議無

之において、可及誅伐候事。

此の如く私刑の手は、八方に擴がりつゝあつた。而して其人の何者であつたかは、固より問ふ迄もなき事であつた。

### 【一〇四】 志士の私刑實行 (三)

井上佐一郎 絞殺

尙ほ土佐藩の前監察吏井上佐市郎も亦た文久二年八月二日の夜、土佐有志の爲めに、大阪に於て絞殺せられた。此れは先づ同人の寓所を、同志中の監察吏吉永良吉、小川保馬が誘出し、九郎衛門町の妓樓に遊び、彼を爛醉せしめ、其の歸途を河岸に要し、岡田以藏は不意に手巾を彼の首に投げ掛け、力に任せて絞殺し、久松喜代馬は短刀にて、其の横腹を刺し、死骸を川中に突流し、溺死の體になし措いた。



志賀右馬  
大允刺殺

尙ほ又た幕吏の鷹犬となりたる徳大寺家の家臣志賀右馬大允の如きも、亦た土佐有志の士に私刑を加へられた。當時の所謂天誅組には、薩藩の田中新兵衛、土藩の岡田以藏など、人を殺すに妙を得たる刺客も少くなかつたが、其中には中山大納言忠能の子、中山忠光の如き亦た出て來つた。

中山忠光

九月朔日(文久二年)、中山家の家臣大口出雲守、武市瑞山(半平太)を訪問し、本間を殺せし者は何人ぞと聞いたから、知らずと答へた。勿論此れは岡田、田中等の所爲であつた。同八日大口は更らに平井隈山(收二郎)を訪ふ。平井は武市と共に之を迎接したるが、大口は聲を潜めて曰く、

今夜侍従公子忠光推參の筈、其の子細は九條前關白を始め、久我、岩倉、千種、及び少將局の姦黨を、明日とも云はず、今夜の中に先づ少將局を刺し殺さんと決心した。就ては本間を殺した勇者に助太刀を頼まん爲めに、只今主人より密命にて云々。

と語り出した。果然同夜二更忠光は、武市の寓所を訪ひ來つた。武市は、之を諫め

三奸兩嬪  
排斥

たが、忠光は容易に聽かず。斯くて此事其父忠能の知る所となりて、忠能は其の暴舉を戒め、若し父の言を聽かざれば、先づ父を刺して而して後之を行へと云うたから、忠光も今は如何ともする能はず。先づ近衛關白に向つて之を要請す可く決心し、武市に向つて、其の援助を薩長土の三藩の志士に求めんことを告げ、武市も之を諒とし、運動する所あり。而して忠光は、近衛關白に向つて、彼等を遠島に處する乎、然らざれば之を闕下より追放せよ、然らざれば忠光は官位を奉還し、三藩の志士と與に天誅を加ふ可しと迫つたから、遂ひに朝議を動かし、やがて所謂三奸兩嬪——久我、千種、岩倉、及び少將局(典侍今城氏)、右衛門内侍(堀川氏、即ち岩倉具視の實妹)排斥の目的を達するを得た。此れは固より中山忠光一人の力と云ふ可きではなかつたが、然も彼の決心の與りて力大に居ることは、亦た疑を容れざる所だ。

村山かす  
江晒物

更らに十一月十五日には、左の如き晒物があつた。

村山かす江



此者長野主膳妾として、戊午之年以來主膳奸計相助、稀成大膽不敵之所業有之、不可赦罪科に候得共、其身女たるを以、面縛之上、罪一等を減じ、尤主膳白狀に寄て、奸吏之名目一々糺し畢、是迄其役方再應遂吟味、大奸吏共逐一嚴刑可加者也。

彼は十一月十五日朝、三條大橋河原より一丁許上の方へ、青竹へ縛付て生晒に致し、罪狀書板札に認め、其前に立置れてあつた。而して其翌十六日には、

多田帶刀  
島首

一

多田 帶 刀

此者儀島田左兵衛、加納繁三郎、長野主膳等、互に奸計相働、第一戊午之年に至、有志之徒之書面を令開封、渡邊金三郎に相渡候より、事露顯致、終に憂國赤心之者共、一時地を拂ふに至、其罪實に天地に不可容、其餘逐一白狀之條、不可枚舉、仍て其一端を舉、天誅を加る者也。

十一月十六日

多田は金閣寺役人多田源右衛門の子であつた。而して彼は栗田口山の手に梟首せられた。

長野主膳  
處分

尙ほ長野主膳は、志士の私刑を免かれた代りに、彦根藩にて處分せられた。

一 私家來長野主膳と申者、公儀え對し、品々不届之儀有之候に付、御吟味可被仰付候處、格別之譯を以、私え御任せ被成下候に付、屹度仕置申付候様可取計旨、去三日御書付を以御達之趣承知致候。然處右主膳儀は、家政を犯し、品々不届之筋有之候に付、去月廿七日於、在所斬殺申付候。右は御達以前取計候儀に御座候得共、被仰渡候趣も有之候間、此段御届申達候以上。

閏八月廿八日

井伊 掃部頭

此の如く長野主膳も、井伊直弼の相續者によりて、所刑せられた。所謂る爾に出でたるものは、爾に反るとは、此事であらう。



【一〇五】志士の私刑實行 (四)

増次郎刺殺 京都は勿論私刑實行の本場であつたが、更らに其の手は江戸にも及んだ。文久二年十二月には、有名なる國學者増次郎が、其の犠牲者となつた。

増次郎

此者儀、昨年逆賊安藤對馬守同腹致、兼て御國體をも辨へながら、前田健介と兩人にて、恐多も無謂舊記を取調候段、大逆之至、依之昨夜三番町において加天誅者也。

戊十二月廿三日

此の如き罪札、江戸日本橋、竝に麴町三丁目に掛置かれた。更らに翌文久三年に入りても、此の流行は、寧ろ増長するも、減少しなかつた。

池内大學  
梟首

池内大學

此者儀、從來高貴之御方に恩顧を蒙り、戊午之頃、正義之徒に従ひ、種々周旋い

たし居候處、遂に反覆いたし、姦吏に相通じ、諸藩誠忠之士を數多斃し、苟も自ら免る、罪惡不容天地、依之加誅戮、令梟首者也。

亥正月廿三日

而して大阪難波橋北地に梟首せられたが、其額には一個所瘡あり、兩耳は無かつたと云ふ。

池内殺害  
の原因

抑も池内大學は、梁川星巖、梅田雲濱、頼三樹三郎と與に、惡謀の四天王と稱せられたる程にて、民間有志者の中堅とも云ふ可き一人であり、青蓮院宮を首として、正義の諸紳家にも出入し、志士の運動には大なる役目を働いたが、一旦逮捕入獄するや、彼は同志の消息を、一切白狀し、その爲め自身は、極めて輕罪——中追放——にて、苟も免れたから、志士の連中は、彼を目して、同志を賣りて、身を全うしたる裏切者と狙ひ居たれば、早晩斯る運命に遭遇したるは、彼としては不思議ではなかつた。

賀川肇殺  
さる

なほ千種有文の家臣賀川肇も亦た所謂る天誅に罹つた。



當家來下立賣千本東入町

賀川肇

右之宅え昨夜戌之刻(午後八時)頃侍體之者二十人計入込、肇を及殺害、首取持歸候、依て此段御届申入候、以上。

亥二月朔日

千種侍從殿家來

脇阪隼人

賀川殺害の狀

賀川は千種有文の家臣にして、所司代酒井忠義の用人三浦七兵衛、藤田權兵衛と親交あり、岩倉千種等が酒井と周旋の際、其間に介在して相應の役目を勤めた。仍て正月二十八日の夜、志士其家に亂入したが、肇は驚いて身を匿くした。其妻を縛して所在を問ふも知らずと云ひ、其の炊婢を捉へ白刃を擬するも、彼女亦た死すとも告げずと云ふ。仍て漸く搜索し、之を樓上に捉へて階下に至り、庭前に引出して之を斬らんとす。兒十一歳、志士の袂を攫み、身を以て父に代らん

賀川の腕を岩倉千種に贈る

と乞ふ、容さず遂ひに彼を殺して去る。二月一日の夜に至りて、其首を一橋慶喜の旅館に投じ、書を以て攘夷の血祭に供すと云ひ、其の左右の腕を、岩倉千種兩家に投じ、副ふるに左の如き書を以てした。

一、此手は國賊賀川肇の手に御座候、肇儀は岩倉殿久敷御姦謀有之、別而御親敷事故、定而御慕敷も可有之、進上仕候、直に御届可給候。

一、昨夜踏込及詰問、實情承届候、且又少將、右衛門兩嬪復位之事、世間其取沙汰有之、萬一左様之筋相立候様にては、不得止屹度處置可仕候、此旨兩嬪へも早々御通可被給候也。

亥二月朔日

天下有志中

岩倉前中將様

御雄掌中御披露

怪文書一

尙ほ當時所謂る今日の怪文書と稱す可き投書類は、隨處に是れあり、今ま試みに其の一例として掲れば、文久二年十二月八日、蛤御門に左の通りの張紙があ



つた。

乍恐以書付内奏

二公三公兩嬪奸者御退けに相成候以來、此頃又々高貴之御方之内、公武御合體を名として、因循姑息御事而已取行はれ、或は國主奸計の賄賂に迷ひ、并依沾の取計有之候間、如此迄天下貫徹仕候叡慮を奉拒、至今御變動不爲在、朝廷御失策を醸し候様之御所置有之、夫等之御方速に御退可被遊如何に候哉、若御評議不決候て、時日延し候内、患難之椿事出來も難計奉存候、速に御英斷被遊候様、伏て奉願上候、以上。

十二月八日

此一紙三日之間、致被却候者、速に可加天誅者也。

憂國誠忠者謹請

善長寺門  
前立札

而して此の文書は、單に國政の上のみならず、亦た民間の社會政策の上にも、往及ぶものがあつた。例せば文久二年十二月二十四日早曉、京都寺町蛸薬師下

る町、善長寺門前の溝中に、左の立札があつた。

此度正義士馳集り、尊王攘夷之大典を正し、世上爲一新、萬民撫育、欲行仁政の時、に當り、今以奸徒日々多く、第一宮門跡攝家堂上方の名を驅り、或は役所金銀杯と唱へ、貧窮之輩え貸付いたし、非道の利足を奪ひ、又は國參會所、或は仲間杯と申て、諸品締賣の手段、依之諸色沸騰して、下々之者必至難澁之至、右等之始末、一新之妨と相成、國家興敗にも相係り、實以大切之時節也。右に引替辛酉(文久元年)二月難有叡慮にて、御手元黄金五十枚窮民之輩え不洩様に下し賜り、此儀下々え可申聞との御勅諭に候得共、奸吏掩之、下々え不徹、故に知る者なし、當霜月從薩州侯獻上米不殘朝臣え賜り、爲見聞者垂感涙、無不爲仰嘆者。斯難有時に當り、耽私欲、下々之難澁を不厭、惡儀相勵候者於有之者、身分高下に不拘、一々令誅戮もの也。

極月

並市中家請杯申者畢竟無益之者にして、反て下々之爲に害となる者也。以後



尊攘題目の力

は停止たる者也。押て不用ものは加誅伐者也。  
 此の如く正當なる國家の手を差し措いて、所謂私刑を行ひ、私法を施すが如きは、畢竟是れ亂世の兆といはねばならぬ。如何に徳川幕府の政權が、地に墜ちたるかは、以上の事實によりて、之を推察するに難くない。而して一方に幕府の政權は地に墜ちつゝも、他方に朝廷の大權は未だ確立せず、是れ實に人各々政を爲し、人各々法を行ふの亂世と云はねばならぬ。然も其の潰決四出、收拾す可からざるに至らなかつたのは、何の故ぞ。誰の力ぞ。此れは畢竟尊皇攘夷の大題目の爲めに、上下其力を竭し、且つ竭さんとしたるが爲めと云はねばならぬ。尊皇攘夷は今や理想でなく、現實となり來つた。

昭和八年五月初二 山王草堂新葉窓に映ずる處に於て

蘇峰古稀又一叟

# 文久大勢一變下篇終



近世日本  
國民史

# 文久大勢一變下篇 年表並人物概覽

## 其一年 表

文久元 辛酉年 西曆一八六一一年

十二月廿一日 久坂玄瑞、武市瑞山に書を與へて、時事所感を述ぶ。【一八】

文久二 壬戌年 西曆一八六二年

二月二十一日 是より先、武市瑞山坂本龍馬に久坂宛の狀を託して長藩に遊ばしむ。この日久坂坂本に託して密書を武市に與ふ。【一八】▲二十七日。吉村寅太郎九州漫遊より歸り、武市を訪ひ、勤王の事を諸藩有志と共にせんことを勧む。武市應ぜず。【一九】

三月一日

坂本龍馬高知に歸り、久坂と謀る所を武市に告げ、京坂の形勢を語る。【一九】▲二日。土佐の土吉村、宮地脱藩。【一九】▲二十二日。是より先土佐の土澤村惣之丞脱藩せしが、還り來りて今日武市を訪ひ、其談起を促がす。【一九】▲二十四日。坂本龍馬、澤村惣之丞脱藩。【一九】

四月一日

武市瑞山等吉田東洋を刺さんとし、今日より同志をして其の動靜を偵察せしむ。【一九】▲六日。那須信吾武市瑞山等の同志に加はる。▲武市今日山内民部の近侍生原守助を訪ひ藩政一變の準備に遺算なからしむ。▲吉田居動偵察使來りて刺殺の好時期を報告す。【以上



一九】▲七日。この夜大石團藏來りて自ら吉田刺殺の實行に當らんとするの意を告ぐ。【一九】▲八日。安岡嘉助、吉田東洋刺殺の同志に加はる。【一九】▲吉田東洋刺殺せらる。【二〇】▲十一日。今日より數次に互りて土佐藩廳改革せらる。【二一】

六月五日

小栗豐後守小姓番頭より勘定奉行となる。【三八】▲十一日。中山忠能孝明天皇の内旨を奉じ、三條實美に一書を與へ山内氏依頼の意をつぐ。【二一】▲二十日。山内氏三條氏より廻附せられたる御内旨に關する狀に答書を差出す。【二二】▲二十八日。山内豐範高知を發す。【二二】▲晦日。酒井忠義京都所司代を免ぜらる。【七八】

七月六日

横井小楠江戸に到る。【三】▲十二日。山内豐範大阪長堀藩邸に入る。【二二】▲

八月二日

二十日。島田左近殺さる。【一〇二】▲二十七日。幕閣松平容保を京都守護職となさんとす。【七】▲二十八日。松平春嶽會津藩家老を召し、容保を京都守護職となさんとするの旨を告ぐ。家老横山主税經費困難の理由もて一應斷り山入る。【八】

見に入る。近衛忠照内勅を傳達す。【二二】▲今日豐範また京都に入る。朝廷其家老を召し陸長と共に公武周旋を命ず。【二三】▲二十七日。横井小楠岡部駿河守に會見。【四】▲慶喜慶永に書を與へ閣僚が横井の意見に傾倒したる旨を告ぐ。【六】▲山内氏の臣桐間將監三條家に伺候し、森寺因幡守に會見し、朝廷の現状と内勅下賜の次第とを聴き歸邸して之を報告す。仍つて武市瑞山は其弟田内惠吉等を歸國せしめ、其報を藩中の同志に告げしむ。【二三】▲長野主膳彦根藩にて斬らる。【一〇四】

閏八月朔日

横井小楠板倉閣老に謁す。【六】▲松平容保登城、京都守護職に補し、正四位に陞せ、役料五萬石を賜はる。【九】▲同時に牧野忠恭、所司代に、永井尙志京都町奉行に、中條信禮守護職補佐に

それ〴〵任命せらる。【九】▲この後間もなく容保家老田中土佐等を京都に遣はし、事情を偵察せしむ。【九】▲またこの頃容保幕府に建言して公武一和の要を説く。【九】▲八日。三條實美山内容堂に書を與へ時事意見を問ふ。【二三】▲十一日。横井板倉閣老を訪ふ。【六】▲十二日。横井一橋慶喜を訪ふ。【六】▲十三日。慶喜慶永と江戸城中に會し、横井の人物を賞揚す。【六】▲十四日。高知藩小南、谷等他藩應接掛を命ぜらる。【二五】▲毛利慶親攘夷一決の藩論を上申す。【二五】▲毛利父子献白書提出。【四〇】▲十五日。酒井忠義隱居、加封一萬石を削らる。【七八】▲十八日。親王以下群臣に勅して攘夷の所見を上らしむ。【二五】▲二十一日。本間精一郎殺さる。【一〇三】▲二十二日。幕府



參勤交代其他詰制度改革の令を發す。  
 【三四】▲宇都宮藩斬らる。【一〇三】  
 ▲二十三日。武市瑞山建白書草案を完成す。【二六】▲島津久光歸國の途に上る。【二八】▲二十五日。小栗豊後守町奉行となる。【三八】▲二十七日。長藩攘夷建白書嘉納の勅を下賜せらる。【二五】▲中山忠能御沙汰書を毛利氏に下附す。【四〇】▲二十八日。高知藩士小南、高屋等其藩主山内豐範と長州藩邸に入り藩主慶親に會し、勅書を拜見し、戰協を誓ふ。【二六】▲二十八日。彦根藩長野主膳處分を幕府に報告す。【一〇四】▲日明文吉絞殺せらる。【一〇三】  
 九月一日  
 芳野金陵中根雪江を訪ひ幕府の改革を喜ばざる輕輩、松平春嶽登城の途を擁し、危害を加へんとするの計を告ぐ。  
 【三五】▲三日。尊融法親王朝議に參し、

國事を助くべき旨勅命せらる。【三〇】  
 ▲四日。長藩桂小五郎越前藩邸を訪ふ。中根雪江面會す。【三七】▲八日。別勅使派遣の議仰せ下さる。【三一】▲十三日。姉小路公知青蓮院宮を訪ひ別勅使及攘夷の事に就き語る。親王異論あり。【三〇】▲十五日。姉小路再び青蓮院宮を訪ひ、攘夷の事を語る。宮綏の可なる旨を告ぐ。【三〇】▲十六日。正親町三條實愛青蓮院宮を訪ひ、共に攘夷の時機にあらざる旨を語る。【三〇】▲姉小路公知武市瑞山を招き青蓮院宮と意見合はざる爲、屏居せんとするの意を告ぐ。【二九】▲今日幕府一橋慶喜上洛の議決す。【三八】▲十八日。薩長土三藩主の連名にて別勅使東下の建議書を差出す。【二九】▲長藩士前田孫右衛門青蓮院宮を訪ひ、攘夷別勅使派遣の必

要を説く。【三〇】▲藤井良節また攘夷の事に就き青蓮院宮を訪ふ。【三〇】▲二十日。青蓮院宮別勅正副使御治定仰出されんことを議奏に申入る。【三〇】  
 ▲三條實美議奏加勢拜命。【三一】▲幕議席上松平春嶽條約破棄の見を述べ。【三八】▲長藩士小幡彦七越前藩邸を訪ふ。【三九】▲廿一日。三條、姉小路別勅使正副任命せらる。【三一】▲長藩士周布政之助等越前藩邸に横井小楠を訪ふ。【三九】▲二十三日。三條實美別勅使及び議奏加勢を辭す。【三一】▲長藩士小幡周布等越前藩邸に至る。春嶽之に會見す。【三九】▲二十四日。春嶽山内容堂を訪ふ。【三九】▲此日春嶽中根雪江をして幕閣岡部駿河守を訪ひ勅命奉承の議を語らしむ。【四〇】▲二十五日。春嶽慶喜を訪ひ、岡部駿河守、山口勤兵

衛等と共に會見し攘夷の問題を議す。【四〇】▲廿六日。春嶽登營し、先月廿七日毛利氏に攘夷周旋の命を傳へられたる書狀及び毛利氏より關白に呈したる書を携行し幕閣一同に示す。【四〇】▲二十八日。三條實美再び別勅正使及び議奏加勢を拜命し且つ姉小路副使と共に官階を進めらる。【三一】▲二十九日。横井小楠大久保越中を訪ふ。【四一】▲三十日。正親町三條實愛、中山忠能書を島津久光に與へて上京を促がす。青蓮院宮また書を久光に與へ上京を促がし、且つ時事を詰問す。【三一】▲一橋慶喜來月三日上京を延期す。【四一】▲横井小楠、大久保越中守を訪ふ。【四二】  
 十月一日  
 近衛忠熙島津久光に書を與へ出京を促がす。【三一】▲春嶽登營に先だち横井小楠を引見し、今日登營すべき旨を語



る。【四三】▲春嶽登營して慶喜に會し、其意見に贊成の旨を語る。【四三】▲二日。薩長土三藩連署して親兵を設くるの要を建言す。【三三】▲四日。幕府急使を京都に發し、一橋上京についての都合を伺はしむ。【四四】▲七日。青蓮院宮近衛關白に返書を贈り攘夷は緩の可なる旨を告ぐ。【三〇】▲八日。別勅使に携行せしむるの勅書決定す。【三三】▲春嶽登營して慶喜に會し、開國主義朝廷に採用せられざる場合は政權返上の覺悟あるを要する旨を語る。【四五】▲九日。政權返上の議評議せられず。【四五】▲十日。朝廷幕府に賜ふの勅諭を別勅使に授く。【六〇】▲三條氏以下正副勅使御暇乞拜謁。賜物拜受。【六〇】▲周布政之助山内容堂に會し五一個を賜はる。【七〇】▲十一日、春嶽登營、

退出後山内容堂を訪ふ。【四六】▲今日松平容保閣議に三條實美内示の勅使待遇改正案を提出す。【四七】▲朝廷勅使に關東下向に就ての御趣意書を授く。【六〇】▲近衛忠熙正副兩使に書を與へて東下についての注意を求む。【六〇】▲十二日。勅使京都發東下。朝廷また心得書を勅使に授く。【六〇】▲十三日。春嶽辭職申出。【四八】▲今日横井小楠大久保越中守を訪ふ。【五二】▲十四日。勅使東下に就き内達書を薩長土各藩に發す。【六六】▲池田慶徳に内書を賜はり、公武周旋を命ぜらる。【六六】▲十五日。山内容堂春嶽を訪ふ。【五二】▲勅使宮驛に館す。【六一】▲十七日。武家傳奏より一橋慶喜以下幕閣に申達し今後公武周旋の者に直參内を許可するの旨を告ぐ。【六六】▲十八日。今朝阿

部駿河守山内容堂を訪ひ、勅使應接問題語る。【五三】▲今日容堂春嶽に書を贈りて登城を勸む。【五三】▲氣前藩主黒田長博入京、内旨を賜はり、暫らく滯京を命ぜらる。【六六】▲十九日。容堂春嶽を訪問して登營を勸む。【五四】▲二十日。將軍家茂大久保越中守をして春嶽を訪はしむ。【五四】▲今日慶喜春嶽に書を贈りて勅旨奉承の旨を告ぐ。【五五】▲二十一日。慶喜辭職内意を漏らす。【五五】▲今日容堂また春嶽を訪ふ。【五六】▲二十二日。慶喜辭職願を提出す。【五六】▲勅使三島驛に至る。【六一】▲二十三日。容堂また春嶽を訪ふ。【五七】▲勅使三條其從者後藤小藤太を京都に遣り、勅使對幕府の儀式改正案を具して朝裁を乞はしむ。【六一】▲二十四日。春嶽慶喜を訪問し

十一月二日

て辭表撤回を勸告す。【五八】▲今日勅使小田原泊。【六二】▲二十五日。春嶽重沓て書を以て慶喜の登營を勸む。【五九】▲勅使藤澤泊。【六二】▲黒田長博に出府周旋を命ぜらる。【六六】▲二十六日。春嶽慶喜登營。【五九】▲今日午時勅使程ヶ谷驛に息ひ、夜川崎一泊。【六二】▲二十七日。勅使品川に到る。【六二】▲二十八日。勅使江戸に入る。【六三】▲幕府勅使待遇方針を決定す。【六四】▲松平春嶽登營、今日攘夷勅諭奉承に決す。【六五】▲五日。池田慶徳春嶽を訪問す。【六五】▲今日。勅諭を慶喜及び春嶽に賜ふ。【六五】▲朝廷山内容堂に朝幕周旋の沙汰書を發す。【六六】▲山内容堂毛利定廣の招宴に列し、席上久坂玄瑞に恥しめらる。【七〇】▲大久保越



中守講武所奉行に遷さる。【七四】▲八日。朝廷慶喜等に尾張慶勝に周旋内沙汰拜命の督促を命ず。【六六】▲十一日。この頃板倉閼老刺殺陰謀の噂あり。【七四】▲慶喜中納言に任ず。【七五】▲十二日。長藩志士神奈川下田屋に會合し、明朝金澤に赴き外國公使を刺殺せんとするの計を決す。【六八、六九】▲松平春嶽登營、板倉閼老の進退を一橋慶喜と議す。【七四】▲島津齊彬に中納言從三位を追贈し島津三郎に京都守護職を命ず。【八一】▲山内容堂松平春嶽を訪れ長州志士の計畫をつぐ。【七一】▲十三日。早朝三條及び姉小路兩氏書を久坂玄瑞に與へ外國公使刺殺の擧の實行中止を求む。【六九】▲容堂登營長州志士の計畫を語る。【七一】▲長藩志士公使刺殺の擧を中止し、蒲

田梅屋敷に至り藩世子定廣に會し、説諭せらる。【六九】▲長州志士定廣説諭を受けたる後、酒を賜はる。この時土藩使者來る。周布政之助出で之に應接し、容堂公を冷刺す。【七〇】▲土藩士之を聽き大に怒る。【七〇】▲十四日。土藩士、長州の櫻田藩邸を訪れ、昨日周布の失言を責む。長藩世子定廣土佐藩に陳謝す。【七二】▲十五日。一橋慶喜後見職辭退の願書を提出す。【七五】▲今日山内容堂松平春嶽勅使訪問【七五】▲水戸藩士住谷、下野等勅使三條氏に種々の建白をなす。【九六】▲村山加壽江晒首せらる。【一〇四】▲十六日。長藩松平春嶽に土藩との紛争調停を依頼す。【七三】▲多田帶刀島首せらる。【一〇四】▲十七日。長土紛争解決【七三】▲松平春嶽岡部駿河守と一橋慶喜

を訪ひ、將軍の旨を傳へ、登營を勸む。慶喜きかず。【七五】▲十八日。春嶽登營、將軍に謁し、板倉閼老の出動問題を語る。【七六】▲二十日。故井伊直弼以下内藤紀伊守、間部下總守等を責罰す。【七七】▲永井主水正、瀧川播磨守、島津久光京都守護職就任に反對の意を幕府に建白す。【九〇、九一】▲二十一日。春嶽慶喜を訪ふ。慶喜今日登營【七六】▲二十二日。板倉勝靜出動【七六】▲幕閣島津三郎の京都守護職問題を議す。決せず。【八一】▲二十三日。大久保越中守免職差控を命ぜらる。【七四】▲松平讃岐守以下懲罰命ぜらる。【七九】▲二十四日。板倉、水野、小笠原等の諸老慶喜を訪ひ、從前通り日々登營することを勸む。慶喜きかず。【七六】▲二十五日。小笠原圖書頭慶喜を訪ひ、また登

十二月一日

營を勸む。きかず。【七六】▲二十六日。春嶽慶喜を訪ひ登營を勸む。將軍特使また慶喜を訪ひ登營を促がす。慶喜漸く登營。從前通り出動に決す。【七六】▲二十七日。勅使三條實美、姉小路公知江戸城に入り將軍に勅書を授く。【八三】▲二十八日。一橋慶喜松平春嶽を訪ひ兵を率ゐて上京大阪を守衛せんと議を提出す。【八五】▲二十九日。一橋慶喜正副勅使を其邸に招請し、大阪守衛の事を語る。【八五】▲春嶽板倉閼老等と島津氏父子を上京せしむるの議に一致す。▲晦日。幕閣島津氏父子を上京せしむるの議を決す。【八五】▲小栗豊後守勘定奉行となる。【三八】▲春嶽薩土高崎猪太郎を召し、島津父子上京督促の件を語る。【八六】▲今日春嶽久光に上京督促の狀を發す。【八七】



▲二日。松平容保幕閣に島津久光京都守護職問題を憤議すべきの達書を差出す。【八九】▲將軍家茂特罪書提出。【九二】▲横井小楠鎮撫に關する建白書提出。【九二】▲三日。春嶽旅館に三條氏を訪ひ、島津守護職問題を語る。【八九】▲四日。將軍家茂勅使を江戸城中に饗す。【九四】▲五日。家茂勅使を延見し勅諭奉答書を上る。【九五】▲將軍勅諭奉答に就き、沙汰書を諸有司に下す。【九六】▲六日。武市半平太松平春嶽を訪ふ。【九六】▲今夜三條氏書を春嶽に贈り、水戸藩士太田、久木等を嚴詰に處すべき旨通知す。【九六】▲山内豐範江戸發、京都に向ふ。【九六】▲七日。勅使三條、姉小路江戸發歸京。【九七】▲八日。毛利定廣松平春嶽を訪ふ。【九七】▲九日。毛利定廣江戸發、京都に向ふ。【九七】

向ふ。【九七】▲朝廷に國事掛を設く。【九九】▲十二日。長州藩志士御殿山燒打。【一〇一】▲十三日。攘夷の勅旨を諸大名以下に達す。【一〇〇】▲十七日。幕閣島津京都守護職就任に異議なき旨を答ふ。【八九】▲十九日。鍋島周叟參内し、小御所に於て天顏を拜し、天盃を賜はる。本日また御沙汰書を賜はる。【九八】▲二十二日。國學者塙次郎斬殺せらる。【一〇五】▲二十八日。島津久光春嶽の上京督促の狀に返書を發し、急速出京の困難なる旨を告ぐ。【八八】

文久三癸酉 西曆 1863年  
正月廿三日 池内大學大阪に鼻首せらる。【一〇五】  
二月一日 有志の者賀川肇の腕を岩倉氏に贈る。【一〇五】

### 其二 人物概覽

#### 【ア行】

ア

赤根幹之丞

赤根武人に同じ。安政大獄後篇掲出。【六七、七一、一〇〇、一〇一】

淺野伊賀守

開國初期、文久大勢一變上中篇掲出。【三五、八〇】

淺野茂長

また長調と名のる。幼字千之進、また爲五郎、齊賢の弟、廣島藩主。はじめ分家長容の嗣となり、近江守に任ず。安政五年宗家を嗣ぎ、安藝守となる。文久二年攘夷の勅旨を拜して入京し禁闕を守る。尋で江戸に下り勅意貫徹に力め、三年三月歸藩して沿海防備に努力す。元治以來幕長

淺見綱齋  
姉小路公知

安政大獄前篇掲出。【一三】  
朝幕交渉篇、文久大勢一變中篇掲出。【二八、二九、三〇、三一、三三、三六、四四、四七、六〇、六一、六九、八三、九四、九五、九六、九七】

阿部正弘

天保改革、幕府分解接近時代、彼理來航以前の形勢篇以下各篇掲出。【一、二、一四、三四、四九】

有吉熊次郎

名は良朋、字は子徳、山口藩臣なり。幼にして吉田松陰の門に入り、高杉晋作と親善す。安政五年十一月松陰救解の爲奔走し罪を獲、後赦されて航海學を修む。文久三年五月久坂玄



瑞等と八幡隊を編成し、其隊長となる。元治元年禁門の變戦つて死す。年二十三。贈正五位。【六七、七一、一〇〇、一〇一】

安藤對馬守

櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【七七、九七】

安藤信睦

對馬守に同じ。【二】

安藤麟之助

名は信民、信睦の子。文久二年八月父の後を承け、三年八月隠居す。【七九】

イ、牛

井伊直弼

彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、安政大獄前中後、櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【一、二、三、七、一

五十嵐文吉

四、二五、四二、四五、七七、七八、七九、九二】  
名は敬之、高知藩士、文久二年六月藩主豊範に従ひ上京し、他藩應接役を務む。後武市瑞山等と藩論一致に努力し、嫌疑を受け辛うじて免る。以來箱崎し、吏事に盡力し、明治十四年十月國に死す。年七十七。贈從四位。【二五】

池内大學

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【一〇五】

池内藏太

名は定勝、土佐藩の人。細井徳太郎。細川左馬之助など、異稱す。少壯江戸に出で、安井息軒の門に入る。文久三年藩命を以て京坂の間に在り、遂に脱して長州に寄る。八月大和義舉に當り砲隊長となり、五條代官鈴木源内を屠る。元治元年七月忠勇隊

伊藤春輔

伊藤利輔に同じ。安政大獄後篇、文久大勢一變上篇掲出。【一〇一】

岩倉具視

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、久世安藤執政時代篇掲出。【九〇、一〇四】

岩下佐次右衛門

安政大獄後篇掲出。【八八】

岩瀬忠震

彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、開國初期篇掲出。【二、三】

岩間金平

文久大勢一變上篇掲出。【一六】

飯泉喜内

安政大獄後篇掲出。【八〇】

ウ

宇郷玄蕃

久世安藤執政時代掲出。【一〇三】

梅田雲濱

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【一〇五】

池田播磨守

長となり禁門の變に加はる。後歸國して坂本龍馬等と海援隊の事に努力し、薩長間に往復す。慶應二年鹿兒島に向はんとし、途艱にあひ溺死す。年二十六。贈從四位。【一七】

池田慶徳

名は頼方、井伊直弼執政時代、安政大獄後篇掲出。【八〇】  
神奈川條約締結、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄後、櫻田事變篇掲出。【六五、六六】

石谷長門守

因幡守穆清に同じ。井伊直弼執政時代、安政大獄中後篇掲出。【八〇】

板倉勝靜

文久大勢一變中篇掲出。【六、四三、四六、五二、五五、五七、六三、七五、七六、八五】

板倉周防守

勝靜に同じ。【五六、五九、七五、八五、八九】



浦 靱負

安政大獄後篇、文久大政一變上中篇  
掲出。【七〇、七一】

オ、ヲ

小笠原圖書頭

名は長行。同姓長昌の二男、文政  
五年五月生る。佐渡守長國の嗣とな  
り、壹岐守と稱す。文久三年老中格  
として外交の衝に當り、慶應元年老  
中となる。明治二十四年一月死。

小笠原長行

圖書頭に同じ。【五七、六三、七七】

小笠原長門守

朝幕交渉篇掲出。【七七、七八】

尾張慶恕

慶勝に同じ。彼理來航及其當時、神  
奈川條約締結、公武合體、朝幕背離  
緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、  
安政大獄前後篇、文久大勢一變中篇  
掲出。【七、一四】

正親町三條實愛

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、

大久保越中守

安政大獄前中、久世安藤執政時代、文  
久大勢一變上中篇掲出。【三〇、三二、  
六一、六二、六三、六五】

大久保忠寛

大久保忠寛に同じ。【四一、四二、七  
四、八〇】

大原重徳

日露英蘭條約、公武合體、安政條約  
締結、井伊直弼執政時代、文久大勢  
一變上中篇掲出。【六、四一、四二、四  
三、五四、五七、五九】

小笠原唯八

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政  
大獄前中後、文久大勢一變中篇掲出。  
【八、四八、六五、八三、九〇】

孝明天皇

幕府實力失墜時代、神奈川條約締結、  
孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕  
背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、  
井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、  
櫻田事變、久世安藤執政時代、文久  
大勢一變上中篇掲出。【二二】

【力行】

カ

河野萬壽彌

名は敏鎌。土佐藩士通好の長男。弘  
化元年十月生る。安政六年江戸に出  
で安井息軒に學び、居ること三年に  
して土佐に歸る。夙に武市瑞山、坂  
本龍馬等と交り勤王論を唱ふ。文久  
二年十一月有志五十名と共に書を藩  
廳に投じて東下す。翌年藩命により  
歸藩、投獄せらる。在獄六年。明治

岡部駿河守

開國初期篇掲出。【三五、四〇、五三、  
七四、七五、八二】

岡部土佐守

朝幕交渉篇掲出。【八〇】

岡部長常

駿河守に同じ。【二、四、五、五六】

小栗豊後守

開國初期篇掲出。【七四】

小畑孫三郎

名は正路、高知藩士、土佐郡小高坂  
村美穂の第三子。文久二年選ばれて  
監察吏となり、京阪の間に在り。後  
武市瑞山等と事を共にし、三年七月  
外船長州砲撃の際、同志島村衛吉等  
と書を藩主に呈し、藩論を一致せん  
ことを上言し、捕へて獄に繋がる。  
程なく病にかゝり歸宅を許され、二  
年九月死す。年三十。【二二】



維新後赦に遇ひ、出で、待詔院に出仕す。爾來累進して農商務、内務、司法、文部の諸大臣となり、二十六年子爵を授けられ、二十八年四月死。年五十二。【一七、一九、二〇、二一】

神山左多衛

土佐藩士神山久右衛門の子。文政十二年高知に生れ、神山左平に養はる。慶應三年藩主容堂の命を受け、大政奉還の議を將軍に上る。維新後參與職となり、明治四年長濱縣權令となり、ついで鳥根、和歌山の權令に轉じ、進みて和歌山縣令となり、元老院議員を経て貴族院議員となる。明治四十二年八月死。年八十一。【二二】名は重任、會津藩士。父は勇八。夙に藩校日新館に入り、安部井茂松と並び才學を以て顯はる。後藩命を以

柿澤勇記

勝 麟太郎

て洋學を江戸に修む。藩主容保の京都守護職となるに及び拔でられて公用吏となる。維新の際東歸し、大島圭介の軍に入り其參謀となる。今市の役銃丸に當り、田島驛に死す。年三十五。【九】

桂 小五郎

開國初期篇、久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【一六】

川路聖謨

文政天保時代、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、開國初期、文久大勢一變中篇掲出。【二二】

鹿持雅澄

通稱源太、後藤太と改む。世々高知

支藩山内家に仕へ、士班に列す。十七歳にして感憤學に志し、中村某に漢籍を、宮地某に古典を修め、最も力を國學に盡し、公子の伴讀たりしを辭し、心を學事に傾け、萬葉集古義百五十二卷の名著をなす。安政五年九月死。年六十八。贈正五位。【一六】

キ

紀州慶福  
木戸孝允

徳川家茂に同じ。【二】  
桂小五郎に同じ。神奈川條約締結、安政大獄後篇、文久大勢一變上篇掲出。【三九】

清河八郎

文久大勢一變上篇掲出。【一九】

ク

久貝遠江守

因幡守に同じ。井伊直弼執政時代掲

久坂玄瑞

出。【八〇】  
安政大獄後篇、文久大勢一變上中篇掲出。【一六、二一、六七、六九、七一、一〇〇、一〇一】

久世謙吉

名は廣文、出雲守また隠岐守と稱す。廣周の子。文久二年八月家を繼ぎ、明治元年隱居、同三十二年十月死。【七九】

久世廣周

久世大和守に同じ。【七七】

久世通熙

朝幕交渉、久世安藤執政時代、文久大勢一變中篇掲出。【九八】

久世大和守

彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離諸篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代、文久大勢一變上中篇掲出。【二、七九】



國友與五郎

水戸藩士、名は尙克、字は伯用、善庵と號す。始め高橋坦庵に學び、後藤田圃谷に従ふ。ついで弘道館訓導となり、彰考館にて修史の事に與り、亦東藩文獻志の編集を命ぜらる。齊昭致仕の時故あり禁錮に處せらる。其後公子侍讀より教授頭取小姓頭取となり、藩主慶篤の侍講となり、故あり職を免じて歸國の途病みて死す。年六十二。贈正五位。【九六】

來島又兵衛  
黒川備中守

文久大勢一變中黨掲出。【六八、七三】名は盛泰、また近江守と稱す。通稱左中。安政五年二月目付となり、文久元年五月町奉行に轉じ、二年閏八月小姓組番頭となり、十一月免職差控、元治元年七月寄合より講武所奉行となり、後大目付に轉ず。慶應元年中山道用向中勘定奉行公事方兼帶、

黒田美濃守

同三年八月願により隱居、四年正月再び出で、町奉行となり、三月留守居に移り、同月辭す。【八〇】彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、公武合體、安政大獄後黨、文久大勢一變上黨掲出。【三四】

月

ケ

性

孝明天皇初期世相、安政大獄後黨掲出。【七〇】

後藤象二郎

諱は元暉。字は日華。土佐山内藩士。天保九年三月生る。萬延元年近習目付となり、文久二年御用役となる。累進して慶應三年家老となる。大政奉還に當り藩主を輔けて最も功あり。明治維新後參議となる。征韓論

近衛關白

起るに及び、野に下りて板垣退助等と民選議院設立を建白し、二十一年大同團結の領袖となり、二十二年三月逡信大臣となる。其後農商務大臣に任ず。三十年八月死。年六十。【一〇、一一】

近衛忠熙

近衛忠熙に同じ。【三一、三二、六四、八九、九七】朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、文久大勢一變上中黨掲出。【二二、三〇、八二、八六、八七】開國初期黨、文久大勢一變上黨掲出。【八〇】

駒井山城守

出。【八〇】

小松帶刀  
小南五郎右衛門

文久大勢一變上中黨掲出。【六四】高知藩世臣、名は良和、天保年間藩主に從ひ江戸にあり、側物頭となる。安政四年側用人となる。五年歸國して沿海守備の事を策す。戊

【サ行】

サ

酒井雅樂頭

名は忠績、播州姫路藩主。文久三年六月溜詰より老中上座となり、元治元年六月免職溜詰となる。同二年二月大老となる。【四四】彼理來航及其當時、朝幕背離緒黨、

酒井忠義



井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、久世安藤執政時代、文久大勢一變上中篇掲出。【一〇五】

酒井若狹守 酒井忠義に同じ。【七七、七八】  
坂本龍馬 安政大獄後篇掲出。【一二、一七、一八、一九】

佐久間象山 天保改革、彼理來航以前の形勢、神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、公武合體、安政條約締結篇掲出。【一〇一】

佐久間左兵衛 名は義濟、山口藩士。變名して赤川淡水と稱す。中村九郎の弟。安政二年藩命を以て水戸に遊學し、會澤安の門に入り、歸りて明倫館教授となる。文久中加茂行幸の事に努力し、元治禁門の變福原越後に代りて衆を率ゐ、敗退して歸國し獄に繋がる。十一月刑に就く。年三十二。贈

三條實美

正四位。【三七】  
文久大勢一變中篇掲出。【一一、二二、二二、二三、二四、二八、二九、三〇、三一、三三、三六、四四、四六、六〇、六一、六五、六九、八三、八四、八九、九四、九五、九七、九九】

三條實萬

彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上篇掲出。【一四、一七】

品川彌二郎

文久大勢一變上篇掲出。【六七、七一、一〇〇】

志道聞太

井上馨に同じ。長州藩の世臣。天保六年十一月生る。夙に尊攘の大義を

島田左兵衛

唱へ、文久中伊藤春輔等と英國に留學し、一年にして還る。幕府征長の役石州濱田驛に戦ひ功あり。明治維新の後參與に擧げられ、四年大藏大輔となる。後元老院議員となり、八年特命辦理大使となり朝鮮に使す。其後累進して外務、大藏、内務、農商務各大臣に歴任し、殊に國家財政上に貢獻するところ多し。大正四年九月死。年八十一。【六八、七一、一〇〇、一〇一】

柴 栗山

名は邦彦、通稱は彦輔。讃岐高松の人。初め後藤芝山に學び後江戸に出て林門に學ぶ。學成り阿波侯に仕へ

島津三郎

儒官となる。天明八年五十三歳にして幕府に召され昌平黌の教官となる。學制を改め程朱の學を以て統一するに與つて功あり。文化四年十月死。年七十四。著書栗山文集等數種あり。【七〇】

島津茂久

久光に同じ。【八一、八二、八六、八九、一〇二】

島津齊彬

櫻田事變、文久大勢一變上中篇掲出。【八八】  
雄藩、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上中篇掲出。【一二、一四、八一】

島津久光

櫻田事變、文久大勢一變上中篇掲出。



島村衛吉

【七、二九、三〇、三一、八一、八八、八九】  
名は重險、土佐香美郡下島村の人。後江戸に出で、桃井春藏に従ひ其名代として武術師範となさる。文久中武市瑞山等に與みし、吉田東洋を除くに與り、嫌疑を受け捕へられ、慶應元年三月獄中に死す。年三十二。【一九】

下野遠明

櫻田事變、久世安藤執政時代掲出。【九九】

又

周布政之助

安政大獄後、櫻田事變、文久大勢一變上中篇掲出。【三七、三九、四〇、五一、五六、七〇、七二、七三】  
安政大獄後篇、櫻田事變、文久大勢一變上篇掲出。【一六】

住谷寅之助

住谷信順

寅之助に同じ。【九九】

セ

青蓮院宮

安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上篇掲出。【二九、三〇、六四、八六、八七、八九、九七、九九】

世古格太郎

安政大獄後篇掲出。【一一】

【夕行】

夕

田内恵吉

名は茂稔、武市瑞山の弟。高知藩士田内喜三次に養はれ、用人格に班す。文久二年十月同志五十人と禁閣守衛の任にあり、後吉田東洋刺殺の嫌疑を受け、本藩に護送せられ、親戚貴

高崎猪太郎

付となる。三年十一月獄に入られ、一年を経て毒を仰ぎ獄中に死す。年三十。時に元治元年十一月。【二三】  
安政大獄後篇、櫻田事變篇掲出。【二九、七一、八一、八五、八六、八七、八八】

高杉晋作

安政大獄後篇、文久大勢一變上篇掲出。【六七、六八、六九、七一、一〇〇、一〇一】

鷹司輔熙

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、文久大勢一變上中篇掲出。【九九】

瀧川播磨守

名は具舉、通稱三郎四郎。萬延元年閏三月目付となる。同年十二月外國奉行に轉じ、二年正月神奈川奉行となり、同八月京都町奉行に任じ、慶應元年九月大目付となり、四年二月免職。【九〇、九一】

武市瑞山

土佐長岡郡仁井田郷吹井の人。正恒の長子。幼字鹿衛、通稱小楯。安政の始め江戸に留學し、四年歸國して子弟を薰陶す。萬延元年同志と九州に遊説し、翌年江戸に入り、九月歸藩の途薩長の志士と京阪の間に會し、密に復古の計を議す。二年藩主に從ひ入京し、勅使三條、姉小路東下に斡旋す。十月藩主に從ひ江戸に到り、ついで歸京す。翌年將軍上洛に會し、諸藩有志と朝旨遵行に努め、名聲洛中に振ふ。後故あり嫌疑を受け、捕へて揚屋に入れられ、慶應元年閏五月誣ひて自刃を命ぜらる。時に年三十七。【一七、一八、一九、二〇、二二、二九、三三、一〇四】

武市半平太

瑞山に同じ。【一四、二五、六一、九六】



竹本隼人正

名は政明、文久元年八月、小性頭取より外國奉行となり、二年十二月作事奉行格となる。三年五月小性組番頭格奥勤となり、同年十二月外國奉行に任じ、元治元年六月小性組番頭格側用取次見習となり、七月側用取次となり、慶應元年免職、差控、四年三月寄合より留守居に移る。【七四、七六】

伊達宗城

公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、文久大勢一變中篇掲出。【一二、一四、九八】

伊達宗紀  
谷守部

井伊直弼執政時代掲出。【一五、九八】名は干城、幼字由太郎、隈山と號す。土佐藩士谷萬七の子。天保八年土佐高岡郡窪川村に生る。安政三年藩命を以て江戸に出で、安積良齋、鹽谷宕陰に學ぶ。翌年歸藩し再び江戸に

テ

寺島忠三郎

文久大勢一變上篇掲出。【六七、七一、一〇〇】

ト

徳川家茂

紀州慶福に同じ。公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時

長井雅樂

中篇掲出。【七七、七八】安政大獄後、文久大勢一變上篇掲出。【一五、二四、六七】

永井尙志

永井玄蕃頭に同じ。彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、安政大獄後、櫻田事變、文久大勢一變中篇掲出。【二九、九〇】

永井主水正

尙志に同じ。【九〇、九一】

永鳥三平

文久大勢一變上篇掲出。【三】

中岡慎太郎

土佐安藝郡北川郷里正小傳次の子。名は道正、迂山また遠山と號す。幼時崎督馬に就きて學び、詩文國歌を善くす。安政の末江戸にあり、藩主山内豊範の命を受け、北地の偵察に従事し、數月にして復命す。後京阪の間に駐り、尊攘の大義を唱へ、同志の糾合を圖り、中國九州の諸藩

代、安政大獄前後、久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【六七、八三、九四、九五、九六】

徳川慶勝

尾張慶勝に同じ。【七、六六】

徳川慶篤

水戸慶篤に同じ。【九六】

徳大寺實則

朝幕交渉、文久大勢一變上篇掲出。【二二】

徳大寺公純

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇、久世安藤執政時代掲出。【九九】

【ナ行】

ナ

内藤紀伊守

彼理來航及其當時、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、櫻田事變、久世安藤執政時代、文久大勢一變上



に遊説す。ついで坂本龍馬の海援隊に並びて陸援隊を組織し、大になすところあらんとす。慶應三年十二月十五日龍馬と先斗町の旅寓に會議し、幕府見廻組の徒に襲はれ負傷し、ついで死す。年三十。【一二】

中根 靱負

雪江に同じ。彼理來航時代、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、安政大獄前後篇、文久大勢一變中篇掲出。【三五、三七、三九、四〇、四三、五二、七三】

長野 主膳

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變篇掲出。【一〇四】

中村 九郎

名は清旭、白水と號す。山口藩世臣八組士なり。嘉永六年米糶來航に當り、戍兵となり、武相沿海を守備す。また密に吉田松陰と外國の情勢をこ

中山 忠光

ぐり、尊攘の議を起す。安政戊午の際京師に駐り志士の間に交り、幕府の内情を探り功あり、元治元年國老國司信濃に屬し、國冤解除周旋の爲、入京す。されど事行はれず禁門の變を起すに至る。征長軍の起るに當り獄に繋かれ、十一月斬罪に處せらる。年三十七。【三九、七二】

をなさんとし、元治元年十一月暗殺せらる。時に年二十二。贈正四位。【一〇四】

中山 忠能

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、久世安藤執政時代、文久大勢一變上中篇掲出。【二二、三二、四〇、六三】

那須 俊平

名は重任、實は高知藩士坂本代吾の長子。故ありて那須忠篤の嗣となり、高岡郡橋原村に居る。文久三年養子信吾の大和に殉難以來、自らも報效を期し、元治元年脱藩して周防三田尻に奔り、忠勇隊に加はる。ついで京都に逃出し、七月十九日戦死す。時に年五十八。贈正五位。【二〇】

那須 信吾

土佐藩國老深尾郡の臣濱田某の子。名は重民。橋原村那須重任の養嗣子

鍋島 齊正

となる。槍法砲術に達す。文久二年武市瑞山等の議に贊し、同志と藩の參政吉田元吉を刺殺し、脱して京阪の間に居る。三年八月中山忠光義兵を大和に擧ぐるに及び、選ばれて軍監となり、各所に奮戦し、九月二十四日駕家口の戦ひに死す。年三十五。贈從四位。【一九、二〇】

鍋島 肥前守

幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢、神奈川條約締結篇掲出。【九八】

二條 齊敬

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、久世安藤執政時代掲出。【九九】



野宮定功

久世安藤執政時代掲出。【三一、九  
九】

【八行】

坊城俊克

久世安藤執政時代掲出。【九九】

ハ

久木直次郎

久木久敬に同じ。安政大獄前中後篇  
掲出。【九六】

久松喜代馬

土佐高知新町に住す。名は重和。麻  
田勘七、千葉重太郎等に剣を學び、  
後歸郷して子弟を教授す。萬延元年  
西國修行の許可を得、肥筑の間に遊  
ぶ。文久二年藩主に從ひ京都に上

一橋慶喜

リ、別勅使に從ひて東下す。八月二  
日藩の參政吉田東洋の同志井上佐市  
郎を大阪に暗殺し、後事覺はれて獄  
に投ぜられ、慶應二年五月死。年三  
十一。【一〇四】

天保改革、彼理來航以前の形勢、神  
奈川條約締結、公武合體、朝幕背  
離、安政條約締結、朝幕交渉、井伊  
直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻  
田事變、文久大勢一變上篇掲出。

【一、四、六、二四、三八、四〇、四一、四  
二、四三、四四、四五、四九、五〇、五  
一、五二、五三、五四、五五、五八、五  
九、六三、六五、七一、七五、七六、八  
四、八五、八六、八七、八九、九五】

名は義比、高知藩士、城西久萬に生  
る。隈山と號す。齋藤拙堂に學ぶ。  
安政の末武市瑞山等と尊攘の説を唱

平井收二郎

平野次郎  
弘瀬健太

安政大獄後篇掲出。【一九】  
名は年定、土佐國土佐郡井口村の  
人。武市瑞山等と共に勤王の事に志  
し、文久二年四月瑞山の意を承け、  
同志と共に京都に奔り、勅使、三條  
姉小路兩卿に從つて東下す。十二月  
藩政改革を志し、罪を得、三年六月  
獄中に自刃す。年二十八。贈從四位。  
【一九、二一】

平井善之丞

高知藩士、名は政實、長岡郡豊村小  
野の人、藩主山内豐熙に拔擢せられ  
て目付役となる。志勤王に存し武市  
瑞山等と事を共にし、文久二年他藩  
應接役を勤め、諸方の有志に交る。  
瑞山等の獄起るに及び、屢々上書し  
て救解せんとし容れられず、歸郷し  
て閑居し、慶應元年五月死。年六十  
三。【一九、二一、二二】

平井隈山

牧二郎に同じ。【二六、三三】

深尾 鼎

名は重先、同姓重愷の子、重教の養  
子となる。山内氏の重臣、世々家老  
となる。維新の際藩主を助けて功あ  
り。明治四年十二月隱居し、二十三  
年死。【二〇】

福岡藤次

名は孝弟、高知藩の重臣なり。左近  
兵衛の次男、雄次の嗣となる。維新



の際王政復古の議を將軍慶喜に建白し、又五ヶ條御誓文起草に關與す。後、文部、司法の大輔となり。元老院議員、樞密顧問官に歴任す。天保六年二月生れ、大正八年三月死。【二〇、二一】

福原乙之進  
藤田東湖

文久大勢一變上篇掲出。【一〇一】  
彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕交渉、安政大獄前、櫻田事變、久世安藤執政時代、文久大勢一變上中篇掲出。【三】

ホ

堀田鴻之丞

正陸の子。名は正倫、相模守と稱す。嘉永四年十二月生れ、安政六年九月家を繼ぎ、明治維新の際東北に出征して功あり、明治四十四年一月死。

堀田見山  
堀田備中守  
堀田正陸

【七八】  
堀田正陸に同じ。【七七、七八】  
堀田正陸に同じ。【四二】  
天保改革、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代、文久大勢一變上中篇掲出。【一四、七八】

本庄宗秀  
本田彌右衛門

松平宗秀に同じ。【七九】  
文久大勢一變上篇掲出。【二九、三〇】  
文久大勢一變上篇掲出。【二〇、一〇三】

本間精一郎

マ行

マ

眞木和泉  
牧野忠恭

文久大勢一變上篇掲出。【一九】  
越後長岡藩主。實は松平乗寛第三の子。忠雅の嗣となる。支那頭また備前守と稱す。安政五年十月家を承け、文久二年京都所司代となり、三年九月老中に任じ、慶應元年四月辭す。【九】

松平和泉守

彼理來航及其當時、神奈川條約締結、公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、安政大獄前中、櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代掲出。【八〇】

松平容保

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世安藤執政時代掲出。【九、一一、一四、三八、四三、四六、四八、五四、五五、五六、五七、六三、六四、八一、八二、八九、九〇】

松平定信  
松平定敬

安政大獄後篇掲出。【二】  
松平義建の七男。越中守と稱す。弘

松平相模守  
松平讃岐守

化三年十二月生る。安政六年十一月家を繼ぎ、明治二年八月隱居、明治四十一年七月死。【七】  
池田慶徳に同じ。【六五】  
彼理來航及其當時、朝幕背離緒篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前後篇掲出。【七九】

松平春嶽

幕府分解接近時代、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、櫻田事變、開國初期、文久大勢一變上中篇掲出。【二、三、四、八、一一、一四、二四、二五、三四、三五、三六、三八、三九、四〇、四一、四五、四六、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五七、五八、五九、六二、六三、六五、六六、七一、七三、七六、八一、八二、八



松平武成

五、八六、八七、八八、八九、九二、九六、九九】  
石州濱田藩主。右近將監と稱す。實は松平義建の第二男。天保十三年家を嗣ぎ弘化四年十二月隱居す。【七】

松平乘全

和泉守と稱す。彼理來航及其當時、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【八〇】

松平信篤

また信義と稱す。文久大勢一變中篇掲出。【六一、六三】

松平豊前守

久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【五六、七五、八九】

松平伯耆守

松平宗秀に同じ。【七九】

松平宗秀

安政大獄後篇、文久大勢一變中篇掲出。【七】

間部下總守

詮勝に同じ。【七七、七八】

間部詮勝

公武合體、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代掲出。【一】

三浦七兵衛

安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上中篇掲出。【三六】

水野和泉守

忠精に同じ。【五六、七五、八五、八九】

水野越前守

水野忠邦に同じ。【二七】

水野忠邦

文政天保時代篇以下、安政條約締結篇に至るまで各篇及び安政大獄前、櫻田事變、文久大勢一變中篇掲出。【二】

水野忠精

櫻田事變篇掲出。【六、五八】

水野忠徳

神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、櫻田事變篇掲出。【二、三】

水戸齊昭

幕府分解接近時代篇以下各篇掲出。【二、三、一二、一四、六五、九八】

水戸慶篤

彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、久世安藤執政時代掲出。【九九】

宮地宜藏

文久大勢一變上篇掲出。【一九】

宮部鼎藏

孝明天皇初期世相、文久大勢一變上篇掲出。【三】

村田清風

雄藩篇、文久大勢一變上篇掲出。【七〇】

毛利定廣

毛利廣封また元徳と同じ。安政大獄後、文久大勢一變上中篇掲出。【二一、四〇、六二、七〇、七一、七三、九一、四〇、六二、七〇、七一、七三、九一】

毛利慶親

七】  
彼理來航及其當時、井伊直弼執政時代、安政大獄前後篇、文久大勢一變中篇掲出。【二一、四〇、六二、七〇、七一、七三、九七】

森寺因幡守

安政大獄中篇掲出。【二三】

【ヤ行】

薬師寺静山

名は元眞、筑前守と稱す。櫻田事變篇掲出。【七七、七八】

山内豊惇

豊資の子、豊照の弟。通稱敏衛、兵部また式部と稱す。嘉永元年九月家を嗣ぎ、同十二月隱居し、二年二月死。【一四】

山内豊信

公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、



山内豊熙

井伊直弼執政時代、安政大獄前後篇  
掲出。【一四、一七、四八】  
豊資の子。土佐守と稱す。天保十四  
年三月家を嗣ぎ、嘉永元年六月死。

山内豊範

幼字熊五郎。また鹿次郎と稱す。豊  
資の子、豊熙の弟。安政六年家を嗣  
ぎ、維新の際功あり、賞典四萬石を賜  
はる。【一四、一九、二〇、二一、二二、  
二三、二四、二六、七〇】

山内容堂

山内豊信に同じ。【一一、一五、二〇、  
二五、三九、四六、五二、五三、五五、五  
六、五七、五八、六四、六六、六八、七  
〇、七一、七二、七三、八五、八六、八  
七】

山尾庸三

山口藩士、忠治郎の子。天保八年十  
月生る。文久三年伊藤博文等と英國  
に留學し、明治三年歸朝の後、民部、

山縣半藏

工部の諸省に歴任し、宮中顧問官と  
なる。大正六年十二月死。【六七、六  
九、七一、一〇〇、一〇一】

山崎闇齋

安政大獄前後、櫻田事變、文久大勢  
一變上篇掲出。【六八、七〇、一〇一】  
松平定信時代、幕府實力失墜時代、  
孝明天皇初期世相、文久大勢一變上  
篇掲出。【一三】

山田市之允

名は顯義、顯行の子。弘化元年九月  
生る。山口藩士。戊辰の役征討總督  
仁和寺宮副參謀となり、尋で海軍參  
謀に移り、函館役に功あり。明治維  
新後、海軍中將に進む。明治十八年  
司法大臣に任ず。明治二十五年十一  
月死。【一〇〇】

山地忠七

名は元治。土佐藩世臣。文久元年御  
側勤めとなる、其の後江戸に出で四  
方の志士に交り、慶應中歩兵小隊司

〇、一〇一】

横井小楠

彼理來航及其當時、孝明天皇初期世  
相、公武合體、久世安藤執政時代篇、  
文久大勢一變中篇掲出。【三、五、二  
七、三四、三七、三八、四一、四二、四  
三、四四、五四、五七、八二、九二、九  
三、九七】

横井平四郎

小楠に同じ。【六】  
吉井友實に同じ。井伊直弼執政時代、  
安政大獄後、文久大勢一變上中篇掲  
出。【三七、四四、六一】

吉井中助

吉田松陰

神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、  
安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼  
執政時代、安政大獄前中後、櫻田事  
變、文久大勢一變上篇掲出。【三、一  
二、三九、一〇一】

大和彌八郎

令となり禁関守衛をなす。維新の際  
蝴蝶隊を率ゐて下野今市に戦ひ會津  
に轉戦して功あり。明治十年西南の  
役また功あり。十四年陸軍少將とな  
り熊本鎮臺司令長官に任じ、後大阪  
鎮臺司令長官を経て熊本鎮臺に再任  
す。十九年陸軍中將となる。廿七八  
年の役第一師團長となり出征して各  
戦に轉戦最も功あり。明治三十年十  
月死。年五十七。【七〇、七一】  
名は直利。實は山縣某の子。大和氏  
を嗣ぐ。安政元年夏浦賀警備の任に  
當る。翌年兵庫警備に轉ず。萬延元  
年江戸留守役となる。文久二年久坂  
玄瑞等と横濱外人襲撃を企て、成ら  
ず、元治元年禁門の變により秩祿を  
奪はれ、幽せられ、十二月斬殺せら  
る。年三十。【六七、六八、七一、一〇



吉田東洋

名は正秋。通稱寛兵衛、後元吉と改む。長じて上國に遊び、藤田東湖、齋藤拙堂等と交る。船奉行、郡奉行等を経て、大目付となり、轉じて仕置役となり、江戸に赴き、故ありて封を奪ひ歸國を命ぜらる。安政五年款され仕置役に復し、藩政を理して效績見るべきあり、後刺客の難に遭うて仆る。【一三、一五、一七、一八、二〇、二一】

吉田元吉

東洋に同じ。【二〇】

芳野金陵

孝明天皇初期世相、文久大勢一變上黨掲出。【三五】

吉村寅太郎

文久大勢一變上黨掲出。【一九】

頼三樹三郎

安政大獄前中、文久大勢一變上黨掲出。【一〇五】

【ワ行】

ワ

脇坂安宅

彼理來航以前の形勢、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕交渉、安政大獄前、櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代、文久大勢一變中黨掲出。【八〇】

脇坂淡路守

名は安斐、實は藤堂高猷四男。安宅の嗣となる。天保十年十一月生れ、明治四十一年二月死。【八〇】

【ラ行】

ラ

索引

【ア行】

ア

- 粟田口.....四九五、五〇一
- 會津.....四五、四六、一七五、四〇九、四三七
- 會津藩.....二九、三四、三五、四〇、四一、四二、四三
- 近江.....一一九、一二〇

イ、イ

- 石部宿.....四九六
- 和泉.....一三〇
- 伊豫.....七三
- 因州藩.....三一

ウ

- 宇和島城.....六六
- 宇和島藩.....六四

浦賀.....四四〇

【エ、エ】

- 越前.....一一
- 江戸.....一一、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

オ、オ

- 小田原.....二九
- 帶屋町.....八八、九〇
- 大阪.....一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇
- 大阪住吉陣營.....七九、九五
- 大阪長堀.....一〇〇
- 大阪難波橋北地.....一〇〇
- 大森梅屋敷.....三三、三六、三七、四六

【カ行】



